

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【事業年度】	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日
【会社名】	大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー (Daejeon Riverside Expressway Funding Public Limited Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 カーメル・ノートン (Carmel Naughton, Director) 取締役 エイドリアン・ベイリー (Adrian Bailie, Director)
【本店の所在の場所】	アイルランド共和国、ダブリン3、 イーストポイント・ビジネス・パーク、ピナクル2 (Pinnacle 2, Eastpoint Business Park, Dublin 3, Republic of Ireland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎 文彰
【代理人の住所又は所在地】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎 文彰
【連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

1. 本書において別段の記載がある場合を除き、下記の語の意味はそれぞれ対置された内容を指すものとする。

「当社」	： 大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー
「大田市」または「保証人」	： 大韓民国大田広域市
「本社債」	： 2011年11月10日に発行された、韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第2回円貨社債（2011）（2012年11月12日の満期に全額償還された。）、韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第3回円貨社債（2011）（2013年11月11日の満期に全額償還された。）および韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第4回円貨社債（2011）
「韓国」	： 大韓民国
「アイルランド」	： アイルランド共和国

2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ウォン」は韓国ウォン、「ドル」は米ドル、また「円」は日本円をいう。東京の主要銀行が建値した2015年6月15日現在の対顧客電信直物売買為替相場の仲値は、それぞれ100ウォン＝11.10円および1ドル＝123.50円であった。本書では、一定のドル建の数値が上記為替相場で円換算されている。

3. 当社の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終了する。

4. 本書において表中の数字が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

アイルランド共和国の会社制度

当社を規律する法制度は、アイルランド共和国（以下「アイルランド」という。）の2014年会社法（以下「会社法」という。）である。以下は、当社を含む公開有限責任会社に適用される会社法の主要規定を要約したものである。

公開有限責任会社が法人として成立するためには、会社登記所（以下「登記所」という。）が会社の基本定款および付属定款ならびに会社名、取締役、秘書役、発起人、登記上の事務所および資本金の詳細を記載した様式A-1を受領および承認し、かつ登記所が会社の設立証明書を発行することが必要である。登記所はまた、会社の設立証明書を発行する前に会社の商号を承認しなければならない。公開有限責任会社の場合、当該会社は業務開始証明書を申請する必要がある。

基本定款および付属定款は、公開有限責任会社の基本構成に関する文書である。基本定款には、会社の商号、会社番号、会社の目的、会社の株式資本の額面額および同資本金が一定の額面を有する株式に分割されることならびに株主の責任が有限であるかどうかを記載しなければならない。公開有限責任会社の商号には、「パブリック・リミテッド・カンパニー」なる語句を含めることを要し、会社の登記後にはいかなる用途においても、公開有限責任会社を含むいずれの者によっても「ピーエルシー」（「p.l.c.」または「plc」（いずれも大文字での省略形を含む。））と省略することができる。

基本定款は、会社法の明示的定めに従った方法以外では、改正することはできない。通常、基本定款および付属定款はともに、改正につき投票した株主の4分の3以上の多数により可決された特別決議によってのみ改正することができる。

会社法には、付属定款と併せて、統治、株式譲渡、配当の支払および株主への通知手続を含む会社の内部管理運営機構、ならびに株主および取締役の権利および権限に関する規則が記載される。

会社は、各会計年度ごとに、会社法の要件に従った貸借対照表、損益計算書および注記を作成しなければならない。また、会社法には、一定の上場会社が、コーポレート・ガバナンスに関する記述を会計書類に含めるという要件が含まれている。さらに、会社法は、一定の会社の取締役が、取締役の年次報告書（次の段落参照）に含めるコンプライアンス報告書を作成しなければならないという要件も定めている。コンプライアンス報告書は、取締役が会社の「関連する義務」の遵守を確保することに責任を負っていることを認め、会社法に規定する一定の手順が実行されていることを確認するかまたはかかる手順が実行されていない理由を説明する声明を含むものとする。会社が親会社であり、欧州連合内にグループとしての財務書類を作成する親会社を有さない場合には、グループとしての財務書類を作成しなければならない。公開有限責任会社の取締役は、会社の法定の年次財務書類が法定の会計監査人による監査を受けるよう取り計らわなければならない。

財務書類は、監査報告書ならびに会社およびその子会社の事業の状態および動向に関する検討を含む取締役の報告書とともに会社登記官に提出され、会社の全株主に送付されなければならない。当該取締役の報告書には、一定の事項（会社が宣言する配当に関する取締役の提案を含む。）を特に記載しなければならない。

会社法は、公開有限責任会社が配当を支払えるのは、十分な配当可能利益があり純資産の金額が配当の支払によって払込済資本金および分配不能準備金の合計を下回ることがない場合に限ることを要求している。

会社法は、公開有限責任会社の付属定款により別段に規定されない限り、普通決議により配当を宣言することができるが、配当が会社の取締役が勧告した金額を上回ってはならないことを規定している。さらに、会社法は、会社の利益により正当化されると取締役がみなす場合には、随時、中間配当を支払うことができることも規定している。

株主

会社の株主は、アイルランドの国民または居住者である必要はない。公開有限責任会社が、（当社のように）2人以上の株主を有する場合、株主総会が少なくとも毎年1回開催されなければならない。これを年次総会とする。年次総会については、会社秘書役がすべての株主に対し年次総会の21日前に書面で通知しなければならない。年次総会の主たる議題は、退任取締役（もしあれば）に代わる取締役の選任、配当支払の承認、会計監査人の選任ならびに取締役および会計監査人の報酬の決定である。また、会社の取締役は、年次財務書類、取締役の報告書および財務書類にかかる監査報告書を年次総会に提出しなければならない。会社法は、株主総会がアイルランド国外にて開催される場合には追加要件に服するものとして、会社の年次総会または臨時総会をアイルランドの国内または国外において開催することができることを規定している。取締役または一定割合の株式を所有する株主は、（会社の付属定款により別段に規定されない限り）臨時総会と呼ばれるその他の株主総会を招集できる。会社法には、定足数要件および総会議長の任命など、株主総会に関する規定が定められる。これらは、付属定款により補完、改正および変更することができる。

会社法は、付属定款により別段に規定されない限り、株主総会で票決に付される決議は、投票が有効に要求されない限り、挙手により採択されるものと定めている。挙手に際しては、出席株主は各自1個の議決権を有し、投票に際してはすべての株主がその保有する株式1株毎またはその保有する株式15ユーロ毎（場合により）に1個の議決権を有する。

株主は、他の者を代理人に指名して、当該株主に代わって株主総会に出席し議決権を行使することを委任する権利を有する。

株主決議は通常、普通決議すなわち議決権の単純過半数により採択される。ただし、一定の事項は、特別決議、すなわち議決権の4分の3以上の多数により採択されなければならない。

会社は、株主の氏名、住所および各株主が保有している株式数ならびにそれら株式の取得日を記載した株主名簿を備置しなければならない。

公開有限責任会社の株主総会における議決権を付された種類の発行済株式資本の3%以上の株式に対する持分を取得した者またはかかる持分を所有しなくなった者は、これを会社に通知しなければならない。

株式の発行および新株引受権

追加株式の割当をするためには、取締役は普通決議による株主の授權を必要とする。現金による割当に関する株主の新株引受権は、公開有限責任会社の付属定款または株主の特別決議によりその適用を除外することができる。

経営および業務

公開有限責任会社の経営は、2名以上の取締役がその任に当たる。取締役は通常、特定の職務を有する委員会を設置することおよび特定の権限を付与することのできる執行取締役を選任することを付属定款によって授權される。さらに取締役会は、一般にまたは特定事項に関連して、会社を代表して行為する権限をいかなる者（会社の従業員を含む。）にも付与することができる。

会社の取締役による何らかの決定が要求される場合、かかる決定は全取締役に出席権限がある取締役会議または正式に任命された委員会会議または全取締役の署名した書面による決議で処理しなければならない。通常の取引契約を含むその他の事項については、アイルランドの会社の取締役はいずれも、善意で契約を締結した第三者のために会社を拘束する表見代理権を有する。

適切な手続に従うことを条件に、株主は、いつでも普通決議により、終身取締役を除く取締役の一部または全部を解任する権限を有する。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の基本定款および付属定款は、当社がアイルランドの法律のもとで設立された時に当社株主により採択され、当社株主の特別決議に基づき、基本定款および付属定款ならびに会社法の規定に従ってその時々に変更されることがある。

2015年6月1日の会社法の施行前に登記された当社のような公開有限責任会社の基本定款および付属定款は、会社法の強行規定と合致しない範囲を除いて引き続き効力を有するものとするが、登記時期にかかわらず、基本定款および付属定款の変更または追加が会社法により許可される条件の下で、かつかかる条件に従って、変更または追加することができる。さらに、そのように引き続き効力を有する基本定款および付属定款の規定が、2015年6月1日より前に適用された旧会社法のいずれかの規定を参照する場合は、それに相当する会社法の規定を参照しているとして解釈するものとする。

下記は当社の現行の付属定款に定める規定の要約である。

① 普通株式の株主権

(i) 配当請求権

配当につき特別権利を有する株式を所有する者がある場合はかかる者の権利に従うものとし、配当はすべて、配当が支払われる株式について払込済みのまたは払込済みとして計上されている金額に応じて宣言され、支払われる。ただし、払込請求に先立って払込まれたまたは払込済みとして計上された金額は当該株式について払込済みであるとはみなされない。配当はすべて、配当の支払対象期間中に当該株式について払込済みのまたは払込済みとして計上されている額に按分比例して配分され、支払われる。ただし、配当請求権が特定日以降に発生するとの条件で発行された株式がある場合、当該株式はかかる条項に従って配当請求権を生じる。

配当は現金で分配するか、または当社の株主の承認を得て特定の資産の分配により行うことができる。

(ii) 清算

当社が清算する場合、清算人は、当社の特別決議による承認および会社法により要求されるその他の承認を得て、当社の資産（資産が同種の物件で構成されているか否かには拘らない。）の全部もしくは一部を正貨または現物により株主の間で分配することができ、かかる目的のために、同人が適正とみなす価値を上記に従い分配される物件に付することができ、また株主間でもしくは異なる種類の株主間でかかる分配をどのように行うかを決定することができる。清算人は、同様の承認を得て、かかる資産の全部もしくは一部を、清算人が同様の承認を得て適切と認めるところに従い、出資者を受益者とする信託に付することができる。ただし、いかなる株主も、その上に負債が存在する株式またはその他の有価証券を受入れることを強制されないものとする。

(iii) 議決権

当社の株主総会において、本人が出席した株主または各代理人は各自1個の議決権を有する。ただし、投票が要求された場合は、本人もしくは代理人により出席した各株主は1株ごとに1個の議決権を有する。

株主は、例えばその議決権付株式の持分に関する情報提供についての要求に応じていない場合などの一定の限られた状況においては、株主総会において議決権を有しない。

(iv) 譲渡

株式は株券の形式で保有することができ、その場合は譲渡人が有効な譲渡証書を作成することにより譲渡可能である。

② 株主総会の通知

すべての株主は、当社の秘書役から書面で通知を受領する。

③ 取締役

当社の取締役の数は2名以上10名以下とする（ただし、2名以上の取締役がいる限り、株主は普通決議によりその最低数または最大数を変更することができる。）。

当社の付属定款は、取締役は、株主の普通決議によって任命されることができ、欠員補充のためまたは追加取締役として任命される場合は取締役会により任命されることができ旨定めている。

当社の付属定款に従い、取締役の少なくとも3分の1は定時株主総会毎に退任しなければならない。

当社の付属定款第84条は、当社が株主総会において取締役の株式保有要件を定めることができ、そのように定められない限りまたは定められるまでは、かかる要件が課されない旨を規定している。本書の日付現在、当社はかかる株式保有要件を採択していない。

取締役の報酬は、当社の普通決議によりその時々決定されるものとし、（かかる決議により別段に規定されない限り）取締役間で取締役が合意する方法で、または合意が得られない場合には均等額で分配されるものとする。ただし、かかる報酬の支払期間の一部期間のみ在職する取締役は、在職期間に応じて報酬が分配されるものとする。取締役はまた、取締役会または取締役委員会または当社の株主総会への往復あるいは当社の業務に関連する交通費、宿泊費およびその他適正に生じた費用の支払も受けられる。

取締役が、取締役の通常の義務の範囲外であるとかかる取締役が思料する特別の職務を行うことを要請された場合、当社はかかる取締役に対して、一定額または利益の一定割合または取締役会において可決された決議により決定されうる報酬を支払うことができ、かかる報酬は、取締役としてかかる取締役が権利を有するその他の報酬に加えてまたはその代りとして付与されうる。

④ その他

当社の会長が、その出席する株主総会の議長を兼ねる。株主総会の議事の開始および継続には本人または代理人により出席した議決権を有する株主3名の出席が必要である。

2【外国為替管理制度】

現在、アイルランド非居住者による本社債の取得ならびに（イ）本社債の利息および（ロ）本社債の売却手取金の送金についてアイルランドの外国為替管理規制は存在しない。

ただし、本社債および／もしくは関連書類ならびに／またはそれらの譲渡および／もしくはそれらに関連する支払について、当事者が、国際連合、欧州連合もしくはアイルランドの制裁または欧州共同体設立条約（その後の改正を含む。）の制裁またはそれ以外の何らかのかかる制裁の対象であるか、2010年刑事司法（資金洗浄およびテロ資金供与）法（その後の改正を含む。）に基づき何らかの指示もしくは命令の対象である国に居住しているか、かかる国で設立されたかまたはかかる国の法律に基づき組織された者により支配されているかまたはその他の関係を有している場合（またはかかる者自身である場合）、本社債および／もしくは関連書類に基づくかまたは関連する譲渡もしくは支払に係る、当該者に対する義務は執行不能または無効となる可能性がある。

3【課税上の取扱い】

利息にかかる源泉税

一般に、アイルランドを源泉とする利息の支払に対しては標準税率20%で所得税が源泉徴収されることを要する。

会社により発行された社債で、承認された証券取引所に上場され、かつ利息請求権が付されたものは、1997年アイルランド租税統合法第64条にいう「上場ユーロボンド」に該当する。本社債が上場ユーロボンドであり、かつ承認された決済制度で保管されている限り、本社債の利息の支払は、当社を代理するいかなる支払代理人によってもアイルランドの所得税を源泉徴収または控除されることなく支払われうる。

本社債が承認された決済制度で保管されていないが、「上場ユーロボンド」である場合、現行法および現行実務のもとで、利息の支払は、かかる状況下で下記の要件が満たされれば、アイルランドの所得税を源泉徴収または控除されることなく行われうる。かかる要件とはすなわち、

(a) 支払を行うかまたは仲介する者がアイルランドに所在していないこと、または

(b) 支払がアイルランドに所在する者によって行われ、当該社債の実質所有者でありかつ利息を受取る実質的権利者がアイルランドの居住者ではなく、かつ当該支払関係者に所定の書式で宣言していること。

本社債は、アイルランド証券取引所に現在上場されているため、1997年アイルランド租税統合法第64条にいう「上場ユーロボンド」に該当する。

もし理由の如何に拘らず、上場ユーロボンドの源泉税免除が適用されない場合、本社債の利息は、欧州連合の加盟国（アイルランドを除く。）であるか、またはアイルランドが租税条約を締結している国（アイルランドは日本と租税条約を締結している。）の居住者に対してはアイルランドの源泉税を課せられることなく支払われうる。ただし、かかる者が会社である場合、利息が、当該会社が支店もしくは代理人を通じてアイルランドで営んでいる取引または事業に関連して当該会社に支払われる場合には、かかる源泉税免除は適用されない。

本社債の償還による元金の支払にはアイルランドの源泉税は課せられない。

当社が本社債について支払う利息が、アイルランドの税法上分配金とみなされる場合には、かかる利息について上記の源泉税免除は適用されず、20%の税率で源泉税が課せられる可能性がある。

換金税

非アイルランド人である支払代理人は、本社債の利息の支払からアイルランドの換金税を控除する義務を負わない。本社債の利息を支払うアイルランド国内の支払代理人および本社債権者のために利息の支払を受領するアイルランド国内の代理人は、標準所得税率（現在20%）で所得税を源泉徴収することを要求される。ただし、アイルランド国税局に対して所定の方法でなされる還付請求において、本社債を所有し、かかる利息を受領する権利のある者がアイルランドの居住者でないことが証明された場合

はこの限りでない。また、かかる利息が、アイルランドの税法上、アイルランドの別の居住者の所得とみなされないことも必要である。

本社債権者に対する課税

本社債について支払われる利息はアイルランドを源泉としており、従って、アイルランドの所得税の課税問題が生じる。本社債権者は、本社債の利息を源泉税を徴収されることなく受領しうるが、本社債権者は、以下の場合を除き、直接査定によってアイルランドの所得税を課せられうる。すなわち、

- (a) 本社債権者がアイルランドの内国法人ではなく、かつ欧州連合の加盟国（アイルランドを除く。）またはアイルランドが租税条約を締結している国の内国法人であるか、または
- (b) 適用ある租税条約のもとで租税の減免を請求しうること。

ただし、所得税債務が発生した場合でも、アイルランド国税局がかかる所得税債務を徴収しうるメカニズムは存在せず、従って、非居住者である本社債権者が、本社債が帰属する支店もしくは代理人または恒久的施設を通じてアイルランド国内で事業を行っていない場合には、一般にかかる税債務は事実上強制されない。ただし、法律上はアイルランドの税金を自己査定ベースで申告することとされているが、アイルランド国税局が査定書を発行しまたは査定を行う義務はない。

譲渡所得税および法人税

アイルランドの居住者でもなく通常居住しているのでもない本社債権者で、本社債が帰属する支店、代理人または恒久的施設を通じてアイルランド国内で事業を行っていない者は、本社債について受領する利息または本社債の処分もしくは償還による利益についてアイルランドの法人税または譲渡所得税は課せられない。ただし、もし本社債が証券取引所に上場されておらず、その価値またはその価値の大部分が一定の特定資産（たとえばアイルランドの土地または採掘権など）から発生する場合には、本社債権者は、アイルランドの譲渡所得税を課せられうる。

印紙税

本社債の発行に際してアイルランドで課せられる印紙税は存在しない。本社債の譲渡に関しては、本社債に対する権原が無記名式証書の交付により移転する場合には、いかなる印紙税も支払う必要がない。本社債の権原が証書により移転する場合、当社が1997年租税統合法第110条にいう「適格会社」であり、かつ本社債によって調達された資金が当社によりその事業過程において使用される場合には、かかる証書に対して印紙税は課せられない。当社の取締役は、「適格会社」としての資格を得るための要件を満たすよう確保する考えである。

財産取得税

本社債が、アイルランドの居住者であるかまたはアイルランドに通常居住する贈与者（被相続人）からの、またはアイルランドの居住者であるかまたはアイルランドに通常居住する受益者が受取る贈与または遺産の対象となる場合、または本社債のいずれかがアイルランドに所在する財産とみなされる場合には、当該本社債の受益者は、財産取得税を課せられることがある。当社が発行する本社債は、アイルランドに所在する財産とみなされる可能性がある。よって、もし本社債が贈与または遺産の対象となる場合、当該本社債の受益者は、たとえ贈与者（被相続人）または受益者がアイルランドの居住者でないかまたはアイルランドに通常居住していなくとも、財産取得税を課せられることがある。

4【法律意見】

当社の法律顧問として行為するディロン・ユースタス法律事務所により提出されている法律意見書は、大要、次の趣旨である。

- (1) 当社は、アイルランド共和国法に基づき正当に設立され、有効に存続している会社である。
- (2) 本書中の「第一部 企業情報—第1 本国における法制等の概要」の「1. 会社制度等の概要」および「2. 外国為替管理制度」に記載される（会計または税金に関する事項を除く）アイルランド共和国法に関するすべての記述は、すべての重要な点で真実かつ正確である。

プライスウォーターハウスクーパースにより提出されている税制に関する意見書は、大要、次の趣旨である。

- (1) 本書中の「第一部 企業情報—第1 本国における法制等の概要—3. 課税上の取扱い」におけるアイルランド共和国の税法に関するすべての記述は、すべての重要な点で真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(単位：(資本金のデータを除き) 千円)

12月31日終了年度または12月31日現在

	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
受取利息および類似収益	13,491	110,426	237,597	529,273	571,222
営業費用	(12,711)	(10,626)	(17,432)	(24,972)	(12,250)
税引後当期純利益(損失)	(11,208)	(1,181)	15,034	25,409	42,856
資本金(単位：ドル)	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
(千円)*	(4,940)	(4,940)	(4,940)	(4,940)	(4,940)
株式数	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
非流動資産	400,000	400,000	400,000	3,700,000	-
正味流動資産	73,313	83,701	84,062	36,694	46,787
正味流動資産を含む資産合計	473,313	483,701	484,062	3,736,694	46,787
正味資産	74,841	86,049	87,230	72,196	46,787
1株当たり配当額	0	0	0	0	0
平均従業員数	0	0	0	0	0

* 当社の財務諸表に記載された資本金の数値とは異なる換算レートで日本円に換算されているため、かかる数値とは異なっている。

2【沿革】

当社は、2001年7月25日に、会社法に基づき、公開有限責任会社としてアイルランドにおいて設立され、登記された(会社登記番号第345895号)。当社の登録事務所はアイルランド共和国、ダブリン3、イーストポイント・ビジネス・パーク、ピナクル2に所在する。当社は親会社、子会社またはその他関連会社を有しない。当社の発行済株式はすべて慈善信託受託者およびその指定する者によってDRE慈善信託(以下「慈善信託」という。)のために信託保有されている。

3【事業の内容】

(1) 目的

当社は、下記の業務を行うことができる。

- 貸付債権、リース債権もしくは商業もしくは消費者債権またはその他の債権(担保の有無を問わない。)、または1997年租税統合法第496条に定義する金融資産またはその他の債務もしくは資産に対する持分を買付け、譲受け、それらに投資し、また手段の如何に拘らず取得すること。
- 証券化のための資産ポートフォリオ(上記aに記載の資産のすべてを含むが、それらに限定されない。)を単独または他者とともに、運用し、管理し、立上げ、創設し、規律し、監督する業務を営むこと。
- 当社の取締役会が適当と思料する条項および方法で資金を調達することならびに当社の債務を、現在もしくは将来の当社のあらゆる種類の事業、資産、財産および収益の全部もしくは一部に対する抵当権、負担、質権、譲渡証書、信託または担保権の設定にかかわるその他の手段により、または当社の人的約定により、ノート、ボンド、ディベンチャーまたは当社の現在および将来の事業、資産、財産もしくは収益(上記aに記載の資産のすべてを含むが、それらに限定されない。)により担保されたその他の有価証券の創造・発行により、当社の取締役が適当と思料する条項および方法で担保すること。
- 上記cのもとで当社が発行した有価証券の償還を容易にするため、および対価の有無に拘わらず借入れ、調達し、または当社の(現在もしくは将来の)財産もしくは資産(払込未請求資本を含む。))にかかわる抵当権、負担、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ボンド、標準担保、先取特権またはその他のあらゆる性質の担保権により、ならびに当社に課せられた、またはかかる者もしくは会社が引受けることのある、または当社またはかかる者もしくは会社に拘束力を有するにいたった義務もしくは責任の当社による履行を担保もしくは保証するための、ならびに信託証書またはその他の保証により当社の有価証券を担保するための類似の抵当権、負担、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ボンド、標準担保、補償、先取特権またはあらゆる性質の担保により負担している金銭の返済を確実にするために一時的に金銭を借入れ、調達すること。
- 当面必要のない当社の資金をその時々決定される有価証券におよびその時々決定される方法で投資し、取引すること。
- 信託を引受け、実行すること、当社が取得したまたは当社に帰属する不動産もしくは動産、権利または権益を当社を代理してまたは当社の利益のために任意の者もしくは会社に委託すること、またかかる場合、当社を受益者とする宣言信託の有無および無償であるか否かを問わない。
- 上記の目的達成に付随または資すると当社がみなす、またはそれに関連して通常遂行されるその他一切の事柄を行うこと。その中には、通貨および金利取引ならびにその他あらゆる金融その他の取引が含まれるが、それらに限定されない。かかる取引には、金利もしくは為替相場の変動または物件、資産、商品、指数もしくは負債の価格もしくは価値の変動または当社の事業および取引(通貨取引(買付、売付その他を伴うか否かに拘わらない。))、スポットおよび先物

為替予約、金利先渡し契約、キャップ、フロアーおよびカラー、先物、オプション、スワップおよびその他の通貨金利等ヘッジ取決めならびに上記に類似したその他の金融商品またはそれらの派生商品を含むが、それらに限定されない。)に影響するその他のリスクもしくは要因から発生する、または直接間接に発生する可能性のある損失、費用、経費または債務リスクを回避し、軽減し、極小化し、ヘッジしその他管理することを目的とした、またはそれらを目的とする取引が含まれる。

(2) 事業の内容

当社は、日本の発行市場において、2001年11月15日に行われた130億円（総額ベース）の韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第1回円貨社債（2001）（以下「第1回債」という。）の発行により資金を調達し、調達した資金を貸付人としてのSMFAファイナンス・リミテッドが大田川辺都市高速化道路会社（以下「事業会社」という。）に対して有する、元本総額12,562,000,000円の貸付債権（以下「本貸付債権」という。）を当社が購入するために使用した。本貸付債権の手取金は、事業会社が「高速道路」（以下「高速道路」という。）セクション4の建設のために使用された。

2011年11月10日、当社は、日本の発行市場において、異なる満期を有する66億円（総額ベース）の韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第2回円貨社債（2011）（以下「第2回債」という。）と、韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第3回円貨社債（2011）（以下「第3回債」という。）および韓国大田広域市保証大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー第4回円貨社債（2011）（以下「第4回債」という。）からなる3つのトランシェの社債を発行することで資金を調達した。第2回債、第3回債および第4回債からの総手取金ならびに事業会社による当社への本貸付債権の一部返済は、2011年11月15日の第1回債の全額償還に充当され、また、本貸付債権の残高の満期は、異なる満期を有する3つのトランシェに分割された（以下「再編貸付債権」という。）。

事業会社は、事業権者として主に高速道路のセクション4の運営から将来得られる営業収益によって再編貸付債権の元利金を当社に対して支払い、それを受けて当社は本社債の元利金を本社債の所持人に対して支払う。事業会社は、以下に記載する事業許可契約（以下「事業許可契約」という。）のもとで事業を行っている。

事業許可契約

下記は、事業許可契約に定められた事業会社の主要な権利および恩典を含む事業許可契約の関連事項である。

(a) 背景

高速道路は、大田市の西側に位置する全長28キロメートルの半環状型道路である。高速道路は6つのセクションに分かれており、それぞれが建設管理がしやすいように3.5キロメートルないし5.3キロメートルの長さとなっている。セクション3、4および5は既に完成し、供用が開始されている。現在、セクション2では、大田市の公共サービスの一環としてのバス高速輸送システム（BRT）の路線の建設が最終段階に入っており、2016年に運用が開始される予定である。

本件プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）は、高速道路のセクション4（5.3キロメートルの道路およびインターチェンジを含む。）の建設、運営および保守で構成されている。

本件プロジェクトは、イーグス・プロジェクトスSA（以下「イーグス・プロジェクト」という。）と、斗山建設&エンジニアリング（旧斗山建設株式会社）（以下「斗山E&C」という。）およびシンガポール・パイリング・アンド・シビル・エンジニアリングPte Ltd.（以下「シンガポール・パイリング」という。）で構成されるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）がスポンサーとなっている。本件プロジェクトは、韓国のインフラ事業に対する民間企業参加法の枠内にあるBOT（建設・譲渡・運営）方式のプロジェクトである。BOT方式のもとで、事業会社は高速道路のセクション4を建設し、これを大田市に譲渡し、30年間運営する。

1998年7月に、大田市は本件プロジェクトを委託するためにトランスルート・インターナショナルSA（以下「トランスルート社」という。）イーグス・プロジェクトの子会社）およびシンガポール・パイリングとの間で提携契約を結んだ。1999年2月に事業許可契約は、イーグス・プロジェクト・アジア・パシフィックPtyリミテッド（イーグス・プロジェクトの子会社）、シンガポール・パイリングおよび斗山産業開発（以下「事業権者」と総称する。事業権者とは、事業許可契約に基づく権利保有者を意味する。）の間に調印された。

事業許可契約は、当初の事業許可契約とその後の改正契約とで構成され、事業権者と事業許可の付与者である大田市の権利・義務を定めている。事業許可契約は、事業許可の開始日から向こう30年間の大田市内の高速道路に関わる資金調達、設計、建設、運営、保守および通行料徴収について定めている。事業許可契約のもとで、事業権者の主たる収入源は高速道路の利用者から徴収する通行料である。

2000年9月にコンソーシアムは本件プロジェクトの落札に成功した。1ヵ月後、高速道路のセクション4に関する事業許可契約の第1回改正契約が調印された。2001年2月、民間企業参加法に基づくプロジェクトの事業化調査を管轄する政府機関である韓国の民間企業インフラ投資センターは、本件プロジェクトに肯定的な評価を行い、2001年2月26日に高速道路のセクション4に関する事業許可契約の第2回改正契約が調印され、本件プロジェクトの財務および大田市による保証取決めが確認された。イーグス・プロジェクト・アジア・パシフィックPtyリミテッドに代わり、その親会社であるイーグス・プロジェクトが段階的に当事者となった。高速道路のセクション4は、2004年10月15日に大田市に譲渡された。

イーグス・プロジェクト、シンガポール・パイリングおよび斗山E&Cの概要は以下の通りである。

イーグス・プロジェクト

イーグス・プロジェクトは、フランスのグルペ・イーグスの傘下にあるプロジェクト開発部門である。グルペ・イーグスは、有料道路の建設・運営会社としては世界最大の会社の1つで、国内および国外で複数の自動車道路を運営してい

る。グルペ・イージスは、国際的に、有料道路から大量鉄道輸送システム、港湾、空港、鉄道および可航水路システムに至る輸送プロジェクトの豊富な開発実績をもつ。

シンガポール・パイリング

シンガポール・パイリングは1970年に設立され、ビル建築や高速道路および橋の構造・土台などの土木工事を専門にしている。シンガポール・パイリングは、シンガポールの建設産業開発委員会に一級建設業者として登録されており、CIBD-SISIRおよびISO9002を同時に授与されるシンガポールでは初の建設会社となった。

シンガポール・パイリングは、BBRホールディングス(S)リミテッドの傘下にある。

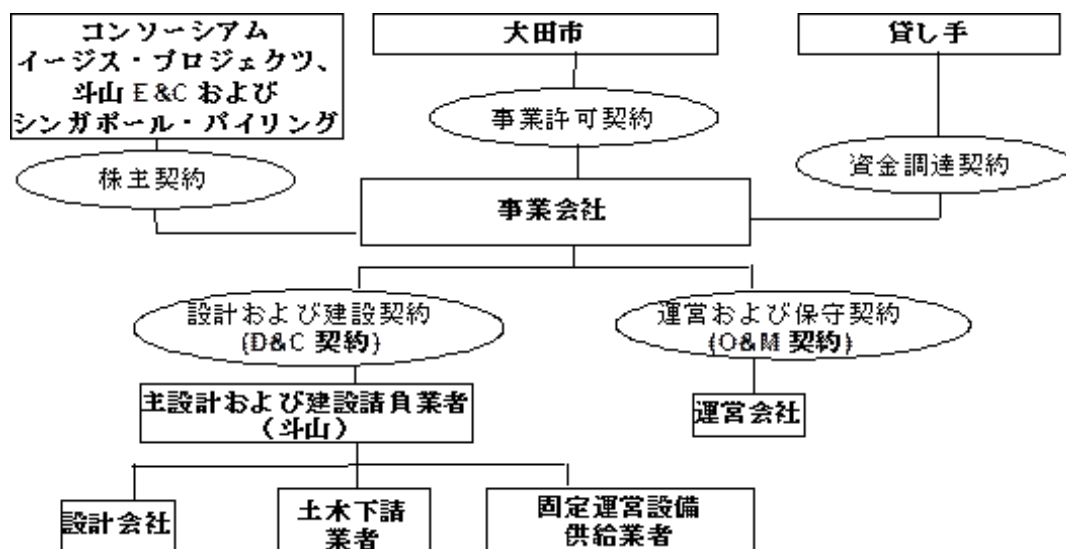
BBRホールディングス(S)リミテッドは、35ヵ国以上で構造物のエンジニアリング・サービスを提供しているデュロBBRグループの一部門である。スイスに本拠を置き、50年以上の営業実績を誇るデュロBBRは、デュロBBRグループおよびその前身会社の持株会社であり、当初は、プレストレス・サービスを専門としていたが、後に建設エンジニアリング、建設工法ならびに特殊プレストレス資材および装置の製造など他の建設関連分野にも多角化している。

斗山E&C

斗山E&Cは、1世紀に及ぶ歴史のある韓国のコングロマリットである斗山グループの建設子会社である。斗山E&Cは、韓国の有料道路建設に積極的に参加している。

本件プロジェクトの契約構造

本件プロジェクトは、都市部の高速道路に見合った国際的な建設および運営取決めににより実施されている。



2001年11月2日、ソウルにおいて、本件プロジェクトの様々な当事者間で、資金調達およびプロジェクトに関する諸契約の大半が締結された。かかる諸契約の主なものを以下に掲げる。

- ・ウォン建借入契約（詳細については、下記(d)を参照のこと。）
- ・担保関連書類（担保共有契約、口座契約、株式担保契約等）
- ・出資確約状（詳細については、下記(d)を参照のこと。）
- ・事業会社への事業権譲渡契約（詳細については、下記(b)を参照のこと。）
- ・設計および建設契約（2001年11月2日に事業会社と主請負会社である斗山産業開発との間で締結された。）
- ・運営および保守契約（2002年2月28日に締結され、2004年5月に大田市により承認された。詳細については、下記(g)を参照のこと。）（以下「O&M契約」という。）
- ・大田市によるプロジェクト関連契約に対する認可

また、2001年11月2日には、第1回債の発行に係る関連契約が日本において締結された。

(b) 事業権の付与および当該権利の事業会社への譲渡

事業権の付与

事業権者は、大田市から高速道路セクション4につき資金調達、改造、設計、建設、運営および保守を行い、また通行料を徴収する権利および義務、ならびに事業権者の費用および責任で二次工事を行う権利を付与された。

事業権の独占

事業権者は、事業許可契約の調印日から事業許可期間の終了まで、すなわち大田市が開始証明書を発行した日（2001年12月19日）から30年間、事業権を独占的に享受する。

事業会社

事業許可契約の当事者は、コンソーシアムが、事業会社を韓国の株式会社として設立することに合意し、かかる事業会社は2001年6月28日に大田市に設立された。事業会社の設立以降、コンソーシアムは、大田市により承認された「コンソーシアムの事業権益の譲渡予備的合意」契約を2001年11月2日付で締結することで、事業許可契約に基づくその権利・義務を当該事業会社に譲渡し、それにより事業会社が事業権者となった。

(c) 建設および運営

本件プロジェクトの建設は、2004年7月31日付で公式に完了し、2004年9月2日には大田市から竣工証明書が発行された。

本件プロジェクトの建設は、2001年12月19日に開始され、当初の建設予定期間は22ヵ月であった。しかしながら、2003年に大田市が設計変更を要求したため、建設期間は延長され、完工は2003年10月19日から2004年7月末となった。遅延に伴う費用およびその他関連費用は、大田市により補償された。

2004年8月9日から高速道路の運営が開始された。当初1ヵ月間の販促期間中は通行料が無料となり、通行料の徴収は2004年9月6日に開始された。

2014年の通行量は、予測を大幅に下回った。1日当たり9.8万台以上の通行が予測されていたが、実際の1日当たりの平均通行量は約4.0万台であった。通行量がかかる水準にとどまった主な理由として、大田市が事業許可契約に従った通行量増強措置を完全には講じなかったことが挙げられる。

2014年の運営実績の概要は以下のとおりである。

- ・通行量：1日当たりの平均通行量は40,392台であった。これは、合意された基準通行量（2014年については1日当たり98,087台）の約41.18%に相当する。
- ・通行料収入：2014年の年間通行料収入（10%の付加価値税を含む。）は11,020百万ウォンであった。これは、合意された基準通行料収入（2014年については33,055百万ウォン）の約33.33%に相当する。

事業会社は、2005年4月1日から、小型車両を対象とした通行料割引（700ウォンから500ウォンへの割引）を実施した。事業会社は、経営の安定化を図るためにかかる期間の終了を大田市と協議し、割引は2012年5月に終了した。2012年6月1日付で、小型車両の通行料は800ウォン（700ウォンに戻され、同時に100ウォンの値上げが行われた。）に引き上げられ、軽車両の通行料は400ウォン（小型車の通行料の半額）となった。事業会社は、通行料を2016年から再度引き上げるために大田市と交渉を行っている。

事業許可契約は、大田市と事業権者が、2005年末に状況の見直しを行い、大田市は、損失利益につき事業権者に補償を付与することを規定していた。

事業会社は、営業費用を削減するため、2011年9月30日付で運営会社（以下に定義する。）との間のO&M契約（以下に定義する。）を解除し、運営会社は2012年4月19日付で清算された。事業会社は、財務の健全性の確保に努めている。

また、事業会社は、不十分な既存の契約を補完するための事業許可契約の改正および金融支援について、大田市と交渉を行ってきた。

(d) 本件プロジェクトのための資金調達構造の概観

本件プロジェクトのための資金計画は、次の4つのトランシェを通じた資金調達で構成されている。

社債

本件プロジェクトの借入総額のうち約85%が、第1回債の発行によって賄われた。2011年11月の第1回債の満期および本社債の発行後、2014年12月31日現在、本件プロジェクトの借入総額のうち約2.61%が、本社債の発行によって賄われていた。本社債は、元金および利息の支払の100%にかかる大田市の無条件かつ取消不能の保証により支援されている。

第1回債の発行手取金は、当初貸付人が事業会社に対して有する本貸付債権を当社が購入するために使用された。本貸付債権は、事業会社によって高速道路のセクション4の建設のために使用されている。本社債の発行手取金は第1回債の償還額の一部に充当され、事業会社による一部返済後、本貸付債権の残高は、2011年11月10日付で再編貸付債権に転換された。

ウォン建借入

24,400,000,000ウォン建の銀行信用供与（借入総額の約15%）が、事業会社のためにハナ銀行によりアレンジされ、引受けられた。当該信用供与は、元金および利息の支払の100%が韓国社会資本信用保証基金（以下「KICGF」という。）からの保証ならびに事業会社の資産上に事業会社が設定した担保権により支援される。かかるファシリティに基づく直近の貸付の実行は2004年11月に行われ、実行額は23,921百万ウォンとなった。事業会社は、23,921百万ウォンのうち5,421百万ウォンを返済し、2015年5月現在、借入残額は18,500百万ウォンである。

KICGFは、民間企業参加法の規定のもとで設立された。KICGFは、韓国信用保証基金によって管理・運営されている。KICGFの目的は、韓国の民間企業参加プロジェクトの資金調達のために保証を提供することである。KICGFの財務基盤は、韓国政府からの支援から成る資本金である。

自己資本

事業会社の株式総数は、額面価格1万ウォンの株式614,622株である。

2004年、イージス・プロジェクトは、その持分の13.33%を、シンガポール企業であるグローバル・トレード・インベストメントに売却したが、後にかかる持分13.33%を買い戻した。

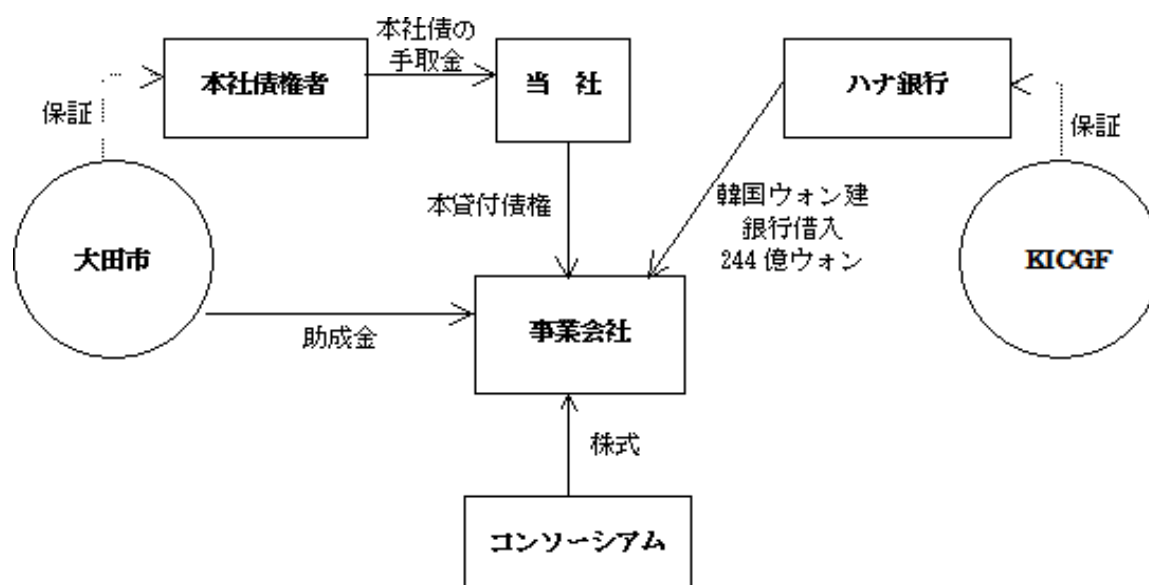
株主の持分状況は以下の通りである。

- ・イージス・プロジェクト：204,874株
- ・斗山E&C：204,874株
- ・シンガポール・パイリング：204,874株

助成金

大田市は、2003年12月に、アンダーパスの設計変更資金として173億ウォンの直接助成金を、事業会社に対して支払った。

事業会社による資金調達



(e) 本件プロジェクトの資金使途

事業許可契約に従い、本件プロジェクトのために調達された資金（第1回債の発行を通じて調達された資金を含む。）は、以下の通り振り分けられた。

		十億ウォン	%
設計および建設	設計および建設請負業者（以下「D&C請負業者」という。）および事業会社との間の固定価格ターンキー契約に基づき完成された設計および建設工事費用 サンプ建設と大田市との間で締結された建設契約に基づき完了した工事の支払 固定運営設備供給業者との間の固定価格契約により購入した通行料徴収設備費用	90	48
用地取得	高速道路セクション4の建設用地買収時に大田市が負担した費用。事業会社は、用地買収を行う必要がなかったが、用地買収費用を大田市に弁済した。用地買収費用は、プロジェクト費用全体に統合された。	30	16
債務返済準備金	債務返済準備金口座の資金調達のためのプロジェクト基金	11	6
建設資金調達費用	運営開始前の支払利息および債務アレンジ手数料等	16	9
事業会社費用	独立エンジニア費用、運営開始前費用、管理費用	11	6
開発費用	本件プロジェクトの開発中の発生費用（弁護士、アドバイザー、開発成功報酬、交通コンサルタント、スポンサー社内費用、実費等）	11	6
アンダーパス	大田市からの資金提供	17	9
	総事業資金	186	100

(f) 本件プロジェクトへの大田市の参加

(i) 金融支援

大田市は、本件プロジェクトに対し下記の主要な金融支援を提供する。

本社債の元利金保証

大田市は、本社債の元利金の支払の100%を無条件かつ取消不能の形で保証する。

通行量リスク支援

事業許可契約に従い、建設工事完了後に年間の高速道路セクション4にかかる実際の通行料収入が同期間中の合意された基準通行料収入（事業許可契約に添付される。）を大幅に下回る年があった場合、大田市は、資金調達契約から発生する負債を支払うための金額を事業会社に支払う。資金調達契約とは、事業権者（事業会社）と貸し手（当社を含む。）との間で締結される、本件プロジェクトの実施のために事業権者に付与される信用供与（本貸付債権を含む。）に関する契約をいい、貸し手がかかる信用供与の条件として要求することのある大田市と貸し手との間の契約を含む。

2005年12月における本件プロジェクト実績の見直し合意

大田市と事業権者は、実際の通行量に照らし、また導入された通行量増強策の効果および高速道路の残りのセクション（セクション1、2および6）の進捗状況を考慮しながら、2005年12月に本件プロジェクトの実績を見直すことに合意している。大田市と事業権者は、本件プロジェクトの財政的均衡を回復するために必要とされる通行、財政またはその他必要とされる措置を実施することに誠実に合意する。

上記「(c) 建設および運営」も参照されたい。

(ii) 高速道路保守および通行量支援

通行量増強策

大田市は、高速道路セクション4をとりまく既存の道路設備に対し、高速道路セクション4の通行量を増やすための変更を実施することに合意している。大田市は、下記の提案された通行量増強策またはそれに相当するものを実行するため最善の努力をする。

1. セクション5との交差点で3本の地方道路を閉鎖する。セクション5中央部の幹線十字路で左折を禁止する。
2. 2000年1月に大田市が建設した河岸の新しい臨時道路を撤去する。
3. 高速道路セクション4近隣の8つの交差点信号の平均待ち時間を42秒から60秒に伸ばす。
4. 高速道路セクション4と平行する3本の競合道路に追加のバス専用レーンを設置する。
5. 高速道路をハンバット・インターチェンジの南まで延長する。1×2車線の既存道路を、2005年までに2×2車線にする。

現時点において、一定の措置が実行されているが、ハンバット・インターチェンジの南までの高速道路の延長は数年間は行われない見込みである。通行量は、上記の各増強策が行われていないことで深刻な影響を受けている。

事業会社は、大田市および管轄政策当局との間で、通行量増強策に関して幾度となく話し合いを持ったが、かかる措置の実行は困難であるとの通知を受けた。ただし、大田市は、事業許可契約に含まれる措置の水準には達していないものの、高速道路への主要4経路において、他の4つの通行量増強策を講じて高速道路セクション4の通行量の増加に貢献した。

大田市は、高速道路の残るセクション（セクション1、2および6）に関して、民間投資プロジェクトとして推進するために外部の専門家による予備調査を行ったが、かかるセクションにおける収益率は低いことが判明した。従って、大田市は、鉄道の大田駅と、中央政府が積極的に支援を行っている地域である大徳テクノバレーとを、高速道路セクション4を経由して結ぶ高速道路の建設について、中央政府との間で話し合いを持っている。この計画が実現すれば、高速道路セクション4の通行量には大きなプラスの効果が得られるであろう。

保守・通行管理

第1期（高速道路セクション4は完成したが、他のセクションはまだ開通していない期間）中は、すべての日常的な保守および通行管理サービスは、事業会社が費用を負担することなく大田市が履行することとなっていた。

1. 日常的な検査
2. 定期的および日常的な保守
3. 清掃
4. 景観整備
5. 冬季中の整備
6. 車線閉鎖の監視
7. 高速道路のパトロール
8. 事故または車輛故障の場合の介入
9. 安全装置の緊急修理

2004年に交渉が行われ、日常的な検査および高速道路のパトロールは、事業権者および運営会社（事業権者の費用負担による。）に移管された。2011年9月30日付のO&M契約の解除後、かかる業務は事業会社（事業権者の費用負担による。）に移管された。

事業会社は、大田市によるサービスの履行には責任を負わない。

(iii) 一般的な協力支援

大田市は、下記事項を約束する。

1. 事業権者およびその下請業者が、韓国の適用ある法令諸規則により享受し得る税制上の優遇措置を受けられるよう支援すべく最善の努力を尽くすこと。
2. 事業権者およびその下請業者が、すべての許認可の取得を計画し、調整し、促進し、容易にすることができるようあらゆる合理的な支援を提供し、かかる許認可が関係当局により不当に差控えられまたは撤回されないように確保すること。
3. 輸入が、韓国の法令諸規則に従って優遇的な輸入関税、通関手数料および免除を受けられるようにし、またかかる輸入のために関係当局から要求される同意が不当に差控えられまたは遅延されないよう確保すること。
4. 資金調達に際して事業権者に支援を提供すること。
5. 設計・計画段階、建設段階および運営段階を通じて事業権者と協力すること。

(g) 本件プロジェクトのリスクおよび緩和策

本件プロジェクトの主たる担保は、本社債の元金返済にかかる大田市による無条件かつ取消不能の保証である。しかし、事業会社は、本件プロジェクトの商業リスクに対する貸し手および投資家のエクスポージャーを軽減または緩和するために契約上の取決めを結んでいる。主なリスクとそれに対応する緩和策を以下に掲げる。

業務リスク

業務上の専門知識

事業会社は、トランスルート社および斗山産業開発により設立された会社であるトランスルート・斗山・オペレーション（以下「運営会社」という。）との間に高速道路セクション4のためのO&M契約を2002年2月26日に締結した。

運営会社の持分は、トランスルート社および斗山産業開発がそれぞれ50%保有していた。

トランスルート社は、イージス・プロジェクト（大手の有料道路運営業者で、フランス国内外で自動車道路を運営している。）の子会社であった。技術支援契約に基づき、トランスルート社は、運営段階および運営開始前段階を通じて運営会社を支援し、自動車道路や設備設計の見直しから高速道路セクション4の運営管理にいたるまで幅広い支援を提供した。

運営会社は、2011年9月30日付のO&M契約の解除後、2012年4月19日に清算された。かかる契約解除後、事業会社が、以前は運営会社に委託されていた運営および保守業務を引き継いだ。

サービス水準

サービス標準および水準はO&M契約に規定されていた。運営会社は、もしその制御可能な事情により妥当なサービス水準を達成し得ない場合には、罰金を支払う義務を負っていた。

保険対象リスク

事業会社は、付保された事由が発生した場合に本件プロジェクトの継続的な支払能力を確保するために、運営期間保険契約を締結する。かかる契約には、とりわけ、損害保険、休業保険、第三者損害賠償保険および雇用主責任保険が含まれる。

市場および収入リスク

通行量リスク

1. 通行量リスク支援

建設工事完了後に高速道路のセクション4にかかる実際の通行料収入が同期間中の事業許可契約の中で大田市とコンソーシアムの間で合意された事業許可期間中の年間通行料収入を大幅に下回る年があった場合、大田市は、債務の返済のための金額を事業会社に支払う。これによって、貸し手の通行量リスクは最小限に抑えられる。

2. 通行量増加策

大田市は、高速道路セクション4の通行量を増やすために、高速道路セクション4をとりまく既存の道路設備を変更することに合意している。現時点において、大田市はかかる措置を完全には実行していないが、大田市は、事業許可契約に含まれる措置の水準には達していないものの、高速道路への主要4経路において、他の4つの通行量増強策を講じて高速道路セクション4の通行量の増加に貢献した。

大田市は、高速道路の残るセクション（セクション1、2および6）に関して、民間投資プロジェクトとして推進するために外部の専門家による予備調査を行ったが、かかるセクションにおける収益率は低いことが判明した。従って、大田市は、鉄道の大田駅と、中央政府が積極的に支援を行っている地域である大徳テクノバレーとを、高速道路セクション4を経由して結ぶ高速道路の建設について、中央政府との間で話し合いを持っている。この計画が実現すれば、高速道路セクション4の通行量には大きなプラスの効果が得られるであろう。

競争

事業許可契約は、事業会社が事業許可契約に基づく権利を事業許可期間中、独占的に享受することを定めている。さらに、事業許可契約は、特に下記事由を重大な悪化を引起こす国家行為として定めている。

- ・高速道路の収用、接収、没収または国有化
- ・他の競合する通行手段に助成金を与える法律の施行
- ・高速道路のセクション4から通行量を大幅に迂回させる可能性のある道路またはその他の通行手段の開通または改良

上記および他の重大な悪化を引起こす国家行為が解消されない場合、契約は解除され、大田市は(1)非劣後債務の元金残高、(2)事業権者の登録資本および未返済の劣後債残高および(3)得られなかった資本利益を補填する金額を支払う。

財務リスク

為替相場の変動

事業会社にとっての為替変動リスクは、コンソーシアムと大田市の間で合意され、事業許可契約のための本件プロジェクトのキャッシュ・フローを記載した財務モデルが、購買力平価説に従って、ウォンが円に対しかなりの割合で下落することを想定していることにより緩和される。

金利の上昇

事業会社の資金調達計画の相当な部分は、本社債による固定金利での資金調達である。再編貸付債権に相当する本社債は、事業会社の借入総額の約28.5%に相当し、それぞれが固定利付である。かかる借入の残り約3.4%は変動金利であり、その基準金利は毎年定められる。

不可抗力リスク

事業会社は、もし不可抗力事由の結果、保険契約によって付保されていない重大な損害が発生した場合、または保険金がかかる損害を補填するために要する費用の70%未満しか補填しない場合には解除権を行使することができる。

事業許可契約がかかる理由により解除された場合、大田市は、事業権者が支払うべきすべての元金および経過利息の全額、事業権者の登録資本および事業権者によりもしくは事業権者のために提供された劣後債務を事業権者に支払う。

債務不履行リスク

事業会社の債務不履行リスク

本貸付債権に関する事業会社の債務不履行が、本社債に関する債務不履行を招来することがある。本社債に関し不履行が宣言され、本社債が期限の利益を喪失した場合、大田市は、本社債権者に対して本社債の元金および経過利息のすべてを支払う義務を負う。

4【関係会社の状況】

当社には、親会社、子会社またはその他の関連会社はない。

5【従業員の状況】

当社には従業員はいない。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、2001年に第1回債の発行のための取決めに締結し、これによる手取金を当初貸付人から本貸付債権全部を取得するために充当し、2011年には第1回債の借換えのために本社債を発行し、同時に再編貸付債権のための関連契約を締結した。また、事業会社が当社に対して支払う本貸付債権およびその後続の再編貸付債権の元利金から本社債権者に対する本社債の元利金の支払を行う。本書の日付現在、当社にはその他の営業実績はない。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

該当事項なし。

4【事業等のリスク】

本社債に関する債務の当社の返済能力は、事業会社による本貸付債権の元利金の適時の支払に大きく依存する。本貸付債権に関する事業会社の債務不履行が、本社債に関する債務不履行を招来することがある。本社債に関し不履行が宣言され、本社債が期限の利益を喪失した場合、大田市は、本社債権者に対して本社債の元金および経過利息のすべてを支払う義務を負う。

事業会社は、事業権者として高速道路のセクション4の運営から将来得られる営業収益によって本貸付債権の元利金を当社に対して支払う。事業会社のリスクについては、「第2－3－(2)事業の内容－(g)本件プロジェクトのリスクおよび緩和策」を参照されたい。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

6【研究開発活動】

当社は、研究開発活動を行っていない。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、事業会社が当社に対して支払う本貸付債権の元利金から本社債権者に対する第4回債の元利金の支払を行う以外の業務を行っていないため、該当事項はない。

第4【設備の状況】**1【設備投資等の概要】**

当社には、記載すべき重要な設備はない。

2【主要な設備の状況】

当社には、記載すべき重要な設備はない。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】**1【株式等の状況】****(1)【株式の総数等】（2014年12月31日現在）****①【株式の総数】**

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
10,000,000株	40,000株	9,960,000株

②【発行済株式】

記名・無記名の別 及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協 会名
記名式額面株式 (額面1ドル)	普通株式	40,000株	該当なし

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数（株）		資本金（ドル）		備考
	増減数	残高	増減数	残高	
2009年12月31日		40,000		40,000 (4,940,000円)	
2010年12月31日		40,000		40,000 (4,940,000円)	
2011年12月31日		40,000		40,000 (4,940,000円)	
2012年12月31日		40,000		40,000 (4,940,000円)	
2013年12月31日		40,000		40,000 (4,940,000円)	
2014年12月31日		40,000		40,000 (4,940,000円)	

注：上表の円換算額は、当社の財務諸表に記載された資本金の数値とは異なる換算レートで日本円に換算されているため、かかる数値とは異なっている。

(4)【所有者別状況】

以下は、2014年12月31日現在の登録株主についての情報である。

区分	株主数	株主比率（％）	保有株式数（株）	保有比率（％）
法人	1	14.3	39,994	99.985
個人	6	85.7	6	0.015

注：上記株式はすべて、慈善信託受託者（以下「慈善信託受託者」という。）であるドイチェ・インターナショナル・ファイナンス（アイルランド）リミテッドおよびその指定する者によって、慈善信託のために信託保有されている。

(5) 【大株主の状況】

上記「(3)所有者別状況」を参照のこと。

(2014年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ドイチェ・インターナショナル・ファイナンス（アイルランド）リミテッド	アイルランド共和国、ダブリン3、 イーストポイント・ビジネス・パーク、 ピナクル2	39,994	99.985

注：上記株主（慈善信託受託者）の保有株式はすべて、慈善信託のために信託保有されている。

2 【配当政策】

当社は、配当を支払う予定はない。

3 【株価の推移】

該当事項なし

4 【役員の状況】

取締役の履歴および持株数

氏名	役職名	持株数	略歴
カーメル・ノートン (1964年5月7日生)	取締役	1	ノートン氏は、アイルランド勅許会計士協会のフェローであり、アイルランド国立大学ゴールウェイ校から商学士号を取得している。同氏は、1993年にアイルランドのドイチェ・バンクに入行前には、KPMGおよびロンドンのウッドチェスターに勤務していた。同氏は、ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドの顧客サービス部のマネジャーであり、また、特別目的会社数社の取締役としても行為している。
エイドリアン・ベイリー (1975年10月25日生)	取締役	0	ベイリー氏は、2004年にドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドに入社し、ダブリンの法人サービス部の経理マネジャーである。同氏は、アイルランドに拠点を置くいくつかの投資会社の取締役を務めている。同氏は、公認会計士であり、アイルランド勅許会計士協会のメンバーであり、クイーンズ大学ベルファストから会計学修士号を取得している。同氏は以前、財務サービス部の会計士として、次いでシニア監査専門職員として、KPMGに勤務していた。
アントワン・ゴジェ (1983年12月20日生)	取締役	0	ゴジェ氏は、2009年4月にグルベ・イージスおよび預金供託公庫グループの子会社であるイージス・プロジェクトにプロジェクト・マネジャーとして入社した。同氏は、フランスの工業高等教育機関であるパリのESTP (École Spéciale des Travaux Publics) から土木工学修士号を取得しており、また、パリのビジネス・スクールHEC経営大学院 (Hautes Etudes Commerciales) からプロジェクト管理およびファイナンスの上級修士号を取得している。同氏は以前、ナティクシス投資銀行においてアナリストを務めていた。
リー・ヨン・ウー (1969年11月22日生)	取締役	0	リー氏は、会計学修士号を取得して亜洲大学校を卒業している。同氏は、1997年に斗山建設に入社し、それ以降、様々なチームや現場の管理に当たってきた。現在、同氏はインフラ投資チーム長として複数の海外プロジェクトの統括管理を担当しており、また、大田川辺都市高速化道路会社のゼネラル・マネジャーでもある。

取締役の報酬

取締役は、当社から報酬を受領していない。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、会社法からなるアイルランド制定法およびアイルランド証券取引所の上場規則に服し、それらを遵守している。当社には、上記の法律および規則により義務づけられている要件以外の追加要件は適用されていない。当社と契約している各サービス提供者は、各自のコーポレート・ガバナンス要件に従わなければならない。

財務報告プロセス

当社の取締役会は、財務報告プロセスに関して、当社における適切な内部統制およびリスク管理体制の構築および維持について責任を負う。かかる体制は、当社の財務報告の目標を達成できないリスクを排除するのではなく、かかるリスクを管理することを意図したものであり、重大な虚偽記載または損失に対して絶対的保証を提供するものではなく合理的保証を提供するにすぎない。

取締役会は、財務報告プロセスの効果的な監視を確保する目的で内部統制およびリスク管理体制に関する手続きを構築している。これには、管理人であるドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドを、取引に関与する全当事者とは独立して当社の会計記録を保管するために任命することが含まれる。管理人は、契約により、企業管理契約で義務づけられる適正な会計処理記録を維持しなければならない。そのために、管理人は、事業会社の記録と自身の記録との調整を行う。また、管理人は、契約により、取締役会による検討および承認を受けるために、正確かつ公正な見解を提供することを企図した財務書類を含む年次報告書を作成しなければならない。

取締役会は、必要に応じて、重大な会計および報告事項を評価し、審議する。また、取締役会は、その時々、管理人の財務会計および報告手順を分析および評価し、外部監査人の業績、資格および独立性について監視および評価を行う。管理人は、財務報告プロセスおよび管理人の取締役会への報告に関して、内部統制にかかる運営責任を負う。

リスク評価

取締役会は、虚偽によるものであると、または誤謬によるものであるとを問わず、財務報告における不正のリスクを評価する責任を負い、また、財務報告に潜在的影響のある内部または外部の事由を適時に特定するためのプロセスを備えていることを確保する責任を負う。また、取締役会は、会計規則および勧告の変更を特定し、かかる変更が当社の財務書類に正確に反映されることを確保するためのプロセスも備えている。

統制業務

管理人は、契約により、取締役会が財務報告において内部統制にとって重要であると判断したリスクを管理するために、統制の仕組みを策定し、それを維持しなければならない。これらの統制の仕組みには、当社の年次報告書内の財務書類および関連する注記における重要な勘定科目すべてについて財務報告上の重大な不備のリスクを検知または防止することを目的とした責任および一定の統制業務を適切に分割することが含まれる。

監視

取締役会は、特定された欠陥を検討し、対処するための適切な手段および独立監査人が推奨した手段が取られることを確保するための年間プロセスを有している。

管理人に課された契約上の義務を考慮して、取締役会は、取締役会が財務報告プロセスに関する当社の内部統制およびリスク管理体制の監視および監督を効果的に実施するために、別個の内部監査機能を持つ必要性は、現在のところ存在しないと結論づけている。

資本構成

当社の有価証券に対する重大な持分を直接または間接的に有している者はいない。当社の株式資本を支配する特別な権利を持つ者はいない。

議決権には何ら制限はない。

取締役の任命および交替については、当社は、付属定款および会社法からなるアイルランド制定法の適用を受ける。付属定款は、株主の特別決議により改正されることがある。

取締役の権限

取締役会は、付属定款に基づいて、当社の事業を管理する責任を負う。取締役は、取締役の監督および指示を条件として、管理人およびその他の当事者に対して一定の機能を委任することができる。取締役は、当社の日常の運営を管理人に委任している。

(2)【監査報酬の内容等】

当社の独立の会計監査人である独立監査人プライスウォーターハウスクーパース（勅許会計士）は、当社の貸借対照表、損益計算書および注記を監査する。

当社のかかる独立会計監査人に対する報酬の内訳を以下に掲げる。

	(単位：ユーロ)	
	2014年	2013年
監査証明業務に基づく報酬	14,520	14,520
非監査業務に基づく報酬	6,580	6,580
合計	21,100	21,100

非監査業務に基づく報酬は、税金関連サービス報酬からなる。

第6【経理の状況】

- (a) 本書記載の大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの2014年12月31日および2013年12月31日に終了した事業年度の財務書類は、EUの承認を受けた国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）、IFRS解釈指針委員会（IFRIC）の解釈およびIFRSに基づく報告会社に適用される会社法に準拠して作成されている。当社の採用した会計処理の原則、手続および表示方法と、日本において一般に認められている会計処理の原則、手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「4 IFRSと日本国の会計原則および会計慣行の主な相違」に説明されている。
- 当該財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第1項の適用を受けている。
- (b) 原文の当該財務書類は、アイルランドにおいて独立監査人プライスウォーターハウスクーパース（勅許会計士）の監査を受けており、その監査報告書および同意書の原文および訳文が本書とともに提出されている。
- 当該財務書類は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく日本国の公認会計士または監査法人による監査は受けていない。
- (c) 本書記載の財務書類および監査報告書の原文は、当社およびその会計監査人が作成したものと同一内容であり、日本語はこれらを翻訳したものである。
- (d) 本書記載の財務書類（原文）は日本円で表示されている。
- (e) 「4 IFRSと日本国の会計原則および会計慣行の主な相違」に関する記載は当社の原文の財務書類には含まれておらず、上記(b)の監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー
包括利益計算書
2014年12月31日終了年度

		(単位：千円)	
	注	2014年12月31日 終了年度	2013年12月31日 終了年度
受取利息および類似収益	4	13,491	110,426
支払利息および類似費用	5	(12,131)	(98,022)
		1,360	12,404
営業費用	6	(12,711)	(10,626)
為替差益	7	143	1,645
通常の営業活動より生じた税引前（損失）／利益		(11,208)	3,423
税金	8	-	(4,604)
当期税引後純損失		(11,208)	(1,181)
その他の包括利益		-	-
当期包括損失合計		(11,208)	(1,181)
当期首現在の利益		81,219	82,400
包括利益合計		70,011	81,219

2014年12月31日終了年度の損失の算出に関する項目はすべて継続事業に関するものである。
当社は、包括利益計算書に記載されている他に損益は発生していない。

12頁から19頁（訳注：原文の頁）の注記は、本財務書類の不可欠な一部を構成する。

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー
財政状態計算書
2014年12月31日現在

	注	2014年12月31日現在	(単位：千円) 2013年12月31日現在
固定資産			
貸付および未収金	9	400,000	400,000
流動資産			
現金および現金同等物		69,647	76,839
その他未収金	10	8,321	11,485
		77,968	88,324
流動負債			
その他未払金	11	(4,655)	(4,623)
		(4,655)	(4,623)
正味流動資産			
		73,313	83,701
正味流動資産を含む総資産			
発行済債務証券	12	(398,472)	(397,652)
正味資産			
		74,841	86,049
資本			
資本として表示される株式資本	13	4,830	4,830
利益剰余金		70,011	81,219
資本合計		74,841	86,049

取締役会を代表して

カーメル・ノートン
取締役エイドリアン・ベイリー
取締役

日付：

12頁から19頁（訳注：原文の頁）の注記は、本財務書類の不可欠な一部を構成する。

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー

資本変動計算書

2014年12月31日終了年度

(単位：千円)

	株式資本	利益剰余金	合計
2013年1月1日現在の残高	4,830	82,400	87,230
当期包括利益合計			
当期損失	-	(1,181)	(1,181)
その他の包括利益	-	-	-
包括利益合計	-	(1,181)	(1,181)
2013年12月31日現在の残高	4,830	81,219	86,049
当期包括損失合計			
当期損失	-	(11,208)	(11,208)
その他の包括利益	-	-	-
包括損失合計	-	(11,208)	(11,208)
2014年12月31日現在の残高	4,830	70,011	74,841

12頁から19頁（訳注：原文の頁）の注記は、本財務書類の不可欠な一部を構成する。

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー
キャッシュ・フロー計算書
2014年12月31日終了年度

(単位：千円)

2014年12月31日
終了年度

2013年12月31日
終了年度

営業活動によるキャッシュ・フロー		
通常の営業活動より生じた税引前（損失）／利益	(11,208)	3,423
その他未収金の減少	8,875	16,350
その他未払金の増加／（減少）	32	(11,057)
支払法人税	(5,711)	(14,307)
発行費用償却	820	15,396
営業活動による正味キャッシュ・フロー	(7,192)	9,805
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付返済手取金	-	3,300,000
投資活動により生み出された正味キャッシュ	-	3,300,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債償還	-	(3,300,000)
投資活動に使用された正味キャッシュ	-	(3,300,000)
現金および現金同等物の純（減）／増	(7,192)	9,805
期首現在現金および現金同等物	76,839	67,034
期末現在現金および現金同等物	69,647	76,839

12頁から19頁（訳注：原文の頁）の注記は、本財務書類の不可欠な一部を構成する。

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー

財務書類に対する注記

2014年12月31日終了年度

1. 概要

当社は、1997年連結課税法(その後の改正を含む。)第110条に基づいて「適格会社」として設立された特別目的証券化ビークルであり、貸付債権(以下「本貸付債権」という。)を取得している。当社は、慈善信託に所有されており、額面130億円の第1回円貨社債(2001)(以下「本社債」という。)の発行を通じて、本貸付債権によって資金全額を調達した。本社債は保証付であり、ルクセンブルグ証券取引所に上場されていた。

2011年11月10日、再編に続いて本社債は償還され、当社は総額66億円の社債を3シリーズ(すなわち、額面29億円の第2回円貨社債(2011)、額面33億円の第3回円貨社債(2011)および額面4億円の第4回円貨社債(2011))に分割して発行した。これらの社債はアイルランド証券取引所に上場され、大田広域市の保証が付された。本社債の償還金は、大田川辺都市高速化道路会社に対する貸付債権の部分返済によって資金調達された。

2014年12月31日現在、額面4億円の第4回円貨社債(2011)を除くすべての社債は償還されていた。

当社には子会社は存在せず、本財務書類は、当期に係る個別の主体としての大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの財務成績および財務状態のみを示したものである。

当社は、直接の従業員を有していない。

2. 作成基準

(a) コンプライアンス報告書

本財務書類は、EUの承認を受けた国際財務報告基準(IFRS)、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)の解釈およびIFRSに基づく報告会社に適用される2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年12月31日終了年度の財務書類および比較情報の作成にあたっては、以下の会計方針が一貫して適用されている。本財務書類に示される比較情報は2013年12月31日終了年度にかかる情報である。

本財務書類は継続企業ベースで作成されている。

(b) 測定の基準

財務書類は、歴史的な原価基準に基づいて作成されている。

(c) 機能通貨および表示通貨

財務書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されている。発行済債務証券は主に日本円建てである。当社の取締役は、日本円が、原取引、事由および状況の経済効果を最も正確に表すと考えている。

(d) 見積りおよび判断の使用

IFRSに準拠した財務書類の作成には、経営陣が、会計方針の適用ならびに資産および負債、収入および支出の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。見積りおよび関連する仮定は、過去の経験およびその状況の下で合理的であると考えられる様々なその他の要因に基づいており、その結果は、他のデータからは容易に明らかにならない資産および負債の簿価について判断する基礎となっている。実際の業績は、かかる見積りと異なる可能性がある。

(e) 会計方針および開示の変更

表示日付で、以下の新たな基準および改訂の効力が発生した。

基準および解釈		発効日
IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂	かかる改訂は、投資企業を定義し、投資企業の特定の子会社の連結について例外を導入している。かかる改訂により、投資企業は、その連結および個別財務書類において、かかる子会社を損益を通じて公正価値で測定しなければならない。また、かかる改訂によって、IFRS第12号およびIAS第27号における投資企業の新たな開示要件も導入されている。	2014年1月1日以降に開始する年度
IAS第32号の改訂	IAS第32号「金融商品：表示」の改訂、金融資産と金融負債の相殺。	2014年1月1日に改訂が発効する。
IFRS第13号	公正価値測定。IFRSの年次改善(2011-2013年サイクル)により改訂された。IFRS第13号第52項に定義されるポートフォリオの例外の範囲には、IAS第32号「金融商品：表示」に定義される金融資産または金融負債の定義を満たすか否かにかかわらず、IAS第39条「金融商品：認識および測定」またはIFRS第9号「金融商品」の範囲で会計処理されるすべての契約が含まれることが明確化された。	2014年7月1日以降に開始する年度

かかる基準および改訂のうち、当社の財務書類に影響を及ぼしたものはない。当社に影響した改訂は以下のとおりである。

・IAS第32号の改訂

かかる改訂は、相殺権が将来の事由を条件としてはならないことを明確にしている。また、相殺権は、通常の業務過程においても、債務不履行、支払不能または破産時においても、全当事者にとって法的に強制執行可能でなければならない。かかる改訂では、決済メカニズムも検討されている。かかる改訂による、当社の財務書類に計上された数値への影響はなかった。

未適用の新基準

いくつかの新たな基準ならびに基準および解釈の改訂が2014年7月1日以降に発効したが、財務書類の作成に当たっては適用されていない。これらのうち、以下のものを除いて、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすものはないと予想されている。

基準および解釈		発効日
IAS第24号	関連当事者についての開示。IFRSの年次改善（2010-2012年サイクル）により改訂された。報告企業または報告企業の親会社に経営幹部サービスを提供している企業は報告企業の関連当事者であることが明確化されている。	2014年7月1日以降に開始する年度
IFRS第9号	金融商品。金融資産および金融負債の分類、測定および認識に関連する。早期適用が認められている。当社は、IFRS第9号の完全な影響はまだ評価していない。	2018年1月1日以降に開始する年度

当社は、強制的ではない他の新たな基準または解釈を適用していない。取締役は、IFRS第9号以外のかかる基準または解釈の適用による、初度適用期における当社の財務書類への重大な影響はないと予想している。

(f) セグメント報告

事業セグメントは、収益を稼得し費用を負担する（同一法人の他部門との取引に関連する収益および費用を含む。）事業活動に従事する法人の部門である。これには、投資家を代理して市場で購入し、その後潜在的な市場機会および非対称性リスクを利用するために証券化される社債およびその他の債務性商品の再編が含まれる。当社は、一つの事業単位を有するのみであり、すべての管理および運営機能は、管理人兼会社秘書役であるドイチュ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドが実行および検討する。

3. 重要な会計方針

以下に記載する会計方針は、本財務書類内のすべての期間について一貫して適用されている。

(a) 受取利息および支払利息

貸付および未収金にかかる受取利息ならびに発行済債務証券にかかる支払利息は、包括利益計算書において、実効金利法を用いて認識される。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を当該関連期間にわたって割り当てる方法である。実効金利は、将来の見積現金支払額または受取額を金融商品の予想期間もしくは（適切な場合には）これより短い期間にわたって、金融資産または金融負債の正味簿価へと正確に割り引く金利である。実効金利法の適用には、金融商品にかかる受取または支払利息を満期または償還までの期間にわたって、その残額に比例して均等に認識できるという効果がある。

(b) 法人税

法人税費用は、資本に直接認識される項目に関係する場合（この場合には、法人税費用は関連項目の会計に従って、資本において認識される。）を除いて、包括利益計算書において認識される。

当期法人税は、貸借対照表日現在制定されまたは実質的に制定されている、当社の活動に適用される税率を用いて、当期の課税所得について支払うべき税額と、過年度について支払うべき税額の調整である。

繰延法人税は、資産および負債の課税基準とそれらの財務書類上の簿価の間に生じる一時差異について、負債法を用いて全額が引き当てられている。繰延法人税は、財政状態計算書の日までに制定され、または実質的に制定されている税率（および税法）ならびに関連する繰延法人税資産が実現しまたは繰延法人税負債が決済される期に適用が見込まれている税率（および税法）を用いて決定される。

繰延法人税資産は、将来の課税対象所得が、かかる一時差異に対して利用できる見込みがある場合に認識される。

(c) 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手元現金、銀行通知預金、当初期間が3ヵ月未満の流動性の高いその他短期投資が含まれており、これらは公正価値の変動リスクが低く、当社の短期約定の管理に使用されている。現金および現金同等物は、財政状態計算書において償却原価で計上される。

(d) 金融商品

当社が保有する金融商品には以下が含まれる。

- ・ 貸付および未収金
- ・ 発行済債務証券

分類

当社は、本貸付債権および未収金を貸付および未収金に、発行済債務証券をその他の負債に分類している。

貸付および未収金

貸付および未収金は、当初、公正価値で測定される。これらは貸付および未収金に分類され、減損調整済の償却原価で計上される。

発行済債務証券

発行済債務証券は、当初、公正価値、すなわち発行手取金（受領対価の公正価値）から取引費用を控除した額で認識される。発行済債務証券はその後、償却原価で測定され、取引費用控除後手取金と償還額との差額は、実効金利法を用いて包括利益計算書に計上される。

当初認識

当社は当初、当社が商品の契約条項の当事者となる取引日付ですべての金融資産および負債を認識する。金融資産および金融負債の売買は、取引日会計を用いて認識される。

認識中止

当社は、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効したとき、または金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび利益を譲渡する取引において金融資産にかかるキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したときに、金融資産の認識を中止する。譲渡された金融資産に対して当社が設定または留保する持分は、個別の資産または負債として認識される。

当社は、契約上の義務が履行され、または解除され、または失効したときに金融負債の認識を中止する。

相殺

金融資産および負債は、当社が相殺を行う法的な権利を有し、かつ純額ベースで決済するかまたは資産を認識して同時に負債を決済することを意図している場合にのみ相殺され、財政状態計算書上に純額が表示される。損益は、会計基準により許可されているか、または同種の取引の集合から発生した損益である場合にのみ、純額ベースで表示される。

(e) 減損

償却原価で計上される金融資産は、減損の客観的証拠の有無を各報告日において評価される。金融資産は、当該金融資産の当初認識後に生じた一つ以上の事象の結果、投資の見積将来キャッシュ・フローが影響を受けているとの客観的証拠がある場合に減損したとみなされる。かかる兆候がある場合には、減損損失は、資産の簿価と金融資産の当初の実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値の差額として包括利益計算書に認識される。その後の期において、従前に減損した資産の予想回収可能額が増加した場合、従前に認識された減損損失は包括利益計算書を通じて戻し入れられる。

(f) 外貨取引

外貨取引は、取引日現在の為替レートを用いて当社の機能通貨に換算される。報告日現在の外貨建ての貨幣性資産および負債は、同日現在の為替レートで機能通貨に再換算される。貨幣性項目の為替損益は、期首現在の機能通貨の償却原価（期中の実効金利および支払の調整後）と期末現在の為替レートで換算した外貨建ての償却原価の差額である。公正価値で測定される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日現在の為替レートで機能通貨に再換算される。再換算によって生じる為替差額は、包括利益計算書において認識される。

(g) 営業収益および営業費用

営業収益および営業費用は、発生主義に基づいて計上されている。

4. 受取利息および類似収益

	(単位：千円)	
	2014年12月31日 終了年度	2013年12月31日 終了年度
貸付にかかる受取利息	12,756	109,846
その他未収収益	735	580
	13,491	110,426

5. 支払利息および類似費用

	(単位：千円)	
	2014年12月31日 終了年度	2013年12月31日 終了年度
社債にかかる支払利息	(11,311)	(82,626)
発行費用償却	(820)	(15,396)
	(12,131)	(98,022)

6. 営業費用

	(単位：千円)	
	2014年12月31日 終了年度	2013年12月31日 終了年度

専門家報酬	(5,614)	(653)
監査人報酬	(2,103)	(2,103)
税手数料	(953)	(953)
管理人報酬	(4,015)	(3,871)
銀行手数料	(26)	-
その他費用	-	(2,966)
支払代理人手数料	-	(80)
	(12,711)	(10,626)

当社は、ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッドに対して、提供を受けた取締役の役務について合計599,650円（2013年：526,100円）を支払っている。当社には従業員はおらず、必要な役務は外部委託されている。

監査人報酬の内訳を下表に示す。

	2014年12月31日 終了年度	(単位：千円) 2013年12月31日 終了年度
法定監査 - プライスウォーターハウスクーパース、アイルランド	(1,710)	(1,710)
その他保証サービス	-	-
税務顧問サービス	(775)	(775)
その他非監査サービス	-	-
	(2,485)	(2,485)

監査人報酬には付加価値税は含まれていないが、実費は含まれている。

7. 外国為替

	2014年12月31日 終了年度	(単位：千円) 2013年12月31日 終了年度
実現為替差損	(280)	(494)
為替差益	423	2,139
	143	1,645

8. 通常の営業活動より生じた利益に対する税金

	2014年12月31日 終了年度	(単位：千円) 2013年12月31日 終了年度
当期法人税		
法人税率：25%	-	4,604

当期にかかる課税は、通常の営業活動より生じた利益にアイルランドの標準法人税税率を適用した場合の当期の課税よりも高い。差額については下記を参照されたい。

通常の営業活動より生じた税引前（損失）／利益	(11,208)	3,423
損金不算入費用	-	2,966
課税（欠損金）／所得合計	(11,208)	6,389
通常の営業活動より生じた（損失）／利益と当期のアイルランドの標準法人税税率（12.5%）との積	(1,401)	799
未使用欠損金の効果	1,401	-
1997年連結課税法第110条に基づくより高い税率の効果	-	799
1997年連結課税法第440条に基づく追加課税の効果	-	3,006
当期法人税	-	4,604

当社は、1997年連結課税法第110条の意味における適格会社である。したがって、利益には別表D事例3に基づく25%の法人税率が課せられるが、別表D事例1に適用される規定に従って算出される。

かかる欠損金を使用するために十分な課税所得が予見可能な将来に得られない可能性が高いと取締役が判断しているため、当社は、2014年12月31日現在、1,401,000円の繰延法人税資産を認識していない。

9. 貸付および未収金

非流動	満期日	金利	(単位：千円)	
			2014年12月31日	2013年12月31日
シリーズ4貸付	2016年11月7日	3.189%	400,000	400,000
			400,000	400,000

当期中の変動	(単位：千円)	
	2014年12月31日	2013年12月31日
期首残高	400,000	3,700,000
期中に返済された貸付	-	(3,300,000)
期末残高	400,000	400,000

10. その他未収金

	(単位：千円)	
	2014年12月31日	2013年12月31日
貸付にかかる受取利息	1,782	1,782
前払金	6,011	9,703
未収付加価値税	528	-
	8,321	11,485

11. その他未払金

	(単位：千円)	
	2014年12月31日	2013年12月31日
社債にかかる支払利息	(1,598)	(1,567)
未払費用	(3,057)	(3,056)
	(4,655)	(4,623)

12. 発行済債務証券

非流動	満期日	金利	(単位：千円)	
			2014年12月31日	2013年12月31日
シリーズ4社債	2016年11月10日	2.82%	(398,472)	(397,652)
			(398,472)	(397,652)

当期中の変動	(単位：千円)	
	2014年12月31日	2013年12月31日
期首残高	(397,652)	(3,682,256)
期中償還債務証券	-	3,300,000
発行費用償却	(820)	(15,396)
期末残高	(398,472)	(397,652)

当社は日本の投資家に対し、額面総額130億円の第1回円貨社債（2001）（以下「本社債」という。）を発行し、本社債は2011年11月10日に償還された。

2011年11月10日、第1回円貨社債の再編後、3シリーズの社債が組成された。これらは、額面29億円の第2回円貨社債（2011）、額面33億円の第3回円貨社債（2011）および額面4億円の第4回円貨社債（2011）である。これらの社債は、アイルランド証券取引所に上場され、大田広域市の保証が付された。

2014年12月31日現在、額面4億円の第4回円貨社債（2011）を除くすべての社債は償還されていた。

13. 株式資本

授権済：

1株の額面1米ドルの普通株式10,000,000株

(単位：千円)

2014年12月31日

2013年12月31日

発行および払込済一資本として表示

	2014年12月31日	2013年12月31日
1株の額面1米ドルの普通株式40,000株	4,830	4,830

14. 当社の所有者

当社の主要株主は、ドイチェ・インターナショナル・ファイナンス（アイルランド）リミテッドである（持株数39,994株）。さらに、マイケル・ホエラン氏、カーメル・ノートン女史、コナー・ブレイク氏、リース・オーエンス氏、デイビッド・マクギネス氏およびアイミール・マクグラス女史の各氏（いずれも、ドイチェ・インターナショナル・ファイナンス（アイルランド）リミテッドの従業員）が当社の株式を1株ずつ保有している。株式はすべて、2001年10月2日付の信託宣言の条項に従って保有されている。取締役会は、当社の支配当事者についての問題を検討した。当社の日常業務の管理は取締役会が担当することが決定されている。取締役会は4人の取締役で構成されており、うち2名は、当社の管理人であるドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッドの従業員である。

15. 金融リスク管理

当社は、第1回円貨社債(2001年)（額面総額130億円）を発行して、128.08億円の貸付を提供した。

当該貸付は、発行会社の債権となり、社債からの手取金は、専ら貸付の資金調達のために充当され、貸付契約に基づき発行会社が実際に受領した元金および（もしあれば）追加額の合計額に相当する金額（信託証書に定義される留保権に関して支払われる金額を除く。）について投資家に支払われる。

2011年11月10日、当該社債は再編後に償還され、当社は総額66億円の社債を3シリーズ（すなわち、額面29億円の第2回円貨社債（2011）、額面33億円の第3回円貨社債（2011）および額面4億円の第4回円貨社債（2011））に分割して発行した。これらの社債はアイルランド証券取引所に上場され、大田広域市の保証が付された。本社債の償還金は大田川辺都市高速化道路会社に対するかかる貸付の部分返済によって資金調達された。

2014年12月31日現在、額面4億円の第4回円貨社債（2011）を除くすべての社債は償還されていた。

2014年12月31日現在、当社社債には、ムーディーズからAa3の格付が付与されている（2013年：Aa3）。

(a) 業務リスク・エクスポージャー

業務リスクは、当社のプロセス、人材およびインフラに付随する様々な原因ならびに、法律および規制上の要件ならびに一般に認められた企業行動の基準から発生するリスク等の信用リスク、市場リスクおよび流動性リスク以外の外部要因から発生する直接的または間接的な損失のリスクをいう。業務リスクは、当社の業務すべてから発生する。

当社は、上記に概要が記載された活動に従事するために設立された。すべての運営および管理機能は、ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッドに外注されている。

(b) 信用リスク

金利リスクに加え、当社はまた、借り手が本貸付債権のもとでその義務（すなわち、本貸付債権にかかる利息を支払い、最終交換日に元本を返済する義務）を履行する能力を反映する信用リスクに晒されている。当社は、借り手である大田川辺都市高速化道路会社の信用状態を見直すことでかかるリスクを管理している。2014年12月31日現在、金融資産の各種類について当社の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に計上されたかかる資産の簿価である。財務報告書の日付現在、貸付および未収金は稼働債権であった。貸付は、大田広域市により保証されている。

(c) 市場リスク

市場リスクは、損益双方の可能性を表したもので、金利リスクおよび通貨リスクが含まれる。

(i) 金利リスク

当社は、その元本残高に対する利回りが年率3.189%の貸付債権を取得している。さらに、当社は、社債権者に対し未償還社債の額面金額に対し年率2.82%の利息を支払う義務を負っている。貸付債権について受領する利息は、社債権者に利息を支払うために必要な金額を上回っている。もし借り手が本貸付債権にかかる利息支払を怠った場合、保証人が社債に基づく当社の義務を履行する。

(ii) 通貨リスク

当社の主たる資産（すなわち貸付債権および現金残高）および主たる負債（すなわち社債）は、日本円建てである。よって、為替リスクは発生しない。為替リスクは、当社の一定の費用について発生する。取締役は、かかるリスクをヘッジすることは意図していない。

	日本円 (単位：千円)	ユーロ (単位：千円)	合計 (単位：千円)
2014年12月31日現在			

貸付および未収金	400,000	-	400,000
現金および現金同等物	55,365	14,281	69,647
その他未収金	7,793	528	8,321
	463,159	14,809	477,968

その他未払金	(1,598)	(3,057)	(4,655)
発行済債務証券	(398,472)	-	(398,472)
	(400,070)	(3,057)	(403,127)

正味ポジション	63,088	11,752	74,841
---------	--------	--------	--------

2013年12月31日現在	日本円 (単位：千円)	ユーロ (単位：千円)	合計 (単位：千円)
貸付および未収金	400,000	-	400,000
現金および現金同等物	66,848	9,991	76,839
その他未収金	11,485	-	11,485
	478,333	9,991	488,324

その他未払金	(1,567)	(3,056)	(4,623)
発行済債務証券	(397,652)	-	(397,652)
	(399,219)	(3,056)	(402,275)

正味ポジション	79,114	6,935	86,049
---------	--------	-------	--------

(d)流動性リスク

流動性リスクとは、当社が期日に金融債務を履行することのできないリスクである。当社は、可能な限り、通常の状況およびストレス下の双方において、容認可能な程度の損失も生じることなく、また、当社の評判を損なうリスクを負うことなく、債務を期日に返済するために十分な流動性を常に有することを確保する方針である。

社債権者に対する当社の義務は、貸付および未収金の実現時の純手取金に限定されている。

(単位：千円)

2014年12月31日現在	簿価	約定 キャッシュ・ フロー総額	1年未満	1年－2年	2年－5年
負債					
その他未払金	(4,655)	(25,648)	(15,935)	(9,713)	-
発行済債務証券	(398,472)	(400,000)	-	(400,000)	-
	(403,127)	(425,648)	(15,935)	(409,713)	-

(単位：千円)

2013年12月31日現在	簿価	約定 キャッシュ・ フロー総額	1年未満	1年－2年	2年－5年
負債					
その他未払金	(4,623)	(36,918)	(15,903)	(11,280)	(9,735)
発行済債務証券	(397,651)	(400,000)	-	-	(400,000)
	(402,274)	(436,918)	(15,903)	(11,280)	(409,735)

(e)金融資産の公正価値

貸付が期日未到来でかつ減損していないことを鑑みて、取締役の見解では、貸付および未収金の公正価値は簿価に近似している。また、取締役は、事業年度末から本財務書類の承認日までに元本の損失または元本の不足の兆候はないと述べている。

(f) 金融負債の公正価値

大田広域市による取消不能の保証が付されていることから、取締役は、発行済債務証券の公正価値は簿価に近似していると考えている。

公正価値で計上していないが、公正価値が開示されている資産および負債

	(単位：千円)			
2014年12月31日現在	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計
金融資産および負債				
貸付および未収金	-	400,000	-	400,000
現金および現金同等物	-	69,647	-	69,647
その他未収金	-	8,321	-	8,321
その他未払金	-	(4,655)	-	(4,655)
発行済債務証券	-	(398,472)	-	(398,472)
	-	74,841	-	74,841

	(単位：千円)			
2013年12月31日現在	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計
金融資産および負債				
貸付および未収金	-	400,000	-	400,000
現金および現金同等物	-	76,839	-	76,839
その他未収金	-	11,485	-	11,485
その他未払金	-	(4,623)	-	(4,623)
発行済債務証券	-	(397,652)	-	(397,652)
	-	86,049	-	86,049

16. 管理人および関連当事者との取引

当年度中、当社はドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドが提供した管理および取締役の役務に関連して4,015,228円（2013年度には3,871,391円）の報酬費用を負担した。当年度中、その他の関連当事者取引は存在しなかった。

17. 後発事象

当期末以降、重大な事由は発生しなかった。

18. 財務書類の承認

財務書類は、2015年6月22日に取締役会によって承認された。

Daejeon Riverside Expressway Funding PLC

Page 8

Statement of comprehensive income
For the year ended 31 December 2014

		Year ended 31-Dec-14	Year ended 31-Dec-13
	Notes	Y'000	Y'000
Interest receivable and similar income	4	13,491	110,426
Interest payable and similar charges	5	(12,131)	(98,022)
		<u>1,360</u>	<u>12,404</u>
Operating expenses	6	(12,711)	(10,626)
Foreign exchange gain	7	<u>143</u>	<u>1,645</u>
(Loss)/profit on ordinary activities before taxation		(11,208)	3,423
Taxation	8	<u>-</u>	<u>(4,604)</u>
Loss for the year after taxation		(11,208)	(1,181)
Other comprehensive income		-	-
Total comprehensive loss for the year		<u>(11,208)</u>	<u>(1,181)</u>
Profit at beginning of year		<u>81,219</u>	<u>82,400</u>
Total comprehensive income		<u><u>70,011</u></u>	<u><u>81,219</u></u>

All items dealt with in arriving at the loss for the year ended 31 December 2014 related to continuing operations.

The Company had no gains or losses other than those dealt with in the statement of comprehensive income.

The notes on pages 12 to 19 form an integral part of these financial statements.

Dudgeon Riverside Expressway Funding PLC

Page 9

Statement of financial position

As at 31 December 2014

	Notes	31-Dec-14 ¥'000	31-Dec-13 ¥'000
Non current assets			
Loans and receivables	9	400,000	400,000
Current assets			
Cash and cash equivalents		69,647	76,839
Other receivables	10	8,321	11,485
		77,968	88,324
Current liabilities			
Other payables	11	(4,655)	(4,623)
		(4,655)	(4,623)
Net current assets		73,313	83,701
Total assets including net current assets		473,313	483,701
Debt securities issued	12	(398,472)	(397,652)
Net assets		74,841	86,049
Equity			
Share capital presented as equity	13	4,830	4,830
Retained earnings		70,011	81,219
Total equity		74,841	86,049

On behalf of the board


Carmel Naughton
Director


Adrian Bailie
Director

Date:

The notes on pages 12 to 19 form an integral part of these financial statements.

Daejeon Riverside Expressway Funding PLC

Page 10

Statement of changes in equity

For the year ended 31 December 2014

	Share capital ¥'000	Retained earnings ¥'000	Total ¥'000
Balance as at 1 January 2013	<u>4,830</u>	<u>82,400</u>	<u>87,230</u>
<i>Total comprehensive income for the year</i>			
Loss for the year	-	(1,181)	(1,181)
Other comprehensive income	-	-	-
Total comprehensive income	<u>-</u>	<u>(1,181)</u>	<u>(1,181)</u>
Balance as at 31 December 2013	<u>4,830</u>	<u>81,219</u>	<u>86,049</u>
<i>Total comprehensive loss for the year</i>			
Loss for the year	-	(11,208)	(11,208)
Other comprehensive income	-	-	-
Total comprehensive loss	<u>-</u>	<u>(11,208)</u>	<u>(11,208)</u>
Balance as at 31 December 2014	<u>4,830</u>	<u>70,011</u>	<u>74,841</u>

The notes on pages 12 to 19 form an integral part of these financial statements.

Daejeon Riverside Expressway Funding PLC

Page 11

Cash flow statement

For the year ended 31 December 2014

	Year ended 31-Dec-14 ¥'000	Year ended 31-Dec-13 ¥'000
Cash inflow from operating activities		
(Loss)/profit from ordinary activities before taxation	(11,208)	3,423
Decrease in other receivables	8,875	16,350
Increase(decrease) in other payables	32	(11,057)
Tax paid	(5,711)	(14,307)
Amortisation of issue cost	820	15,396
Net cash (outflow)/inflow from operating activities	(7,192)	9,805
Cash flows from investing activities		
Proceeds from loans repayment	-	3,300,000
Net cash generated from investing activities	-	3,300,000
Cash flows from financing activities		
Repayment of bonds	-	(3,300,000)
Net cash used in investing activities	-	(3,300,000)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(7,192)	9,805
Cash and cash equivalents at start of year	76,839	67,034
Cash and cash equivalents at end of year	69,647	76,839

The notes on pages 12 to 19 form an integral part of these financial statements.

1. General information

The Company, a special purpose securitisation vehicle established as a "qualifying company" under section 110 of the Taxes Consolidation Act 1997 (as amended), has acquired a loan (the "Loan"). The Company which is owned by a charitable trust, wholly financed the acquisition of the Loan through the issue of ¥12 billion (First Series (2001)) bonds (the "Bonds"). These Bonds were guaranteed and listed on the Luxembourg Stock Exchange.

On 30 November 2011, following a restructuring, the bonds were repaid and the Company issued 40,000,000,000 of Bonds which were allocated into 3 series, namely the 2,900,000,000 Japanese Yen Bonds Second Series (2011), 3,300,000,000 Japanese Yen Bonds Third Series (2011) and 400,000,000 Japanese Yen Bonds Fourth Series (2011). These bonds were listed on the Irish Stock Exchange and guaranteed by Daijien Metropolitan City. The repayment of the Bonds was funded by the partial repayment of the loan to Daijien Riverside Expressway Co Ltd.

As at 31 December 2014, all the bonds were repaid with the exception of 400,000,000 Japanese Yen Bonds Fourth Series (2011).

The Company does not have any subsidiaries and these financial statements represent only the financial performance and position of Daijien Riverside Expressway Funding PLC, as an individual entity for the year under review.

The Company has no direct employees.

2. Basis of preparation**(a) Statement of compliance**

The financial statements have been prepared in accordance with EU endorsed International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), International Financial Reporting Interpretations Committee (IFRIC) interpretations and the Companies Act 2014 applicable to Companies Reporting under IFRS.

The accounting policies set out below have been applied consistently in preparing the financial statements for the year ended 31 December 2014 and the comparative information. The comparative information presented in these financial statements are for the year ended 31 December 2013.

These financial statements have been prepared on a going concern basis.

(b) Basis of measurement

The financial statements have been prepared on the historical cost basis.

(c) Functional and presentation currency

The financial statements are presented in ¥ (Japanese Yen) which is the Company's functional currency. The debt securities issued are primarily denominated in ¥. The directors of the Company believe that ¥ most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions.

(d) Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

(e) Changes in accounting policies and disclosures

The following new standards and amendments became effective as of the dates indicated:

Standards and interpretations	Effective date
Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27	Annual periods beginning on or after 1 January 2014
Amendment to IAS 32	Effective date of amendments is 1 January 2014

Notes to the financial statements (continued)

For the year ended 31 December 2014

2. Basis of preparation (continued)

(e) Changes in accounting policies and disclosures (continued)

IFRS 13	Fair Value Measurement - Amended by Annual Improvements to IFRSs 2011-2013 Cycle. Clarifies that the scope of the portfolio exception defined in paragraph 52 of IFRS 13 includes all contracts accounted for within the scope of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement or IFRS 9 Financial Instruments, regardless of whether they meet the definition of financial assets or financial liabilities as defined in IAS 32 Financial Instruments: Presentation.	Annual periods beginning on or after 1 July 2014
---------	--	--

Not all of these standards and amendments impacted the Company's financial statements. Amendments that affected the Company are described below.

- Amendment to IAS 32

The amendment clarifies that the right of set off must not be contingent on a future event. It must also be legally enforceable for all counterparties in the normal course of business, as well as in the event of default, insolvency or bankruptcy. The amendment also considers settlement mechanisms. The amendment did not have any impact on the Company's financial statements reported figures.

New standards not yet adopted

A number of new standards and amendments to standards and interpretations became effective beginning after 1 July 2014, and have not been applied in preparing the financial statements. None of these is expected to have a significant effect on the financial statements of the Company, except the following set out below:

Standards and interpretations		Effective date
IAS 24	Related Party Disclosures - Amended by Annual Improvements to IFRSs 2010-2012 Cycle. Clarifies that an entity providing key management personnel services to the reporting entity or to the parent of the reporting entity is a related party of the reporting entity.	Annual periods beginning on or after 1 July 2014
IFRS 9	Financial Instruments on the classification, measurement and recognition of financial assets and financial liabilities. Early adoption is permitted. The Company is yet to assess IFRS 9 full impact.	Annual periods beginning on or after 1 January 2018

The Company has not adopted any other new standards or interpretations that are not mandatory. The directors anticipate that the adoption of those standards or interpretations other than IFRS 9 will have no material impact on the financial statements of the Company in the period of initial application.

(f) Segment reporting

An operating segment is a component of an entity that engages in business activities from which it may earn revenues and incur expenses (including revenues and expenses relating to transactions with other components of the same entity). It involves the repackaging of bonds and other debt instruments on behalf of investors which are bought on the market and subsequently securitised to avail of potential market opportunities and risk between asymmetries. The Company has only one business unit and all administrative and operating functions are carried out and reviewed by the Administrator and Corporate Secretary, Deutsche International Company Services (Ireland) Limited (DICSIL).

3. Significant accounting policies

The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods in these financial statements.

(a) Interest income and interest expense

Interest income on loans and receivables and interest expense on debt securities issued are recognised in the statement of comprehensive income on effective interest rate basis.

The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts the expected future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument, or when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. The application of the method has the effect of recognising income (and expense) receivable (or payable) on the instrument evenly in proportion to the amount outstanding over the period to maturity or repayment.

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 December 2014

3. Significant accounting policies (continued)

(b) Income tax

Income tax expense is recognised in the statement of comprehensive income except to the extent that it relates to items recognised directly in equity, in which case it is recognised in equity consistent with the accounting for the item to which it is related.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates applicable to the Company's activities enacted or substantively enacted at the balance sheet date, and adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred income tax is provided in full, using the liability method, on temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. Deferred income tax is determined using tax rates (and laws) that have been enacted or substantively enacted by the date of the statement of financial position and are expected to apply when the related deferred income tax asset is realised or the deferred income tax liability is settled.

Deferred tax assets are recognised when it is probable that future taxable profit will be available against which these temporary differences can be utilised.

(c) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes cash in hand, deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of less than three months, which are subject to insignificant risk of changes in their fair value, and are used by the Company in the management of its short term commitments. Cash and cash equivalents are carried at amortised cost in the statement of financial position.

(d) Financial instruments

The financial instruments held by the Company include the following:

- Loans and receivables; and
- Debt securities issued

Categorisation

The Company has classified Loans and receivables as loans and receivables and the Debt securities issued as other liabilities.

Loans and receivables

The loans and receivables are initially measured at fair value. They are classified as loans and receivables and are carried at amortised cost adjusted for any impairment.

Debt securities issued

The debt securities issued are initially recognised at fair value, being their issue proceeds (fair value of consideration received) net of transaction costs incurred. These are subsequently measured at amortised cost and any difference between the proceeds net of transaction costs and the redemption value is recognised in the statement of comprehensive income using the effective interest rate method.

Initial recognition

The Company initially recognises all financial assets and liabilities on the trade date at which the Company becomes a party to the contractual provisions of the instruments. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognised using trade date accounting.

Derecognition

The Company derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows on the financial asset in a transaction in which substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred. Any interest in transferred financial assets that is created or retained by the Company is recognised as a separate asset or liability.

The Company derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled or expired.

Offsetting

Financial assets and liabilities are set off and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Company has a legal right to set off the amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously. Income and expenses are presented on a net basis only when permitted by the accounting standards, or for gains and losses arising from a group of similar transactions.

(e) Impairment

Financial assets that are stated at amortised cost are reviewed at each reporting date to determine whether there is objective evidence of impairment. Financial assets are considered to be impaired when there is objective evidence that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the financial asset, the estimated future cash flows of the investment have been affected. If any such indication exists, an impairment loss is recognised in the Statement of comprehensive income of the difference between the assets' carrying amount and the present value of estimated future cash flows discounted at the financial assets original effective rate. If in subsequent period the expected recoverable amount of a previously impaired assets increases the earlier impairment loss is reversed through the Statement of comprehensive income.

Notes to the financial statements (continued)

For the year ended 31 December 2014

3. Significant accounting policies (continued)

(f) Foreign currency transaction

Transactions in foreign currencies are translated to the functional currency of the Company at exchange rates at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the reporting date are retranslated to the functional currency at the exchange rate at that date. The foreign currency gain or loss on monetary items is the difference between amortised costs in the functional currency at the beginning of the year, adjusted for effective interest and payments during the period, and amortized cost in foreign currency translated at the exchange rate at the end of the year. Non monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are retranslated to the functional currency at the exchange rate at the date that the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in statement of comprehensive income.

(g) Operating income and expenses

Operating income and expenses are accounted for on an accruals basis.

4. Interest receivable and similar income

	Year ended 31-Dec-14	Year ended 31-Dec-13
	¥'000	¥'000
Loan interest income	12,756	109,846
Other income	735	580
	<u>13,491</u>	<u>110,426</u>

5. Interest payable and similar charges

	Year ended 31-Dec-14	Year ended 31-Dec-13
	¥'000	¥'000
Bond interest payable	(11,311)	(82,626)
Amortisation of issue cost	(820)	(15,396)
	<u>(12,131)</u>	<u>(98,022)</u>

6. Operating expenses

	Year ended 31-Dec-14	Year ended 31-Dec-13
	¥'000	¥'000
Professional fees	(5,614)	(653)
Auditor fees	(2,103)	(2,103)
Taxation fees	(953)	(953)
Administrator fees	(4,015)	(3,871)
Bank charges	(26)	-
Other expenses	-	(2,966)
Paying agent commission fee	-	(80)
	<u>(12,711)</u>	<u>(10,626)</u>

The Company pays D&CSIL a total of JPY 599,650 (2013: JPY 526,100) for director services provided. The Company has no employees and services required are contracted from third parties.

Auditors' remuneration consists of:

	Year ended 31-Dec-14	Year ended 31-Dec-13
	¥'000	¥'000
Statutory audit - PricewaterhouseCoopers, Ireland	(1,710)	(1,710)
Other assurance services	-	-
Tax advisory services	(775)	(775)
Other non-audit services	-	-
	<u>(2,485)</u>	<u>(2,485)</u>

Auditors remuneration are VAT exclusive and includes out of pocket expenses.

7. Foreign exchange

	Year ended 31-Dec-14	Year ended 31-Dec-13
	¥'000	¥'000
Realised foreign exchange loss	(280)	(494)
Foreign exchange gain	423	2,139
	<u>143</u>	<u>1,645</u>

Daejeon Riverside Expressway Funding PLC

Page 16

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 December 2014

8. Tax on profit on ordinary activities

	Year ended 31-Dec-14 ¥'000	Year ended 31-Dec-13 ¥'000
Current tax		
Corporation tax at 25%	-	4,604
The current charge for the year is higher than the current charge that would result from applying the standard rate of Irish Corporation Tax to profits on ordinary activities. The differences are explained below:		
(Loss)/profit on ordinary activities before tax	(11,208)	3,423
Non allowable expenses	-	2,966
Total taxable (loss)/income	(11,208)	6,389
(Loss)/profit on ordinary activities multiplied by the standard rate of Irish corporation tax for the year of 12.5%		
	(1,401)	799
Effects of:		
Losses not utilised	1,401	-
Higher rate under section 110 of Taxes Consolidation Act, 1997	-	799
Surcharge under s440	-	3,006
Current tax charge for the year	-	4,604

The Company is a qualifying Company within the meaning of Section 110 of the Taxes Consolidation Act, 1997. As such, the profits are chargeable to corporation tax under Case 3 of schedule D at a rate of 25% but are computed in accordance with the provisions applicable to Case 1 of Schedule D.

The Company has not recognised a deferred tax asset as at 31 December 2014 of ¥1,401,000 as the directors do not believe it is more likely than not that sufficient taxable profits will be available in the foreseeable future to utilise these losses.

9. Loans and receivables

			31-Dec-14 ¥'000	31-Dec-13 ¥'000
Non-current	Maturity date	Interest rate		
Series 4 loan	07-Nov-16	3.189%	400,000	400,000
			400,000	400,000
<i>Movement during the year</i>				
Balance at start of the year			400,000	3,700,000
Loans repaid during the year			-	(3,300,000)
Balance at end of the year			400,000	400,000

10. Other receivables

	31-Dec-14 ¥'000	31-Dec-13 ¥'000
Interest receivable on loan	1,782	1,782
Prepayments	6,011	9,703
VAT receivable	528	-
	8,321	11,485

11. Other payables

	31-Dec-14 ¥'000	31-Dec-13 ¥'000
Interest payable on bonds	(1,598)	(1,567)
Accruals	(3,057)	(3,056)
	(4,655)	(4,623)

12. Debt securities issued

	Maturity date	Interest rate	31-Dec-14 ¥'000	31-Dec-13 ¥'000
Non-current				
Series 4 bonds	10-Nov-16	2.82%	(398,472)	(397,652)
			(398,472)	(397,652)
<i>Movement during the year</i>				
Balance at start of the year			(397,652)	(3,682,256)
Debt securities repaid during the year			-	3,300,000
Issue cost amortisation			(820)	(15,396)
Balance at end of the year			(398,472)	(397,652)

The Company had issued ¥ 13 billion First Series (2001) bonds (the "Bonds") to Japanese investors which was repaid on 10 November 2011.

On 10 November 2011, following a restructure of the Series 1 Bonds, 3 new Series were originated. These were 2,900,000,000 Japanese Yen Bonds Second Series (2011), 3,300,000,000 Japanese Yen Bonds Third Series (2011) and 400,000,000 Japanese Yen Bonds Fourth Series (2011). These bonds were listed on the Irish Stock Exchange and guaranteed by Daejeon Metropolitan City.

As at 31 December 2014, all the bonds were repaid with the exception of 400,000,000 Japanese Yen Bonds Fourth Series (2011).

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 December 2014

13. Share capital

Authorised:

10,000,000 ordinary shares of US \$ 1 each

Issued and fully paid - presented as equity

40,000 ordinary shares of US \$1 each

	31-Dec-14	31-Dec-13
	Y'000	Y'000
	4,830	4,830

14. Ownership of the Company

The principal shareholder of the Company is Deutsche International Finance (Ireland) Limited (29,594 shares). In addition, Mr Michael Whelan, Ms Carmel Naughton, Mr Conor Blake, Mr Rhys Owens, Mr David McGuinness and Ms Eimir McGrath (all of whom are employees of DICSIL), hold one share each in the company. All shares are held under the terms of declarations of trust dated 2 October 2001. The board of directors have considered the issue as to who is the controlling party of the Company. It has been determined that the control of the day to day activities of the Company rests with the board. The board is composed of 4 directors, 2 of which are employees of DICSIL, the administrator of the Company.

15. Financial Risk Management

The Company issued first series (2001) bonds of a nominal amount ¥ 13 billion to provide a loan of ¥ 12,808 billion.

The loans constitute the obligation of the issuer to apply the proceeds from the bonds solely for the purpose of financing the loan and to account to the loan lenders for amounts equivalent to sums of principals, interest and additional amounts (if any) actually received by the issuer pursuant to the Loan Agreements, excluding any amounts paid in respect of Reserved Rights as defined in the Trust deed.

On 10 November 2011, following a restructure, the bonds were repaid and the Company issued ¥6,600,000,000 of Bonds which were allocated into 3 series, namely the 2,900,000,000 Japanese Yen Bonds Second Series (2011), 3,300,000,000 Japanese Yen Bonds Third Series (2011) and 400,000,000 Japanese Yen Bonds Fourth Series (2011). These bonds were listed on the Irish Stock Exchange and guaranteed by Dageon Metropolitan City. The repayment of the Bonds was funded by the partial repayment of the loan to Dageon Riverside Expressway Co Ltd.

As at 31 December 2014, all the bonds were repaid with the exception of 400,000,000 Japanese Yen Bonds Fourth Series (2011).

The bonds are rated Aa3 by Moody's as at 31 December 2014 (2013 : Aa3).

(a) Operational risk exposure

Operational risk is the risk of direct or indirect loss arising from a wide variety of causes associated with the Company's processes, personnel and infrastructure, and from external factors other than credit, market and liquidity risks such as those arising from legal and regulatory requirements and generally accepted standards of corporate behaviour. Operational risks arise from all of the Company's operations.

The Company was incorporated with the purpose of engaging in those activities outlined in the preceding paragraphs. All management and administration functions are outsourced to DICSIL.

(b) Credit risk

In addition to the interest rate risk, the Company is also exposed to credit risk which reflects the ability of the Borrower to meet its obligations under the Loan (i.e., pay the interest on a loan and return the capital on the final exchange date). The Company manages this risk by reviewing the credit status of the borrower, Dageon Riverside Expressway Company Ltd. The Company's maximum exposure to credit risk as at 31 December 2014 in relation to each class of financial assets is the carrying amount of these assets in the statement of financial position. The loans and receivables are still performing at the date of our report. The loans are guaranteed by Dageon Metropolitan City.

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 December 2014

15. Financial Risk Management (continued)

(c) Market risk

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes interest rate risk and currency risk.

(i) Interest rate risk

The Company has loans coupon rate of 3.189% per annum on the principal amount outstanding on the loans. In addition the Company has a commitment to pay the holders of the Bonds a return of 2.82% per annum on the nominal value of Bonds outstanding. The interest receivable on the Loan is greater than that needed to pay the interest to the Bondholders. If the Borrower defaults on the Loan interest payments, the Guarantor will fulfil the Company's obligations under the Bonds.

(ii) Currency risk

The principal assets of the Company, the Loan and cash balance, and the principal liabilities of the Company, the Bonds, are denominated in Japanese Yen and, as such, will not give rise to any foreign currency risk. Foreign currency risk will arise in respect of certain expenses of the Company. The directors do not intend to hedge against this risk.

At 31 December 2014	YEN Y'000	EUR Y'000	Total Y'000
Loan and receivables	400,000	-	400,000
Cash and cash equivalents	55,365	14,281	69,647
Other receivables	7,793	528	8,321
	463,159	14,809	477,968
Other payables	(1,598)	(3,057)	(4,655)
Debt securities issued	(398,472)	-	(398,472)
	(400,070)	(3,057)	(403,127)
Net position	63,088	11,752	74,841
At 31 December 2013	YEN Y'000	EUR Y'000	Total Y'000
Loan and receivables	400,000	-	400,000
Cash and cash equivalents	66,848	9,991	76,839
Other receivables	11,485	-	11,485
	478,333	9,991	488,324
Other payables	(1,567)	(3,056)	(4,623)
Debt securities issued	(397,652)	-	(397,652)
	(399,219)	(3,056)	(402,275)
Net position	79,114	6,935	86,049

(d) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach is to ensure, as far as possible that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when they fall due, under both normal and stressed conditions, without incurring acceptable losses or risking damage to the Company's reputation.

The Company's obligation to the Bond-holder is limited to the net proceeds upon realisation of loan and receivables.

At 31 December 2014	Carrying value Y'000	Gross contractual cash flows Y'000	Less than one year Y'000	Between one to two years Y'000	Between two to five years Y'000
Liabilities	(4,655)	(25,648)	(15,935)	(9,713)	-
Other payables	(398,472)	(400,000)	-	(400,000)	-
Debt securities issued	(403,127)	(425,648)	(15,935)	(409,713)	-
At 31 December 2013	Carrying value Y'000	Gross contractual cash flows Y'000	Less than one year Y'000	Between one to two years Y'000	Between two to five years Y'000
Liabilities	(4,623)	(36,918)	(15,903)	(11,280)	(9,735)
Other payables	(397,651)	(400,000)	-	-	(400,000)
Debt securities issued	(402,274)	(436,918)	(15,903)	(11,280)	(409,735)

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 December 2014

15. Financial risk management (continued)

(c) Fair value of financial assets

It is the opinion of the directors that after considering the loans are neither past due or impaired and therefore the fair value of the loans and receivables approximates to their carrying value. The directors also note that there has been no indication of principal loss or principal shortfall in the past or up to the date of approving these financial statements.

(f) Fair value of financial liabilities

Given the irrevocable guarantee in place by Daejeon Metropolitan City, the directors consider the fair value of the Debt securities issued to approximate to the carrying value.

Assets and liabilities not carried at fair value but for which fair value is disclosed

At 31 December 2014	Level 1	Level 2	Level 3	Total fair value
	Y'000	Y'000	Y'000	Y'000
<i>Financial assets and liabilities</i>				
Loans and receivables	-	400,000	-	400,000
Cash and cash equivalents	-	69,647	-	69,647
Other receivables	-	8,321	-	8,321
Other payables	-	(4,655)	-	(4,655)
Debt securities issued	-	(398,472)	-	(398,472)
	-	74,841	-	74,841
At 31 December 2013	Level 1	Level 2	Level 3	Total fair value
	Y'000	Y'000	Y'000	Y'000
<i>Financial assets and liabilities</i>				
Loans and receivables	-	400,000	-	400,000
Cash and cash equivalents	-	76,839	-	76,839
Other receivables	-	11,485	-	11,485
Other payables	-	(4,623)	-	(4,623)
Debt securities issued	-	(397,652)	-	(397,652)
	-	86,049	-	86,049

16. Transactions with Administrator and related parties

During the year the Company incurred a fee of ¥4,015,228 (2013: ¥3,871,391) relating to administration and director services provided by Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited. There were no other related party transactions in the year.

17. Subsequent events

There have been no significant events since the year end.

18. Approval of the financial statements

The board of directors approved these financial statements on 22 June 2015.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「財務書類に対する注記」を参照のこと。

3【その他】

(1)決算日後の状況

該当事項なし

(2)訴訟

当社は、設立日以降、その財務状況に重要な影響を及ぼしうるかまたは及ぼしているいかなる法律上のまたは仲裁手続きにも関与しておらず、また、係争中のかかる手続きもしくは手続きの虞についての認識もない。

4【IFRSと日本国の会計原則および会計慣行の主な相違】

本書「第6－1 財務書類」に掲載された財務書類は、IFRSに準拠して作成されているが、これらは日本国におけるものと特定の重要な部分で相違している。これらの重要な相違は、主として次の項目に関連している。

受取利息の認識

すべての利付資産の受取利息は、実効金利法を用いて、包括利益計算書に認識される。受取利息には、ディスカウント、プレミアムまたは利付商品の当初の帳簿価額と満期日における金額との差額の、実効金利基準で計算された償却額が含まれる。

日本の会計基準上、受取利息の認識は利息法が原則であるが、一定の条件の下で簡便法としての定額法の採用も認められている。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし

第9【提出会社の参考情報】**1【提出会社の親会社等の情報】**

該当事項なし

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間において、当社は下記の書類を提出している。

有価証券報告書および添付書類
半期報告書および添付書類

平成26年6月27日関東財務局長に提出
平成26年9月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】**第1【保証会社情報】****1【保証の対象となっている社債】**

社債の名称	発行年月	券面総額	償還額	当事業年度末 現在の未償還額	上場金融商品取引所 又は 登録認可金融商品 取引業協会名
韓国大田広域市保証大田 リバーサイド・エクスプ レスウェイ・ファンディ ング・ピーエルシー第4 回円貨社債（2011）	2011年11月	4 億円	—	4 億円	アイルランド 証券取引所

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

保証人は大韓民国の地方自治体であるため、以下に記述する保証人の情報は、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の第3号様式に準じて記載されている。

(1)概要**①位置、面積、地形、人口及びその他の一般的概要**

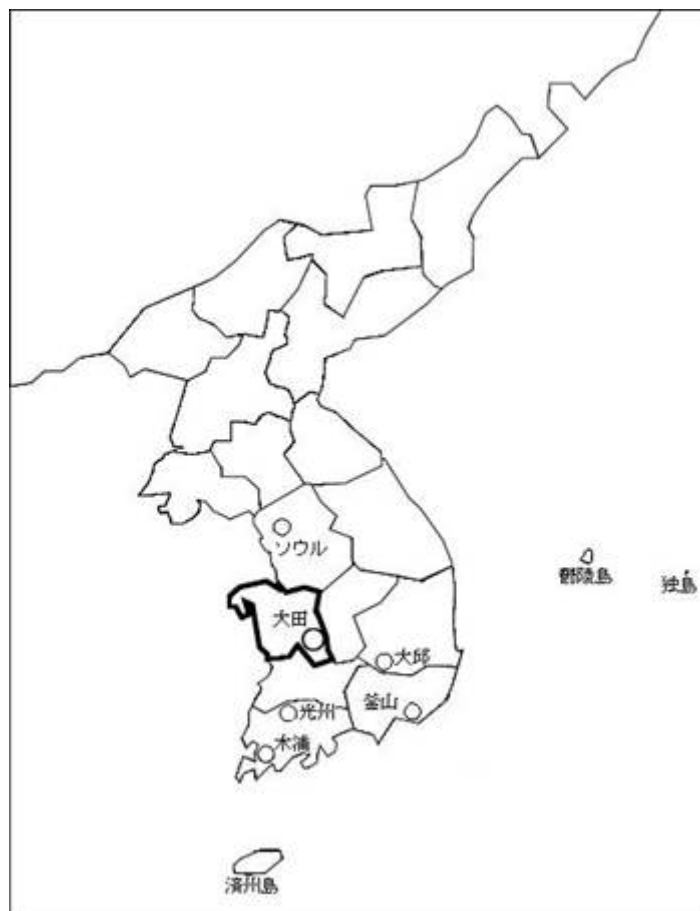
大田市は朝鮮半島南半分の中央部に位置しているため中都とも呼ばれ、嶺南地方(朝鮮半島の南東部)と湖南地方(朝鮮半島の南西部)に通じる三南（忠清、全羅及び慶尚の総称）の玄関口で、首都ソウルまでは167km、釜山までは294km、光州までは200kmの距離にある。

大田市は地形的に朝鮮半島の中西部に位置し、ケリョン山地、ケゾク山地、シキチャン山地、マンイン山地等で四方が囲まれた典型的な盆地の地形をなしており、これら山地から源を発したガブ川、ユドン川、大田川に沿って広がっている。大田市の現在の行政区域の面積は539.79平方キロメートルである。

大田市は上記の地理上の特長を生かして流通産業を中心に発展を遂げてきた。1998年に韓国政府の機能の一部をソウル特別市から大田市に移転することが決定された。また大田市は、韓国科学技術院（K A I S T）と企業研究所を中心とした先端科学技術都市への発展に努め、研究及びベンチャー企業を中心地域として「大徳バレー」が誕生した。関連産業の移転及び人口の増加に伴い、インフラ整備も行われ、西区及び儒城区への住宅建設、市の南北を接続する高速道路（大田リバーサイド高速道路）の建設及び市の東西横断地下鉄建設が予定されている。その一部区間の大田都市地下鉄1号線の第1段階である東区板岩洞から大田市庁舎間の12.4km路線は、2006年3月16日に開通した。また、同事業の第2段階区間である大田市庁舎から儒城区外三洞の10.2km路線は2007年4月17日に竣工、開通した。また、大田市は観光事業にも注力しており、古くから知られた温泉街以外にも、2002年サッカーワールドカップの誘致により多くの観光収入を得た。2014年12月31日現在、大田市の人口は1,531,809人で、大韓民国の全人口の3.0%を占めており、男子は766,497人、女子は765,312人である。

大田市は5つの区で構成されており、各区の人口は下表の通りである。

年						(単位：人)
	東区	中区	西区	儒城区	大徳区	合計
2010	248,835	265,846	499,742	281,692	207,549	1,503,664
2011	251,285	265,502	499,124	294,353	205,339	1,515,603
2012	251,945	264,125	496,513	306,312	205,688	1,524,583
2013	253,823	266,423	502,167	318,805	206,391	1,547,609
2014	245,493	261,165	496,132	327,461	201,558	1,531,809



②政治及び外交

(a)広域市の地位及び事務

韓国の地方自治制度は、大韓民国憲法第8章第117条及び第118条に定められている。

韓国の地方自治法（以下「地方自治法」という。）第2条は、地方自治体を(i)特別市、広域市及び道(これを総称して広域自治団体という)と、(ii)市、郡及び区(これを総称して基礎自治団体という)に大別している。韓国の国土は9つの「道」に分割されており、その管轄区域内に「市、郡」があり、その下位の行政組織としては一般的に「市」の場合には「区」とその下位に「洞」があり、「郡」の場合には「邑・面」とその下位に「里」がある。しかしソウル特別市と釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の6つの広域市は地理上は各道に含まれているが、行政組織上は道と同格で行政安全部の指揮・監督を受ける。そして「区」は特別市と広域市の管轄区域中の区に限って地方自治体として認められる。

大田市は1949年地方自治制の実施によって大田府から大田市に改称され、1989年1月1日に法律第4049号によって大田直轄市の地位が与えられ、1995年1月1日法律第4789号によって大田広域市と名称が変更された。

地方自治法によれば、地方自治体は法人格があり、その管轄区域内の自治事務と法令によって地方自治体に属する事務を処理する。地方自治法第9条第2項は、自治体の事務を次の通り例示している。

(i)地方自治体の区域、組織及び行政管理等に関する事務

管轄区域内の行政区域の名称・位置及び区域の調整

条例・規則の制定・改廃及びその運営・管理

傘下行政機関の組織管理

傘下行政機関及び団体の指導・監督

所属公務員の人事・厚生福祉及び教育

地方税と地方税外収入の賦課及び徴収
予算の編成・執行及び会計監査と財産管理
行政設備の管理、行政電算化及び行政管理の改善
公有財産の管理
戸籍及び住民登録の管理
地方自治体が必要とする各種の調査及び統計の作成

(ii)住民の福祉増進に関する事務

住民の福祉に関する事業
社会福祉施設の設置・運営及び管理
生活困窮者の保護及び支援
老人・児童・心身障害者・青少年及び婦女の保護と福祉増進
保健診療機関の設置・運営
伝染病及びその他疾病の予防と防疫
墓地・火葬場及び納骨堂の運営・管理
公衆接客店舗の衛生改善のための指導
清掃、汚物の収去及び処理
地方公企業の設置及び運営

(iii)農林・商工業等産業振興に関する事務

小溜池・堰等農業用水施設の設置及び管理
農林・畜・水産物の生産及び流通の支援
農業資材の管理
複合営農の運営・指導
農業外所得事業の育成・指導
農家副業の奨励
公有林の管理
小規模畜産の開発及び酪農振興事業
家畜伝染病の予防
地域産業の育成・支援
消費者保護及び貯蓄の奨励
中小企業の育成
地域特化産業の開発と育成・支援
優秀物産の開発と観光民芸品の開発

(iv)地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務

地域開発事業
地方の土木・建設事業の施行
都市計画事業の施行
地方道路、市郡道路の新設・改修及び維持
住居生活環境の改善の奨励及び支援
農村住宅の改良及び集落構造の改善
自然保護活動
地方1級河川、地方2級河川及び小河川の管理
上水道・下水道の設置及び管理
簡易給水施設の設置及び管理
道立・郡立及び都市公園、緑地など観光・休養施設の設置及び管理
地方軌道事業の経営
駐車場・交通標識など交通便宜施設の設置及び管理
災害対策の策定及び執行
地域経済の育成及び支援

(v)教育・体育・文化・芸術の振興に関する事務

乳児院・幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれに準ずる各種の学校の設置・運営・指導
図書館・運動場・広場・体育館・博物館・公演場・美術館・音楽堂など公共教育・体育・文化施設の設置及び管理
地方文化財の指定・保存及び管理
地方文化・芸術の振興
地方文化・芸術団体の育成

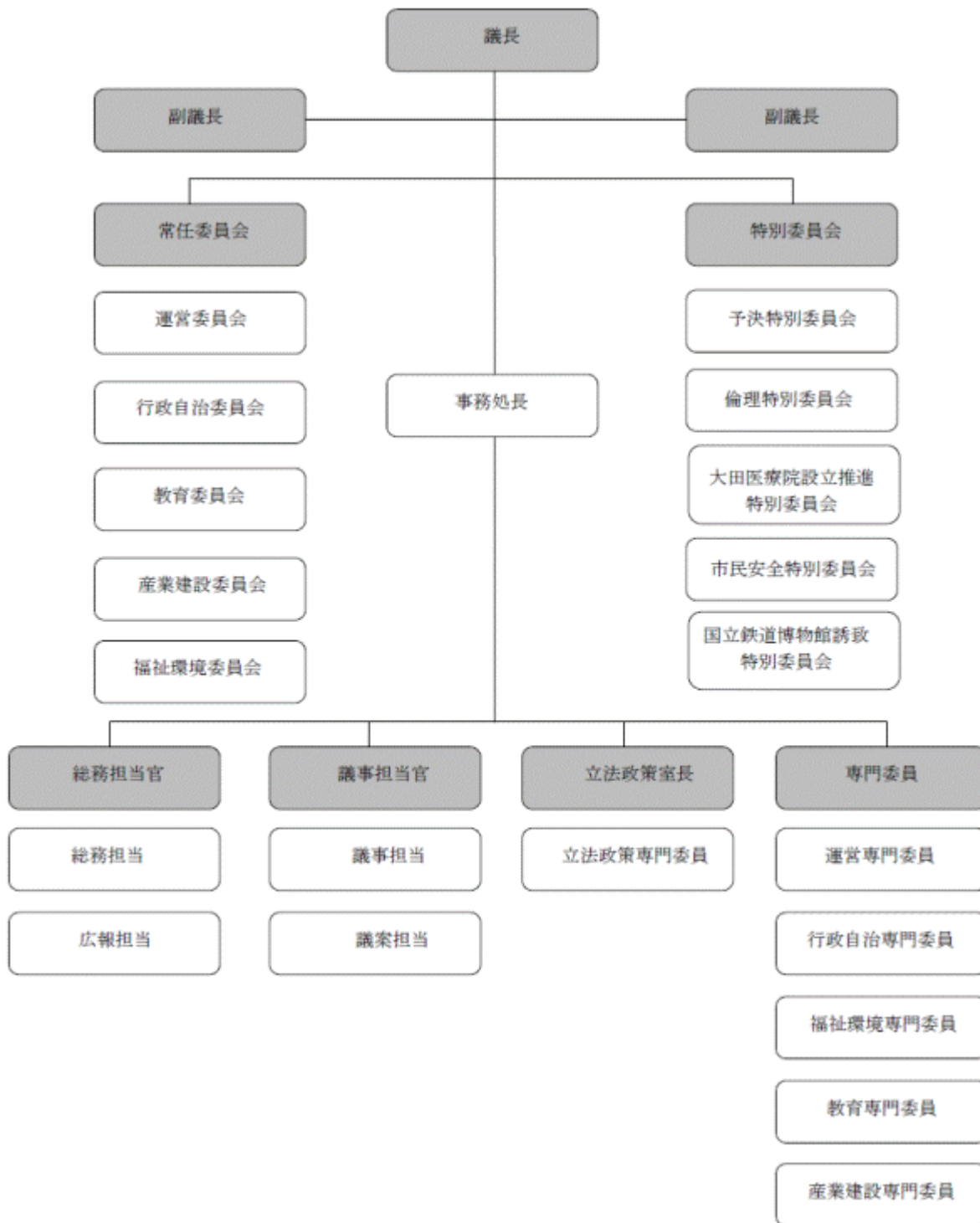
(vi)地域民防衛及び消防に関する事務

地域及び職場民防衛組織(義勇消防隊を含む)の編成と運営及び指導・監督
火災の予防及び消防

(b)主要機関

地方議会

大田市には大田広域市議会（以下「市議会」という。）があり、市議会議員は住民の普通、平等、直接、秘密選挙によって選出される。市議会議員の任期は４年である。市議会は条例の制定、改廃、予算の審議・確定、決算の承認など地方自治法の定める事項に関して議決する。市議会は条例の定めるところによって委員会をおくことができ、現在市議会は５つの常任委員会（運営委員会、行政自治委員会、教育委員会、産業建設委員会、福祉環境委員会）と５つの特別委員会（予決特別委員会（予算と決算を担当する。）、倫理特別委員会、大田医療院設立推進特別委員会、市民安全特別委員会および国立鉄道博物館誘致特別委員会）を置いている。



各政党は選挙区別に、党员1名を市議会議員候補として指名することができる。最近5年間では、2014年6月4日に選挙が行われた。2015年6月現在の市議会議員の政党別の分布は下記の通りである。

(単位：人)

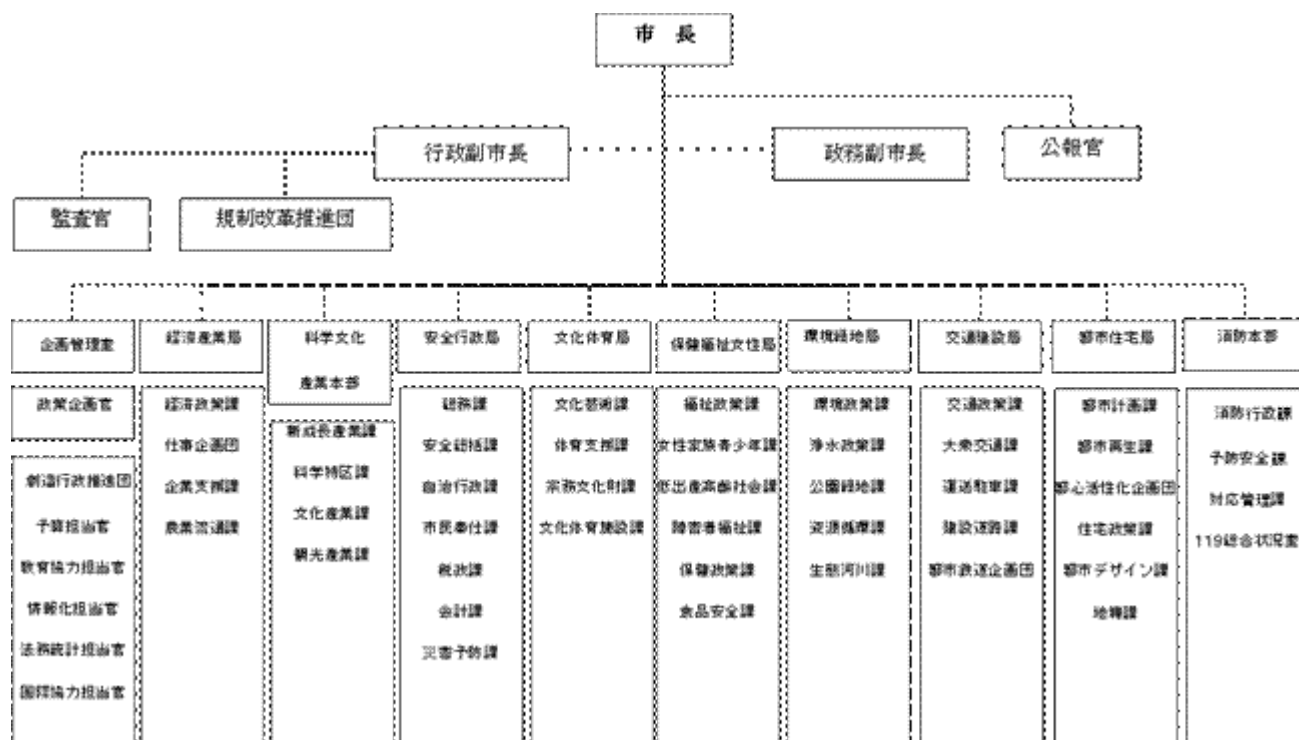
	総数	自治区					比例代表制
		東区	中区	西区	儒城区	大徳区	
新政治民主連合	16	2	2	5	4	1	2
セヌリ党	6	1	1	1	0	2	1
無所属	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	3	3	6	4	3	3

市長

大田市の長は市長で、住民の普通、平等、直接、秘密選挙によって選出される。市長の任期は4年で、3期まで再選され得る。最近5年間では、2014年6月4日に選挙が行われた。市長は市を代表し、その事務を統轄する。また市長は、所属職員を指揮・監督し、法令と条例・規則の定めるところによってその任免・教育訓練・服務・懲戒等に関する事項を処理する。市長は副市長の補佐を受け、広域市には2名の副市長を置く。

(c)行政組織

大田市の公務員の数（一部は国家公務員の資格を有する。）は、2014年12月31日現在、7,171人である。下記は市の行政組織図である。

**(d)外交関係**

大田市は地方自治体であるので、他国との外交関係を持たない。しかし、日本の島根県の大田市、米国のシアトル市、ハンガリーのブダペスト市、中国の南京市、カナダのカルガリー市、メキシコのクアダラハラ市、スウェーデンのウプサラ市、ロシアのノボシビルスク、オーストラリアのブリスベン、ベトナムのビントゥアン省、日本の札幌、南アフリカ共和国のダーバンおよび中国の瀋陽と姉妹都市関係を有している。

(2)経済**①最近の地域経済動向の概要**

2013年の大田市の地域内総生産(GRDP)の規模は、32兆2,296億ウォンと前年比4.4%増加した。国内総生産(GDP)に占める大田市の地域内総生産の規模は2.2%であり、全国の人口に占める割合3.0%と比べやや少ない生産水準である。地域内総生産の成長率(2010年100を基準)は1.4%で、前年度の1.2%から成長率が上昇した。

農林水産業の生産高は、2012年には5.6%減少し、2013年には8.2%減少した。2013年には、電気・ガス・水道業、建設業およびサービス業の生産高は2012年と比べ増加し、鉱工業の生産高は2012年に比べ減少した。

2014年12月末現在、大田市内の銀行の預金残高は27兆2,206億ウォンで、前年比5.8%増加した。これは、全国銀行の総預金の1.9%を占めるものである。2014年12月末現在、大田市内の銀行の総貸出残高は25兆8,407億ウォンで、前年比8.3%増加した。2014年末現在の家計貸出は、12兆9,235億ウォンで、前年比4.7%増加し、企業貸出は12兆205億ウォンで前年比10%増加した。

2014年の大田市地域内の手形交換額は16兆9,306億ウォンと、前年比0.8%増加し、手形不渡り額は318.7億ウォンと、前年比28.9%増加した。

②最近5年間の大田市の経済動向**(a)地域内総生産の推移**

下記の表は、最近5年間の大田市の地域内総生産の概要を示している。

地域内総生産					
区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
地域内総生産(名目価格)					
(十億ウォン)	25,534.7	27,631.7	29,683.9	30,884.5	32,229.6
対GDP構成比(%)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3
経済成長率(連鎖指数)					
(%)	2.2	6.6	3.9	1.2	1.4
農林水産業	-8.5	-16.4	5.6	-5.6	-8.2
鉱工業	0.6	15.4	2.7	5.3	-2.7
(製造業)	0.6	15.4	2.7	5.2	-2.7
電気・ガス・水道業	-8.8	-7.9	-2.7	6.7	0.6
建設業	5.3	14.6	-4.4	-13.1	0.2
サービス業	3.1	5.3	3.6	1.3	2.9
生産高の構成比(名目価格)					
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林水産業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
鉱工業	15.7	15.9	16.4	17.7	17.5
(製造業)	15.7	15.9	16.4	17.6	17.5
電気・ガス・水道業	0.9	1.1	1	1.2	1.2
建設業	4.8	5.2	4.9	4.2	4.3
サービス業	78.3	77.7	77.5	76.8	76.8
1人当たり地域内総生産					
(千ウォン)	16,973	18,289	19,446	20,055	20,844
人口(千人)	1,504.4	1,510.9	1,526.5	1,540.0	1,546.3
対全国の人口構成比(%)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1

注：2012年分の暫定値が確定値に変更され数値が変更になり、2013年分は暫定値である。

地域内総生産に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

出所：統計庁「地域内総生産および支出」。人口に関するデータは、統計庁「市道別将来人口推計」による。

下記の表は最近５年間の大田市の産業別地域内総生産(名目価格対比及び実質価格対比)を示している。

産業別地域内総生産（名目価格）					
区分	（単位：百万ウォン）				
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
大田広域市	25,534,667	27,631,678	29,683,859	30,884,467	32,229,626
農林水産業	46,826	42,258	47,954	47,144	41,673
鉱業	1,337	1,783	1,936	3,024	2,790
製造業	3,753,987	4,140,883	4,545,137	5,105,454	5,281,179
電気・ガス・水道事業	213,215	273,883	277,173	334,583	364,903
建設業	1,154,950	1,343,142	1,353,189	1,224,784	1,284,705
卸・小売業	2,220,878	2,418,132	2,609,037	2,685,263	2,724,613
飲食・宿泊業	749,174	778,811	817,927	869,121	897,014
運輸業	704,066	848,520	861,522	956,259	1,006,552
出版、映像、放送通信業及び情報サービス業	694,720	709,175	736,118	758,492	781,110
金融及び保険業	1,486,619	1,682,628	1,854,338	1,710,438	1,598,583
不動産及び賃貸業	2,351,933	2,456,142	2,651,879	2,729,810	2,837,855
事業サービス業	3,258,369	3,673,400	3,848,066	3,860,843	4,234,350
公共行政、国防及び社会保障	2,787,527	2,919,399	3,150,606	3,400,742	3,638,110
教育サービス	2,199,057	2,240,306	2,369,671	2,488,273	2,483,561
保健及び社会福祉事業	1,360,350	1,475,898	1,565,503	1,682,317	1,804,030
文化及びその他サービス業	878,971	977,720	1,031,314	1,079,061	1,139,037
地域内総付加価値(基礎価額)	23,861,979	25,982,080	27,721,370	28,935,608	30,120,065
純生産物税	1,672,688	1,649,598	1,962,489	1,948,859	2,109,561

注：産業別地域内総生産（名目価格）に関する2014年の統計は2015年６月現在未公表である。

出所：統計庁「地域内総生産および支出」

産業別地域内総生産
(実質価格：基準年度2010年)

区分	(単位：百万ウォン)				
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
大田広域市	25,929,114	27,631,678	28,720,537	29,057,519	29,474,876
農林水産業	50,551	42,258	44,623	42,105	38,672
鉱業	1,952	1,783	1,788	2,785	2,501
製造業	3,587,634	4,140,883	4,251,790	4,474,829	4,354,115
電気・ガス・水道事業	297,506	273,883	266,465	284,308	285,985
建設業	1,172,386	1,343,142	1,284,161	1,115,744	1,118,391
卸・小売業	2,314,343	2,418,132	2,557,339	2,628,935	2,712,479
飲食・宿泊業	763,476	778,811	791,749	823,529	835,763
運輸業	670,332	848,520	886,756	966,280	958,287
出版、映像、放送通信業及び情 報サービス業	682,659	709,175	761,644	788,228	827,066
金融及び保険業	1,601,828	1,682,628	1,735,469	1,692,910	1,736,406
不動産及び賃貸業	2,379,467	2,456,142	2,607,928	2,551,420	2,558,555
事業サービス業	3,388,770	3,673,400	3,760,503	3,588,099	3,812,124
公共行政、国防及び社会保障	2,840,159	2,919,399	3,034,661	3,177,080	3,321,528
教育サービス業	2,236,541	2,240,306	2,270,687	2,336,289	2,253,536
保健及び社会福祉事業	1,381,555	1,475,898	1,525,616	1,632,740	1,741,158
文化及びその他サービス業	909,624	977,720	981,513	1,002,922	1,045,282
地域内総付加価値(基礎価額)	24,239,160	25,982,080	26,762,692	27,106,485	27,581,538
純生産物税	1,689,117	1,649,598	1,957,845	1,950,041	1,886,490

注：産業別地域内総生産（実質価格）に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

出所：統計庁「地域内総生産および支出」

(b)産業構造及び主要産業の状況並びに鉱工業指数の推移**(i)産業構造**

2013年の大田市の産業構造（全産業に占める各産業の生産高の構成比）は、農林水産業が0.14%、鉱業・製造業が17.54%、建設業が4.27%、サービス業が76.84%、電気・ガス・水道業が1.21%であり、製造業の生産基盤が弱体化する一方でサービス業が発達している特徴を見せ、第三次産業指向への移行を示している。

産業別成長率は、下記の通りである。

大田市の産業別地域内総生産（実質価格）
実質成長率の推移

区分	(単位：%)				
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
大田広域市	2.2	6.6	3.9	1.2	1.4
農林水産業	-8.5	-16.4	5.6	-5.6	-8.2
鉱業	-18.3	-8.7	0.3	55.8	-10.2
製造業	0.6	15.4	2.7	5.2	-2.7
電気・ガス・水道業	-8.8	-7.9	-2.7	6.7	0.6
建設業	5.3	14.6	-4.4	-13.1	0.2
卸・小売業	-2.6	4.5	5.8	2.8	3.2
飲食・宿泊業	-1.1	2	1.7	4	1.5
運輸業	-9.5	26.6	4.5	9	-0.8
出版、映像、放送通信業及び情報サービス業	-0.3	3.9	7.4	3.5	4.9
金融及び保険業	6.4	5	3.1	-2.5	2.6
不動産業・賃貸業	1	3.2	6.2	-2.2	0.3
事業サービス	9	8.4	2.4	-4.6	6.2
公共行政、国防及び社会保障行政	3.5	2.8	3.9	4.7	4.5
教育サービス業	3.9	0.2	1.4	2.9	-3.5
保健及び社会福祉事業	7.5	6.8	3.4	7	6.6
文化及びその他サービス業	5.3	7.5	0.4	2.2	4.2

注：大田市の産業別地域内総生産（実質価格）実質成長率の推移に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

出所：統計庁「Kosis（統計データベース）」

(ii)主要産業の状況並びに鉱工業指数の推移**<農林水産業>**

農林水産業の生産高は、2001年から減少傾向を見せ、2012年には5.6%減少し、2013年には8.2%減少した。

大田市の耕地面積及び食糧作物の生産量

(単位：ヘクタール、%)

年	耕地面積				農家当り	
	合計	田	構成比 (%)	畑	構成比 (%)	耕地面積
2009	4,831	2,700	55.9	2,131	44.1	0.61
2010	4,766	2,725	57.2	2,041	42.8	0.53
2011	4,821	1,944	40.3	2,877	59.7	0.52
2012	4,616	1,837	39.8	2,779	60.2	0.48
2013	4,385	1,629	37.1	2,755	62.8	0.47

注：大田市の耕地面積に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

出所：大田市「第53回大田統計年報」

(単位：重量トン、%)

年	食糧作物の生産量						
	合計	米穀	構成比 (%)	麦類	雑穀	豆類	芋類
2010	8,853	7,862	88.8	-	121	241	629
2011	8,509	7,431	87.3	-	85	373	620
2012	8,414	7,452	88.6	-	157	239	565
2013	8,212	7,036	85.7	-	86	321	769
2014	7,164	6,642	92.7	4	-	222	296

出所：大田市「第53回大田統計年報」

<製造業>

大田市の製造業の生産は、2010年に国際金融危機から多少回復し、その後、緩慢に成長している。なお、2013年の産業生産指数は、前年から3.1%減少したが、2014年の産業生産指数は再び増加傾向を見せている。

大田市の鉱工業の推移は下表のとおりである。

大田市の鉱工業の推移

(単位：個、人、百万ウォン)

年	事業体数 (個)	従事者数 (人)	年間給与額	出荷額	付加価値
2009	729	32,937	1,024,099	11,607,637	4,808,618
2010	798	36,776	1,211,877	13,647,625	5,334,927
2011	834	38,753	1,344,651	15,058,069	6,001,050
2012	799	38,785	1,392,247	15,816,604	6,829,690
2013	843	37,493	1,411,703	16,073,860	7,038,803

注：大田市の鉱工業の推移に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

10人以上の事業体の統計である。

年間給与額は、退職金を除いた金額である。

出所：大田市「第53回大田統計年報」

＜サービス業その他＞

大田市の飲食・宿泊業の推移

年	合計	飲食業	宿泊業所	(単位：軒、人)
				従業員数
2009	17,153	16,227	926	48,929
2010	17,353	16,439	918	48,874
2011	18,120	17,211	909	48,874
2012	18,727	17,832	895	53,799
2013	19,166	18,276	890	57,200

注：大田市の飲食・宿泊業の推移に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

出所：大田市「第53回大田統計年報」

大田市の卸・小売業増加の推移

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	(単位：軒)
					2013年
在来市場					
一般	34	30	34	37	37
定期	2	2	2	2	2
大規模小売店					
百貨店	5	5	4	4	4
ショッピングセンター					
その他(大型店)	15	15	15	14	14
合計	56	52	55	57	57

注：大田市の卸・小売業増加の推移に関する2014年の統計は2015年6月現在未公表である。

出所：大田市「第53回大田統計年報」

＜貿易＞

大田市の輸出総額は2003年の13億3,035万ドルから2014年は47億3,153万ドルと、3.6倍に増加した。この中で比重が一番大きい品目は工業製品で、2003年の10億5,715万ドルから2014年は42億5,518万ドルと、4.0倍に増加した。輸入総額は2003年の16億931万ドルから2014年は35億5,791万ドルと、2.2倍に増加したが、最も比重の大きい品目は工業製品で、2003年の13億7,076万ドルから2014年は28億5,655万ドルと、2.1倍に増加した。国際収支は1997年まで慢性赤字を記録していたが、1998年から黒字に転換した。輸出と輸入先は、ともに多国化が進んでいる。下記の表は、最近の大田市の輸出及び輸入の状況を示している。

主要品目別の輸出

(単位：千ドル)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
農林水産物	542,280	579,644	603,970	436,768	468,575
鉱産物	569	1,167	1,631	305	7,772
工業製品	3,003,444	3,541,369	3,668,435	3,592,543	4,255,182
合計	3,546,293	4,122,180	4,274,036	4,029,615	4,731,529

出所：韓国貿易協会大田忠南支部「大田忠南貿易動向」

主要品目別の輸入

(単位：千ドル)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
農林水産物	466,625	427,643	529,067	697,807	662,177
鉱産物	31,720	31,608	31,166	24,653	39,187
工業製品	2,278,432	2,597,986	2,336,754	2,618,411	2,856,548
合計	2,776,777	3,057,237	2,896,987	3,340,873	3,557,912

出所：韓国貿易協会大田忠南支部「大田忠南貿易動向」

(c)物価動向

下記の表は、最近5年間の大田市及び全国の消費者物価指数(年平均)を示している。

(単位：2010=100)

年	大田市		全国	
	総指数	上昇率 (%)	総指数	上昇率 (%)
2010	100.0	3.1	100.0	3.0
2011	104.5	4.5	104.0	4.0
2012	106.6	2.0	106.3	2.2
2013	107.6	1.0	107.7	1.3
2014	108.6	0.9	109.0	1.3

出所：統計庁「物価年報」

全国平均消費者物価指数と比較してみると、大田市の消費者物価指数は、毎年全国並みの物価水準を維持している。2014年12月現在、大田市の消費者物価指数は108.6で2013年12月の107.6より0.9%上昇した。2014年の全国年平均消費者物価指数は109.0で、全国7つの特別市・広域市（ただし、大田市を除く。）の消費者物価指数は、蔚山107.9、仁川106.8、光州107.8、釜山108.9、大邱108.8、ソウル108.2である。

(d)労働情勢

大田市の経済活動人口数は持続的な増加傾向を見せている。大田市の失業率は徐々に減少する傾向にあったが、韓国の金融危機により1998年には大幅に増加した。しかし、1999年以後の経済の回復と共に、失業率は下落に転じた。2014年12月末現在の大田市の失業率は3.4%である。

下記の表は、各表示年度の12月31日現在の大田市の労働人口を示している。

労働人口の概況

(単位：千人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
15才以上の人口	1,232	1,244	1,262	1,276	1,288
経済活動人口	728	739	753	759	792
就業者数	702	713	726	736	765
失業者数	26	26	28	23	27
非経済活動人口	504	505	509	517	496
家事	192	183	59	49	48
育児	47	49	179	189	185
学生	150	150	149	156	150
経済活動参加率 (%)	59.1	59.4	59.7	59.5	61.5
失業率 (%)	3.6	3.6	3.7	3.1	3.4
雇用率 (%)	57.0	57.3	57.5	57.7	59.4

出所：大田市「第53回大田統計年報」

大田市の就業者を産業別に見ると、社会インフラ及びサービス業が80%以上を占めており、その比率も概ね持続的に上昇してきた。下記の表は各表示年度の12月31日現在の大田市の労働人口の産業別就業状況を示している。

産業別就業者

(単位：千人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
農林水産業	7	9	8	9	9
(構成比)	(1.0%)	(1.3%)	(1.1%)	(1.2%)	(1.2%)
鉱工業	84	86	89	74	80
(構成比)	(12.0%)	(12.1%)	(12.3%)	(10.1%)	(10.5%)
うち製造業	84	85	88	74	80
(構成比)	(12.0%)	(11.9%)	(12.1%)	(10.1%)	(10.5%)
社会インフラ及びサービス業	610	618	629	653	677
(構成比)	(87.0%)	(86.7%)	(86.6%)	(88.7%)	(88.5%)
うち建設業	62	56	59	61	64
(構成比)	(8.8%)	(7.9%)	(8.1%)	(8.3%)	(8.4%)
うち卸小売飲食宿泊業	167	165	166	169	180
(構成比)	(23.8%)	(23.1%)	(22.9%)	(23.0%)	(23.5%)
うち事業・個人・公共サービス及びその他	292	308	316	340	350
(構成比)	(41.7%)	(43.2%)	(43.5%)	(46.2%)	(45.8%)
うち電気・運送・通信・金融	89	89	89	84	82
(構成比)	(12.7%)	(12.5%)	(12.3%)	(11.4%)	(10.7%)
合計	701	713	726	736	765

出所：大田市「第53回大田統計年報」

(e)社会保障制度

大田市は全ての低所得市民の基礎生活が保障される社会、老人・障害者などに人間らしい生活が保障される社会、社会的危険から中産層の安定した生活が保障される社会、全市民の健康を一生見守る社会を目指して多様な政策を推進している。

大田市の2014年12月31日現在基礎生活保障受給者は市民全体の2.8%で、27,954世帯の43,469人（一般受給者40,133人及び134施設の施設受給者3,336人）である。基礎生活保障受給者及び次上位階層のうち、生活が苦しい対象者に2009年に「低所得住民の生活安定のための特別支援の条例」を制定し、かかる条例を施行するために2014年には6.0億ウォンの予算を確保し、追加的な支援を実施することで生活安定に寄与している。

女性政策を体系的に推進するために、1998年より女性発展基本計画を立てて施行しており、性別影響評価制度を導入し、政策の策定過程において女性と男性の特性と要求、社会経済的な地位を分析し、両性に平等に政策を改善し、女性の社会的地位の向上を安定的に支援するため、大田女性家族政策センターを設立し、女性政策研究、女性の経済社会活動の増進、女性の安全かつ便利な文化生活の増進、両性平等文化の拡大のために両性平等の専門講師の養成及び両性平等巡回教育の推進などにより「女性が暮らしやすい都市、大田」を志向している。

大田市は、上記の女性発展基本計画に基づき、2014年度の施行計画を立てて両性平等政策など3大分野の32事業を推進している。その結果、各種の委員会への女性の参加率は、2000年の19%から2014年には31.8%に向上した。女性発展福祉基金の予算は、2014年に5,020百万ウォンを確保した。

老人福祉政策においては、2014年12月31日現在、大田市の65歳以上の人口は、人口全体の9.83%である150,651人であり、前年に比べ7,672人増加し、高齢化の社会における進行が予想されている。このような高齢化人口の増加とともに、多様な老人福祉の施策が要求されるため、大田市は、2006年度に老後の生活安定、健康生活保障、活力ある老年などの3大戦略33個の実践課題を選定し、2006年度から本格的に推進している。2015年度の主要推進事項として、基礎老齢年金支払、老齢者の就業事業15,000名支援、老齢者長期療養保険制度の施行および療養保護士の育成、老齢者ケア基本サービス、老齢者ケア総合サービス、在宅老齢者支援サービスなどを通じて、暮らしの質を一段階高める計画であり、14,368百万ウォンを投資し、老齢者福祉施設を181ヵ所（養老施設106ヵ所および在宅施設75ヵ所）拡充し、安定的な老後生活を送ることができるよう支援する計画である。

障害者の登録現況は、2014年末現在71,198人で人口全体の4.6%を占めている。障害者の福祉増進のため、障害者福祉施設も、2014年12月現在では125ヵ所に増加した。障害者福祉館が6ヵ所あり、重度障害者生活施設20ヵ所、短期及び週間短期保護施設46ヵ所、共同生活家庭施設28ヵ所、その他体育施設12ヵ所の運営など障害者の福祉に多額の投資をする予定である。なお、7万人余りの障害者の先端医療リハビリサービスが提供可能な152病床の「圏域別リハビリ病院」は、2012年12月に開院し、一日平均160人以上の障害者が利用できるようになった。聴覚言語障害者の社会活用を奨励し、ボランティアの育成および手話学習の空間確保のため、2015年までの開院を目指して聴覚言語障害者福祉館の建設を推進している。

(f)今後の経済計画

大田市は国土の中心部に位置し、道路と鉄道がどの地域にも繋がる便利な交通網並びに土地と水資源等の豊富な開発潜在力を有し、大徳研究団地とK A I S Tが所在して優秀な研究人材が常在する所である。大田市は西海岸に隣接しているので西海岸開発の後方拠点都市の機能を遂行することができる。政府機関事務所の大田庁舎の移転によって大田市の第2行政首都の時代が始まった。

大田市の主要プロジェクトの1つである地下鉄（都市鉄道1号線）の建設は、2007年に完了した。

(3)財政**①財政制度及び税制の概要****(a)財政制度**

地方自治体は、地方財政法によって財政の健全な運用をその財政運営の基本原則としており、収支均衡の原則によってその財政を運営すべきである。

大田市の会計年度は毎年1月1日に始まって同年12月31日に終了し、会計は一般会計と特別会計に区分される。

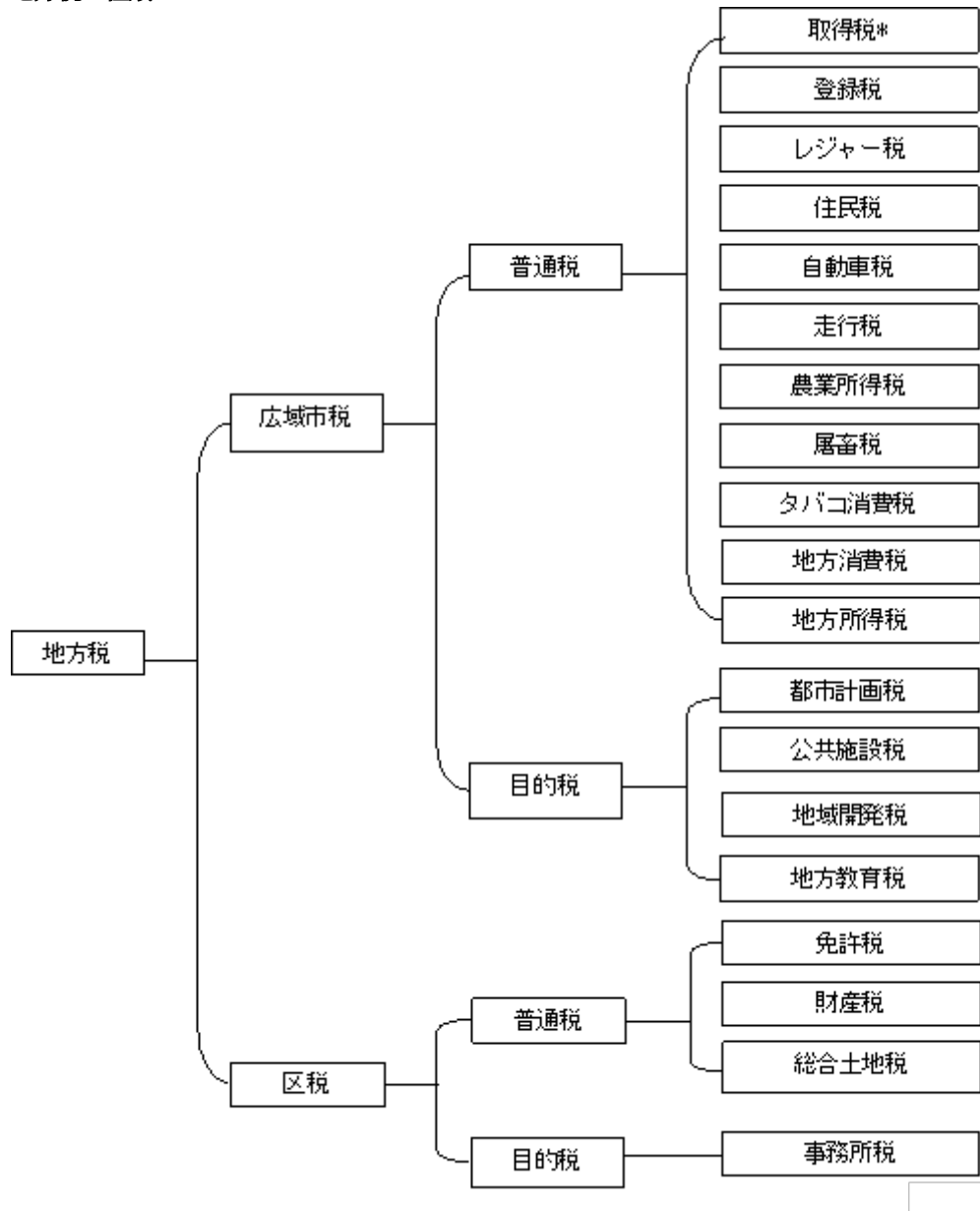
大田市の市長は毎会計年度ごとに予算案を編成して会計年度開始50日前までにこれを市議会に提出しなければならない。市議会は提出された予算案を会計年度開始15日前までに議決しなければならない。市議会はこのように予算案を議決するに当たって、市長の同意なしには予算案の各項の金額の増額、又は費目の新設はできない。

決算のためには、市長が会計年度ごとに作成した歳入、歳出決算書に検査委員の検査意見を添付して、次の会計年度の6月末日までにこれを市議会に提出して承認を受けなければならない。市長はこのように決算書に対して市議会から承認を受けた時には、これを行政安全部長官に報告してその内容を告知しなければならない。

(b)税制

地方自治体は、法律が定めるところによって、地方税を賦課、徴収することができる。地方税の種類は下記の表の通りである。

地方税の種類



(*) 韓国の地方税上の取得税とは、不動産、車両機械設備、航空機、船舶、鉱業権、漁業権、ゴルフ会員権または総合スポーツ施設会員権等の取得に関して課される税をいう。

下記の表は最近５年間の大田市(自治区を含む)の細目別の地方税徴収額を表す。

細目別の地方税徴収額					
	(単位：百万ウォン)				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
普通税	953,153	1,162,804	1,152,904	1,099,564	1,374,715
取得税	143,535	372,490	317,239	265,040	371,052
登録税（廃止）	168,532	-	7,336	-	-
登録免許税	2,640	27,616	-	26,618	33,875
住民税	9,481	8,368	5,126	9,128	34,708
財産税	90,801	161,977	173,572	179,419	191,258
自動車税	93,201	186,027	189,755	195,065	199,780
農業所得税（廃止）	-	-	-	-	-
屠畜税（廃止）	743	89	-	-	-
レジャー税	12,848	17,456	17,789	18,225	19,727
タバコ消費税	78,162	78,063	79,817	77,433	115,106
走行税（廃止）	74,110	-	-	-	-
総合土地税（廃止）	-	-	-	-	-
地方消費税	95,706	105,361	107,671	111,555	199,259
地方所得税	183,394	205,357	204,006	217,081	209,950
目的税	195,858	147,970	151,497	142,490	174,863
都市計画税（廃止）	61,454	64	47	94	3
地域資源施設税	18,972	20,940	8	23,842	28,120
事務所税（廃止）	17	-	-	-	-
地域開発税（廃止）	208	-	-	-	-
地方教育税	115,207	126,966	124,551	118,554	146,740
過年度収入	13,669	21,890	16,165	16,428	-183
合計	1,162,680	1,332,664	1,320,566	1,258,482	1,549,395

出所：大田市予算担当官室

下記の表は、最近5年間の大田市(自治区を含む)の税外収入の内訳に関するものである。

税外収入の内訳					
(単位：百万ウォン)					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
経常税外収入					
財産賃貸収入	2,698	5,885	6,044	6,365	6,516
使用料収入	18,500	20,598	20,503	19,796	20,334
手数料収入	4,294	5,150	5,795	5,930	5,825
事業収入	21,134	23,260	16,137	22,214	16,531
利子収入	5,986	6,590	10,189	7,344	5,784
徴収交付金	2,761	3,199	4,221	2,910	3,243
小計	55,373	64,682	62,889	64,559	58,233
臨時税外収入					
財産売却収入	1,745	2,846	3,679	1,098	5,258
純歳計剰余金	55,708	61,302	112,750	104,123	48,052
繰越金	146,547	125,855	140,463	211,887	181,595
組入金	30,844	32,875	44,660	53,236	73,831
負担金*	1,761	1,460	1,336	2,951	11,921
その他収入	21,924	38,036	57,805	84,903	72,149
過年度収入	1,851	2,399	1,220	2,658	1,849
預託金及び預受金	-	-	0	27,800	45,500
小計	260,380	264,773	361,913	488,656	440,155
合計	315,753	329,455	424,802	553,215	498,388

出所：大田市予算担当室

* 交通誘発負担金、環境改善負担金、農地転用負担金および水利用負担金等からなる。

②主な大田市の関係機関

大田市は1993年2月20日、ハンパット開発公社を設立し、1997年度に大田都市開発公社に名称変更をした。同公社の資本金は1,193億ウォンで、大田市が100%を所有している株式会社形態の法人である。同公社は地方公企業法第2条で定めている各種事業を遂行することができ、特に大田市住民のための宅地開発、住宅供給及びゴミの埋立及び焼却場運営等、住民生活の福祉を向上する事業に力を注いでいる。

また、大田市は2001年1月1日、資本金75億ウォンの大田市施設管理公団を設立した。この公団は大田市が100%出資し、下水終末処理施設、衛生処理場、墓地事業所、地下共同区、駅前地下商店街管理などを行っている。

③最近5会計年度の歳入及び歳出

下記の表は、各表示年度における大田市の歳入及び歳出に関するものである。

年度別の一般会計の歳入及び歳出

							(単位：百万ウォン)	
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 (予算)	2015年 (予算)
歳入	計	2,299,124	2,226,530	2,428,095	2,557,586	2,847,694	2,839,830	2,612,699
	地方税	882,606	1,025,985	1,068,035	1,093,360	1,009,282	1,213,148	1,120,375
	税外収入	198,973	167,093	194,660	276,477	343,506	145,030	77,454
	地方交付税	412,584	389,728	471,665	516,796	520,826	527,367	450,000
	地方譲与金	-	-	-	-	-	-	-
	補助金	600,612	568,924	550,184	604,275	744,961	766,529	778,975
	指定財源	-	-	-	-	-	-	-
	地方債	204,349	74,800	143,551	66,677	229,119	20,000	11,000
	保全収入など及び内部取引	-	-	-	-	-	167,756	174,894
歳出	計	2,299,124	2,226,530	2,428,095	2,557,586	2,847,694	2,839,830	2,612,699
	一般公共行政	294,067	319,803	407,162	333,815	482,417	326,839	298,818
	公共秩序及び安全	20,294	18,996	27,158	37,146	25,798	30,305	35,775
	教育	182,540	193,988	219,400	234,537	251,738	286,585	230,827
	文化及び観光	159,220	136,449	141,815	180,714	190,463	191,711	159,371
	環境保護	47,159	71,287	74,826	74,797	68,887	90,320	61,413
	社会福祉	617,684	606,231	688,865	757,507	912,226	989,886	1,026,537
	保健	34,180	36,931	37,270	40,325	44,808	49,793	49,743
	農林水産	34,847	32,580	39,575	47,807	31,880	32,329	37,022
	産業、中小企業	83,543	82,787	72,289	75,551	52,266	46,497	49,711
	輸送及び交通	425,323	371,579	318,003	265,914	261,681	286,337	233,913
	国土及び地域開発	162,884	106,977	135,818	180,279	214,387	195,970	113,207
	科学技術	41,669	39,871	37,973	39,185	48,952	36,975	33,214
	予備費	7,415	14,645	25,737	62,723	28,980	27,772	26,993
	その他	188,299	194,406	202,203	227,286	233,210	248,513	256,155

注：2009年～2013年は決算資料基準、2014年と2015年は予算基準であるが、2014年は最終予算基準、2015年は本予算基準である。

出所：大田市予算担当官室

大田市には上水道事業、下水道事業、地域開発基金、住宅事業、交通事業、広域交通施設、医療給与基金、基盤施設、都市開発、産業団地、都市鉄道事業、学校用地負担金、長期未執行都市計画施設土地補償および京釜高速鉄道周辺整備事業の14の特別会計がある。下記の表には各表示年度における大田市の主要関係機関並びに大田市の特別会計の歳入及び歳出額が記載されている。

年度別の主要関係機関並びに大田市の特別会計の歳入及び歳出

(単位：百万ウォン)

区分			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 (予算)	2015年 (予算)
歳入	計		716,937	699,141	817,234	841,116	824,985	860,789	895,715
	公企業	小計	321,729	360,230	418,965	451,401	487,551	539,376	614,130
		上水道事業	111,200	109,200	114,600	124,400	116,400	109,000	114,200
		下水道事業	96,090	120,450	135,121	110,103	140,601	137,187	126,301
		公営開発事業	-	-	-	-	-	-	-
		地域開発基金	114,439	130,580	169,244	216,898	230,550	293,189	373,629
	その他	小計	395,208	338,911	398,269	389,715	337,434	321,413	281,585
		住宅事業	10,059	5,123	5,846	10,236	5,171	362	273
		交通事業	33,367	40,555	37,034	33,394	38,608	33,672	28,286
		広域交通施設	4,660	14,601	14,075	2,063	3,133	1,700	1,665
		医療給与基金	133,256	131,472	139,688	163,416	182,953	179,484	185,127
		都市開発	133,330	103,554	119,084	113,671	23,004	41,155	13,525
		産業団地	10,381	17,222	26,342	28,543	30,386	50,288	39,918
		都市鉄道事業	32,401	6,329	465	453	317	2,229	3,188
		学校用地負担金	19,226	12,746	19,232	25,060	20,276	11,001	7,606
		長期未執行都市計画施設の土地補償	802	831	1,349	2,334	2,120	1,222	1,055
		基盤施設	284	362	358	396	289	300	290
		京釜高速鉄道周辺整備事業	17,442	6,116	34,796	10,149	31,177	-	652
歳出	計		716,937	699,141	818,965	841,116	824,985	860,789	895,715
	公企業	小計	321,729	360,230	418,965	451,401	487,551	539,376	614,130
		上水道事業	111,200	109,200	114,600	124,400	116,400	109,000	114,200
		下水道事業	96,090	120,450	135,121	110,103	140,601	137,187	126,301
		公営開発事業	-	-	-	-	-	-	-
		地域開発基金	114,439	130,580	169,244	216,898	230,550	293,189	373,629
	その他	小計	395,208	338,911	398,269	389,715	337,434	321,413	281,585
		住宅事業	10,059	5,123	5,846	10,236	5,171	362	273
		交通事業	33,367	40,555	37,034	33,394	38,608	33,672	28,286
		広域交通施設	4,660	14,601	14,075	2,063	3,133	1,700	1,665
		医療給与基金	133,256	131,472	139,688	163,416	182,953	179,484	185,127
		都市開発	133,330	103,554	119,084	113,671	23,004	41,155	13,525
		産業団地	10,381	17,222	26,342	28,543	30,386	50,288	39,918
		都市鉄道事業	32,401	6,329	465	453	317	2,229	3,188
		学校用地負担金	19,226	12,746	19,232	25,060	20,276	11,001	7,606
		長期未執行都市計画施設の土地補償	802	831	1,349	2,334	2,120	1,222	1,055
		基盤施設	284	362	358	396	289	300	290
		京釜高速鉄道周辺整備事業	17,442	6,116	34,796	10,149	31,177	-	652

注：2009年～2013年は決算資料基準、2014年と2015年は予算基準であるが、2014年は最終予算基準、2015年は本予算基準である。

出所：大田市予算担当官室

下記の表は、2014年最終予算を基準に大田市と全国の地方自治体の財政を比較したものである。

全国の地方財政対比

(単位：億ウォン)

区分	全国			大田市		
	計	一般会計	特別会計	計	一般会計	特別会計
合計	2,436,706	1,988,170	448,535	56,716	46,302	10,414
ソウル	249,693	173,428	76,265			
広域市	348,244	253,610	94,634	38,066	28,398	9,668
道	574,488	482,724	91,764			
市	646,935	516,347	130,589			
郡	311,186	280,114	31,072			
区	256,038	243,998	12,040	18,649	17,904	745

出所：大田市予算担当官室

下記の表は、2013年最終予算を基準に大田市と全国の地方自治体の財政を比較したものである。

全国の地方財政対比

(単位：億ウォン)

区分	全国			大田市		
	計	一般会計	特別会計	計	一般会計	特別会計
合計	2,358,517	1,917,623	440,894	54,218	45,117	9,101
ソウル	237,890	158,839	79,052			
広域市	355,720	262,004	93,716	36,727	28,477	8,250
道	587,543	492,231	95,312			
市	628,776	500,773	128,003			
郡	310,709	278,503	32,205			
区	237,879	225,273	12,606	17,491	16,640	851

出所：大田市予算担当官室

下記の表は、各表示年度の大田市の財源別構成及び財政自立度の推移を表す。

5年間の財源別構成（一般会計及び特別会計の総括）

（単位：百万ウォン）

区分	2010年			2011年		
	計	広域市	区	計	広域市	区
合計	4,249,249	2,925,671	1,323,578	4,722,957	3,245,329	1,477,628
自己収入	2,005,721	1,655,957	349,764	2,271,132	1,843,530	427,602
うち						
地方税	1,141,842	1,025,985	115,857	1,275,647	1,068,035	207,612
税外収入	863,879	629,972	233,907	995,485	775,495	219,990
依存収入	2,079,828	1,110,914	968,914	1,987,630	1,176,248	811,383
うち						
補助金	1,444,319	721,186	723,133	1,489,987	704,583	785,405
地方交付税	423,350	389,728	33,622	497,643	471,665	25,978
地方譲与金	-	-	-	-	-	-
調整交付金	212,159	-	212,159	232,244	-	232,244
地方債	163,700	158,800	4,900	231,951	225,551	6,400

区分	2012年			2013年			2014年		
	計	広域市	区	計	広域市	区	計	広域市	区
合計	4,997,634	3,398,702	1,598,932	5,421,835	3,672,679	1,749,156	5,671,551	3,806,647	1,864,904
自己収入	2,423,122	1,949,227	473,895	2,386,941	1,916,949	469,992	1,941,293	1,584,057	357,236
うち									
地方税	1,315,713	1,093,360	222,353	1,240,660	1,009,282	231,378	1,457,810	1,213,148	244,662
税外収入	1,107,409	855,867	251,542	1,146,281	907,667	238,614	483,483	370,909	112,574
依存収入	2,402,235	1,279,798	1,122,436	2,710,258	1,442,611	1,267,647	2,884,152	1,493,473	1,390,679
うち									
補助金	1,646,360	763,002	883,358	1,954,430	921,785	1,032,645	2,097,520	965,856	1,131,664
地方交付税	547,534	516,796	30,737	550,363	520,826	29,537	556,840	527,617	29,223
地方譲与金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調整交付金	208,341	-	208,341	205,465	-	205,465	229,792	-	229,792
地方債	172,277	169,677	2,600	324,636	313,119	11,517	115,690	115,000	690
保全収入など 及び内部取引	-	-	-	-	-	-	730,417	614,117	116,299

注：2010年～2012年は決算資料基準、2013～2014年は最終予算基準。

出所：大田市予算担当官室

財政自立度の推移

（単位：%）

区分	全国平均	大田市
2014年	44.8	49.4
2013年	51.1	54.7
2012年	52.3	55.2
2011年	51.9	54.6
2010年	52.2	54.7

出所：大田市予算担当官室

④大田市の地方債償還のための減債積立基金

大田市は、1998年1月5日大田広域市減債積立金設置及び運用条例を制定し、海外借入金、債務負担事業費その他債務の元利金償還のために減債積立基金を設置、運用できるようにした。同条例に従い、市長は、毎会計年度毎に基金運用計画を立て、予算案と一緒に市議会に提出しなければならない。大田市減債積立基金運用審議会を設置して、同委員会に基金運用計画を審議させている。減債積立基金の財源は、一般会計及び特別会計積立金、基金の運用収益金その他収益金から調達することができる。

上記条例により、大田市は、2000年度の予算に初めて地方債償還のための減債積立基金として68億ウォンを積み立てたが、2000年度に当該基金は利用されず、2001年度に113億ウォンが積み立てられた。2014年度には、地方債の償還のために減債積立基金58億ウォンが計上され、564億ウォンが積み立てられた。

(4)公債

①最近の公債発行及び借入の概要

(a)最近5年間の債券発行額及び借入額

下記の表は、毎表示年度における大田市の債券発行額及び借入額を表したものである。

債券発行額及び借入額					
(単位：百万ウォン)					
区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
国内					
債券	-	85,716	79,761	88,160	96,612
借入金	85,800	44,551	9,677	201,677	30,942
小計	85,800	130,267	89,438	289,837	127,554
国外					
債券	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-
合計(a)	85,800	130,267	89,438	289,837	127,554
市の収入(b)	2,925,671	3,245,329	3,398,702	3,672,679	3,806,647
(a)/(b)の比率 (%)	2.9	4.0	2.6	7.8	3.4

(b)最近の債券発行及び借入

2014年1月1日以降発行した債券及び借入の内訳

(単位：百万ウォン)

名称	借入日 (発行日)	金額	利率	満期	償還条件
階伯路迂回道路建設	2014.10.20	5,000	2.93	2029	5年据置き10年償還
融合の橋(カリスト橋)建設	2014.12.01	6,000	2.93	2029	5年据置き10年償還
ボルゴクギル拡張	2014.12.01	2,000	2.93	2029	5年据置き10年償還
大田文化芸術センター建設	2014.09.01	2,000	2.75	2025	2年据置き10年償還
国楽専用公演場建設	2014.09.01	3,000	2.75	2025	2年据置き10年償還
聴覚障害者福祉館建設	2014.07.30	2,942	3	2025	2年据置き10年償還
北部生涯文化センター建設	2014.12.05	3,000	2.5	2026	2年据置き10年償還
北部生涯文化センター建設	2014.12.05	2,000	2.5	2026	2年据置き10年償還
青少年総合文化センター建設	2014.12.05	5,000	2.5	2026	2年据置き10年償還

注：上記の表の項目はすべて借入である。

②債務残高**(a)直接債務**

下記の表は、各表示年度末日現在、大田市が負担すべき直接債務の残額を記載したものである。

12月31日現在の債務残高

(単位：百万ウォン)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
国内					
債券	316,560	347,912	374,154	409,342	427,073
借入金	292,230	303,822	286,798	259,371	242,569
小計	608,790	651,734	660,952	668,713	669,642
国外					
債券	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-
合計	608,790	651,734	660,952	668,713	669,642

注：韓国政府によって保証されている債券または借入金はない。

(b)市の保証債務

大田市は、2014年12月末現在日本円4億円の保証債務を負担している。

③未償還国内外債務の明細

下記の各表は、2014年12月31日現在の大田市の未償還国内外債務の明細を記載したものである。

国内債務

国内債務は全てウォン建である。

(a)債券

名称	発行年	元金	満期年月	利率	(単位：百万ウォン) 2014年12月31日 現在の未償還額
地域開発基金	2010	76,824	2015.12.31	2.5%	76,824
特別会計					
〃	2011	85,716	2016.12.31	2.5%	85,716
〃	2012	79,761	2017.12.31	2.5%	79,761
〃	2013	88,160	2018.12.31	2.0%、2.5%	88,160
〃	2014	96,614	2019.12.31	2.0%	96,614
		427,075			427,075

(b)借入金

借入枠	利率(%)	(単位：百万ウォン)	
		2014年12月31日 現在の未償還額	満期日
農産物卸市場リモデリング（施設現代化）	3.00	408	2019.12
大田川交通混雑改善（借換え）	3.60	700	2024.09
キョンカン歩道橋設置（借換え）	3.60	700	2024.09
梧井卸市場施設現代化事業	3.00	1,286	2020.12
災難対応多目的訓練施設設置	3.00	1,500	2025.05
梧井卸市場施設現代化事業管理	3.00	1,821	2021.12
ワールドカップ競技場建設	2.42	2,000	2014.12
農業技術センター庁舎移転建設	3.00	1,750	2021.11
鶴下地区進入路開設（借換え）	3.60	2,000	2025.09
階伯路迂回道路建設（借換え）	3.60	2,500	2024.09
梧井卸市場施設現代化事業管理	3.00	2,730	2021.12
加午洞路拡張（借換え）	3.60	2,800	2025.09
大田女性家族文化会館建設（借換え）	3.60	3,000	2024.09
虹プロジェクト推進（借換え）	3.60	3,000	2024.09
大田フラワーランド造成（借換え）	3.60	3,300	2024.09
韓南大橋武陵橋建設（借換え）	3.60	4,000	2024.09
地方文化産業基盤造成（借換え）	3.60	4,000	2024.09
動物園進入道路建設（借換え）	3.60	4,000	2024.09
都市森造成（中村近隣公園造成）（借換え）	3.60	4,000	2024.09
大徳テクノバレー～エキスポアパート道路開設（借換え）	3.60	4,000	2024.09
ボルゴクギル拡張	3.27	4,000	2024.09
勤労者総合福祉館建設（借換え）	3.60	4,100	2024.09
都市森造成（中村近隣公園造成）（借換え）	3.60	4,100	2024.09
韓南大橋武陵橋建設（借換え）	3.60	4,500	2024.09
国支道33号線建設（借換え）	3.60	4,700	2024.09
加午洞路拡張（借換え）	3.79	5,000	2024.09
新灘津線（邑内4街～瓦洞歩道橋）建設（借換え）	3.60	5,000	2024.09
東部線連結道路開設（借換え）	3.60	5,000	2024.09
階伯路迂回道路建設（借換え）	3.60	5,000	2025.09
上書洞鉄道立体化施設（借換え）	3.60	5,000	2025.09
国楽専用公演場建設	3.00	5,000	2024.11
公営卸市場施設現代化（梧井）	3.00	5,677	2022.12
虹プロジェクト推進（借換え）	3.60	6,000	2024.09
新垈地区市内バス共営車庫地造成（借換え）	3.60	6,000	2025.09
大田文化芸術センター建設	3.00	6,000	2024.11

融合の橋（カリスト橋）建設	3.60	6,000	2028.09
ハンバト総合運動場リモデリング（現代化）（借換え）	3.60	8,500	2024.09
交付税減額分（借換え）	3.79	61,879	2024.09
ボルゴクギル拡張	2.93	2,000	2029.09
階伯路迂回道路建設	2.93	5,000	2029.09
融合の橋(カリスト橋)建設	2.90	6,000	2029.09
大田青少年総合文化センター建設	2.50	5,000	2026.05
北部生涯文化センター建設	2.50	2,000	2026.05
大田文化芸術センター建設	2.75	2,000	2025.11
国楽専用公演場建設	2.75	3,000	2025.11
聴覚障害者福祉館建設	3.00	2,942	2025.11
北部生涯文化センター建設	2.50	3,000	2026.05
清水供給対策事業	2.42	426	2016.12
清水供給対策事業	2.42	500	2016.12
清水供給対策事業	2.42	800	2016.12
清水供給対策事業	2.42	1,200	2017.12
下水処理場高度処理施設	2.42	272	2018.12
下水終末処理場4段階建設	3.21	300	2015.12
下水終末処理場4段階建設	3.21	600	2015.12
下水終末処理場4段階建設	3.21	800	2015.12
下水終末処理場4段階建設	3.21	800	2015.12
下水処理場高度処理施設	2.42	3,838	2019.12
地域開発基金造成	2.50	76,824	2015.01
地域開発基金造成	2.50	79,761	2017.01
地域開発基金造成	2.50	85,716	2016.01
地域開発基金造成	2.00	88,160	2018.01
地域開発基金造成	2.00	96,612	2019.01
中小企業育成基金造成	2.42	360	2016.12
中小企業育成基金造成	2.77	780	2017.12

国外債務

(a)債券

2014年12月31日現在、大田市は発行済未償還国外債券を有していない。

(b)借入金

2014年12月31日現在、大田市に未償還の国外借入金はない。

④国外債務の償還計画

該当なし。

⑤過去20年間の国外債務に対する債務不履行

大田市は、過去20年間国外債務不履行の事実がない。

⑥格付け

1999年12月に、株式会社日本格付研究所は、大田市の外貨建て長期非劣後債務の格付けをBBBからBBB+に引上げ、さらに2002年にAに、2006年にはA+に引上げ、2014年現在まで高い信用格付を維持している。

(5)その他

該当なし。

[次へ](#)

(6)保証人の属する国の概況

① 位置・面積・人口等

韓国は、朝鮮半島の北緯38度線のほぼ南部に位置し、国土面積約38,000平方マイルを有する。国土の約4分の1は耕地である。韓国の人口は約51百万人である。韓国最大の都市である首都ソウルは、約10百万の人口を有する。

② 政治・外交

(a) 政治の変遷

1948年に建国された当初の韓国は、1948年、1952年、1956年および1960年に選出された李承晩大統領によって統治された。1960年に学生主導のデモに応じて李大統領は辞任したが、その直後に朴正熙氏が率いる軍指導者グループがクーデターによって政権を掌握した。軍指導者グループは文民政権を確立し、朴氏は1963年10月に大統領に選出された。朴大統領は、政府と反政府勢力の間の闘争が高揚した後、1979年に暗殺されるまで大統領職にあった。

政府は戒厳令を発令し、次の大統領となった崔圭夏首相の下に暫定政権が形成された。政府と反政府勢力の一連の衝突の後、崔大統領は辞任し、1980年に韓国軍部の権力を掌握した全斗煥将軍が大統領を継承した。

1980年後半、大統領選挙人団による間接的な大統領選挙といくつかの民主主義改革を規定する新憲法が国民投票で承認され、その直後の1981年初頭、全大統領は大統領に再選された。1987年には、大衆デモに応じて、立法府は憲法を大統領の直接選挙を規定するように改正した。1987年12月に、金泳三氏と金大中氏の率いる野党が統一候補者を立てることができなかったため、盧泰愚氏が僅差で大統領に選ばれた。1990年2月に、金泳三氏が率いる政党を含む2野党が盧大統領の率いる与党民自党に合流した。

1992年12月に、金泳三氏は大統領に選出された。文民で前野党党首の大統領選出により、政治制度の正統性をめぐる議論は大幅に減少した。金大統領政権は、政治改革を行い、韓国経済の規制緩和および国際化を進めた。

1997年12月、韓国国民は金大中氏を大統領に選出した。金大統領が率いる新千年民主党（旧新政治国民会議）は金鍾泌氏の率いる自由民主連合と連立し、金鍾泌氏は金大中政権最初の国务総理となった。この連立は2000年4月の総選挙直前に一時的に終了したが、2000年6月に自由民主連合の李漢東氏が国务総理に任命されたことで継続した。この連立は、2001年9月に再び終了した。

2002年12月、韓国国民は盧武鉉氏を大統領に選出した。盧大統領およびその支持者は2003年に千年民主党を離脱し、2003年11月に新党のウリ党を結成した。2007年8月15日、それまでウリ党または民主党に所属していた85名の国会議員は、大統領民主新党（UNDP）を結成した。ウリ党は2007年8月20日に大統領民主新党に吸収合併された。2008年2月、大統領民主新党は民主党と統合した。2011年12月、民主党は市民統合党と統合し、民主統合党（2013年5月、民主党に党名改称した。）を結成した。

2007年12月、韓国国民は、李明博氏を大統領に選出した。李氏は、2008年2月25日に就任した。李政権は、規制緩和、自由貿易および外国からの投資の誘致を通じて活発な市場経済を追求した。

2012年12月、韓国国民は朴槿恵氏を大統領に選任した。朴氏は、2013年2月25日に就任した。朴政権の重要政策は以下のとおりである。

- ・ 中小企業の成長の促進および雇用の創出
- ・ カスタマイズされた福祉給付および職業訓練に基づく生産的福祉体制の追求
- ・ クリーンかつ再生可能なエネルギー技術の促進
 - ・ 新たなエンジニアリング産業の成長の促進
- ・ 北朝鮮の非核化に関して指導力を発揮すること
- ・ 政府機能の再編による効率のよい政府の確立

(b) 政府および行政組織

韓国の国家権力は、中央集権化されており、大統領に強力な権限が集中している。大統領は国民投票により選出され、任期は1期のみで5年である。大統領は、首相、副首相、政府省庁の長および国务大臣で構成される国务会議（内閣）の議長で

ある。大統領は、国务會議で職務を務めるべき者を選任する権限を有し、また、選挙を通じて選ばれた地方公務員を除き、他の政府公務員を任命および罷免することができる。

大統領は新法案に対する拒否権を有する。さらに大統領は災害、重大な財政・経済危機、戦争状態またはそれに類する事態の場合には緊急措置を講ずることができる。ただし、大統領は実施した緊急措置について遅滞なく国会の同意を得なければならない、かかる同意が得られない場合、緊急措置は自動的に無効となる。戒厳令については、大統領は国会の同意を得ることなく戒厳令を発令することができる。ただし、国会は、大統領に戒厳令を取消すよう要請することができる。

国会は、立法権を行使する。憲法および公職選挙法は、国会議員の約82%の直接選挙を規定しており、残りの議席は、直接選挙で5議席超を獲得したかまたは3%超を得票した政党の間で比例配分される。国会議員の任期は4年である。国会は法律を制定し、条約を批准し、国家予算を承認する。大部分の法律は行政部門によって起案され、承認のため国会に提出される。

司法機関は、大法院、憲法裁判所およびその他下級裁判所をもって構成される。大法院長は大統領により任命される。その他の大法院判事（大法官）は、大法院長の推薦により大統領により任命される。大法院判事の任命には国会の同意が必要である。大法院長は、大法官の同意を得て、韓国の他の裁判官すべてを任命する。大法院判事の任期は6年であり、それ以外の裁判官の任期は10年である。大法院長を除く大法院判事および裁判官は継続して再任されることができる。

憲法裁判所は、大統領により正式に任命される9名の裁判官から成る。その裁判官のうち3名は国会の指名により、さらに3名は大法院長により指名される。憲法裁判所の裁判官の任期は6年であり、継続して再任されることができる。

行政区域として、韓国は8つの道、1つの特別自治道（済州）、1つの特別市（ソウル）、6都市（釜山、大邱、仁川、光州、大田および蔚山）ならびに1つの特別自治市（世宗）に分かれている。1961年から1995年までは、中央政府が道を統治しており、主要公務員は大統領により任命されていた。1995年6月、主要公務員の選挙を含む完全地方自治が再開した。

(c) 政党

第19回総選挙が2012年4月11日に実施され、この第19回総選挙において選出された国会議員の任期は2012年5月30日に始まった。2014年3月、民主党は新民主連合と統合して、党名を新政治民主連合（NPAD）に改称した。現在、朴槿恵大統領が所属するセヌリ党（旧ハンナラ党）（SP）と新政治民主連合という二大政党が存在している。

2015年2月28日現在、各政党は以下のとおり国会における議席を有している。

セヌリ党	158
新政治民主連合	130
その他	7
合計	295

(d) 南北関係

韓国と北朝鮮の関係は、韓国の歴史の大部分にわたり緊張状態にあった。1950年から1953年の朝鮮戦争は、韓国に対する北朝鮮からの共産主義軍による侵略とともに始まり、軍事的膠着状態の後、北緯38度線付近に国連により監視される非武装地帯を置き、停戦した。

北朝鮮は、100万人以上と推定される正規兵力を維持しており、その大多数は、非武装地帯の北側の境界の近くに集中している。韓国は、非武装地帯の南側の境界に沿って、約65万人の正規兵力および約3.0百万人の予備役軍人からなる軍の配備を維持している。また、米国は従来から韓国内で軍事的存在を維持してきた。2004年10月、米国および韓国は、韓国内に駐留している37,500人の兵力の約3分の1を2008年末までに3段階で撤退させることに合意した。撤退の第1段階として、2004年末までに5,000人の米軍兵が韓国を離れた。同計画の第2段階において、米国は、2006年末までに5,000人の兵士を移転させた。最終段階においては、2008年末までにさらに2,500人の米軍兵が韓国を離れる予定であった。しかし、2008年4月、米国および韓国は撤退の最終段階に移行しないことを決定し、28,500人の米軍兵が引き続き韓国に駐留することに合意した。2007年2月、米国および韓国は2012年までに米韓共同指揮体制を解除することに合意した。これにより、朝鮮半島での有事の際には、韓国は自国の軍隊を指揮できるようになる。しかし、2010年6月、米国および韓国は米韓共同指揮体制の解除を2015年まで延期することに合意した。2014年10月、さらに米国および韓国は将来の適切な時点での米韓共同指揮体制の解除に向けて条件付提案を行うことで合意した。

南北朝鮮間の緊張度合は不安定で、現在および将来の事象から急に緊張が高まる可能性もある。北朝鮮の核兵器開発計画および長距離弾道ミサイル計画に由来する安全保障にかかる懸念が高まっており、北朝鮮の行動および国際社会の予想される反応に関する不安が増している。2002年12月、北朝鮮は、寧辺核施設の封印と監視装置を撤去し、国連の国際原子力機関査察員を強制退去させた。2003年1月には、北朝鮮は核拡散防止条約に基づく義務を放棄した。それ以降、韓国、米国、北朝鮮、中国、日本およびロシアの6カ国は、北朝鮮の核兵器計画に関連する問題を解決するため6カ国協議を何度も開催してきた。

北朝鮮は、複数回の長距離ミサイル実験を行ったほか、2006年10月、核実験に成功したと発表したため、周辺地域の緊張は高まり、世界の国々が強く反発した。これを受けて、国連安全保障理事会は、国連加盟国が大型兵器、ミサイル開発または大量破壊兵器に関連する資材もしくは技術に関する取引を北朝鮮と行うことならびに北朝鮮に奢侈品を提供することを禁止し、資産を凍結し、北朝鮮の兵器計画に関連する者の渡航を禁じ、国連加盟国すべてに対して、北朝鮮からのまたは北朝鮮に向かう貨物の徹底検査を含む協調行動を呼びかける決議を採択した。これに対して、北朝鮮は、2007年2月に開催された6カ国協議において、再処理施設を含む寧辺の核施設を停止・封印し、必要なすべての監視および証明を行う国際査察員を再度受入れることに同意した。

2009年4月、北朝鮮は、太平洋を越える長距離ロケットを打上げた。これに対して韓国、日本および米国は、打上げは近隣諸国に対して脅威を与えるものであり、2006年に北朝鮮の核実験に対して採択された国連安全保障理事会決議に違反するものであると応じ、国連安全保障理事会は、北朝鮮による打上げを非難する決議を全会一致で採択し、北朝鮮に対する制裁を厳しくすることを決定した。その後、北朝鮮は6カ国協議から永久に離脱し、その核開発計画を再開することを表明し、また、国際原子力機関は、その査察員が寧辺の核施設に設置されている監視装置その他の機器を撤去し、北朝鮮から退去するよう命じられたことを報告した。2009年5月、北朝鮮は2回目の核実験および3つの短距離地对空ミサイル発射実験に成功したことを発表した。これに対し、国連安全保障理事会はかかる核実験について北朝鮮を非難する決議を全会一致で採択し、北朝鮮に対する制裁を拡大・強化することを決定した。2010年3月、韓国の軍艦が海中爆発により破壊され、多数の乗組員が死亡した。政府は、2010年5月、かかる沈没を引き起こしたとして北朝鮮を公式に非難した。北朝鮮は、かかる沈没についての責任を否定し、当該行為について北朝鮮を処罰しようとする動きに対しては報復を行うと威嚇してきている。2010年11月、北朝鮮軍は、朝鮮半島西岸の南北間の海上国境に近い延坪島を標的として百発を超える砲撃を行い、これにより韓国軍兵士2名および民間人2名が死亡し、著しい財産上の損害が生じた。韓国はこれに対して約80発の砲弾で応戦し、韓国軍の警戒レベルは最大級に引き上げられた。政府は当該行為について北朝鮮を強く非難し、さらなる挑発行為があった場合には断固とした報復措置に出ることを明言した。2012年4月、北朝鮮は黄海を越える長距離ロケットを打上げた。韓国、日本および米国はかかる打上げを非難し、国連安全保障理事会はかかる打上げについて北朝鮮を非難する議長声明を採択した。2012年12月、かかる打上げは、北朝鮮の弾道ミサイル技術を用いた打上げを禁止する国連安全保障理事会決議に反するものであるとの国際社会の懸念にもかかわらず、北朝鮮は2012年4月に試みたが失敗した長距離ロケットを利用した人工衛星の軌道への打上げに成功した。2013年2月、北朝鮮は第三次核実験に成功したと発表

し、同地域の緊張は高まった。これに対して国連安全保障理事会は、かかる核実験について北朝鮮を強く非難した。2013年3月、北朝鮮は、1953年休戦協定を無効とする宣言をして、韓国との間は「戦争状態」に突入したと表明し、米韓軍事演習ならびに北朝鮮によるミサイル発射実験および核実験に対して課された追加的制裁について抗議するため、戦闘即応態勢レベルは最大級に上げられた。2013年4月、北朝鮮は国境の開城市における南北工業団地に韓国人が接近することを禁止し、米国は韓国の領空および領海に核搭載可能なステルス爆撃機および駆逐艦を配備した。北朝鮮はまた、随時朝鮮半島の海岸から海に向かって短距離ないし中距離ミサイルを発射した。最近では2015年3月、北朝鮮は、韓国と米国が行った年次合同軍事演習に対する明らかな抗議として東海岸沖合に7つの地対空ミサイルを発射した。

また、北朝鮮の経済は、慢性的な食料不足をはじめとする厳しい課題に直面している。2009年11月、北朝鮮政府は、インフレ抑制と所得格差の軽減のために行われた通貨改革の一環として、通貨単位を100分の1に切り下げた。通貨切下げと並行して、北朝鮮政府は、居住者による外貨の使用と保有を禁止し、非公式に運営されていた市場を閉鎖した。これによって、インフレは深刻となり食糧不足を招くこととなった。こうした出来事は北朝鮮における社会的政治的緊張をさらに悪化させる可能性がある。

2011年12月半ばの北朝鮮の前指導者金正日氏の死去以後、北朝鮮の政治的指導層の将来に関し不透明性ならびに同地域の政治的および経済的安定に関する懸念が高まっている。金正日氏の第三男である金正恩氏が北朝鮮の新たな統治者として権力を承継したが、かかる指導力の承継の先行きについては依然として不透明である。また、北朝鮮国外において金正恩氏に関して入手できる情報は限定的であり、いかなる個人または党派が同氏と政治権力を共有するのか（共有される場合）、または同氏への政治的指導力の承継が成功しなかった場合にいかなる個人または党派がかかる権力を承継するのかは不透明であることから、今後北朝鮮が実施し得る政策、行動およびイニシアチブに関してはかなりの不確実性がある。

今後、朝鮮半島における緊張が高まり、それによって韓国の経済または将来の資金調達能力が重大な悪影響を受けることがないと保証することはできない。たとえば、北朝鮮において指導者の重大局面を迎えた場合、南北朝鮮間の高官レベルの接触が失敗に終わった場合、または軍事的な対立が生じた場合など、さらに緊張が高まった場合に、韓国経済に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

長期的には、南北朝鮮が統一される可能性はある。統一には、韓国が重要な経済的責務を果たすことが必要となるであろう。李前大統領は国民に向けた2010年8月の演説の中で、南北統一に伴う長期的な経済負担の可能性を軽減するための一方策として、統一税導入の可能性を示唆した。南北統一に関する議論はまだ始まったばかりであり、統一税導入の有無または導入の時期についてはまだ決定されていない。仮に統一税が導入された場合、その仕組みによっては国内消費が減少する可能性があり、その結果韓国経済に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

(e) 外交関係および国際機関

韓国は、世界のほとんどの国との外交関係を維持している。韓国と最も緊密な関係のある国は米国であり、相互防衛条約及び経済関連諸協定がある。米国と共に最大の貿易相手国である日本および中国との関係もまた重要である。

韓国は、以下を含む多くの国際機関に加盟している。

- ・ 国際連合
- ・ 国際通貨基金（IMF）
- ・ 世界銀行
- ・ アジア開発銀行（ADB）
- ・ 多国間投資保証機関
- ・ 国際金融公社
- ・ 国際開発協会
- ・ アフリカ開発銀行
- ・ 欧州復興開発銀行
- ・ 国際決済銀行
- ・ 世界貿易機関（WTO）
- ・ 米州開発銀行（IDB）

・経済協力開発機構（OECD）

③ 経済

(a) 主な経済指標

次の表は表示された各期間における韓国の主な経済指標のいくつかに関する情報を示したものである。

	(比率を除き、十億米ドルおよび兆ウォン)				
	12月31日現在または12月31日に終了した年度				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
国内総生産成長率（現行価格）	9.9%	5.3%	3.4%	3.8%	3.9%
国内総生産成長率 （2010年基準連鎖価格）	6.5%	3.7%	2.3%	2.9%	3.3%
インフレ率	3.0%	4.0%	2.2%	1.3%	1.3%
失業率 ⁽¹⁾	3.7%	3.4%	3.2%	3.1%	3.5%
貿易黒字 ⁽²⁾ （十億米ドル）	41.2	30.8	28.3	44.0	47.2
外貨準備高（十億米ドル）	291.6	306.4	327.0	346.5	363.6
対外負債 ⁽³⁾ （十億米ドル）	355.9	400.0	408.9	416.1	N/A ⁽⁶⁾
財政収支（兆ウォン）	16.7	18.6	18.5	14.2	N/A ⁽⁶⁾
政府の直接対内債務 ⁽⁴⁾ （対GDP ⁽⁵⁾ 比）	28.5%	29.7%	30.9%	32.8%	N/A ⁽⁶⁾
政府の直接対外債務 ⁽⁴⁾ （対GDP ⁽⁵⁾ 比）	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	N/A ⁽⁶⁾

注(1) 年間平均

(2) CIF基準（すなわち、商品価格に保険料および運賃が含まれる。）に基づく通関統計による。

(3) 2010年12月に国際通貨基金が発行した国際収支マニュアル第6版（BPM6）の基準に基づいて算出されている。

(4) 韓国政府による保証は含まれていない。

(5) 2010年基準連鎖価格による。

(6) 未入手。

出所：韓国銀行

(b) 現在の世界の経済および金融危機

近年、世界の金融市場における状況悪化およびボラティリティ、石油および商品価格の変動ならびに米国および世界経済全般の脆弱性が、世界経済の見通し一般の不確実性を増加させ、韓国経済に悪影響を与えてきた。

2008年9月以降、流動性および信用に対する不安ならびに世界の金融市場におけるボラティリティが著しく高まったため、2008年第4四半期および2009年上半期の米ドルに対するウォンの価値は、加速度的に下落した。「⑤-(b) 通貨政策—為替相場制度」を参照のこと。このウォン価値の下落によって、輸入財貨やサービスの価格、および韓国企業が外貨建社債償還のために必要とするウォン資金が増加した。さらに、世界経済および韓国経済の情勢が悪化した結果、韓国企業の株価は全体として大きく低下し、絶えず変動している。韓国総合株価指数は、2008年5月30日の1,852.0から2009年4月16日には1,336.7へと、27.8%低下した。「⑤-(a) 金融制度—証券市場」を参照のこと。さらに、2009年第1四半期の国内総生産（GDP）は、2005年基準連鎖価格で前年同期から4.3%減少し、2009年第1四半期の輸出は、前年同期の99.4十億米ドルから24.8%減少して74.7十億米ドルとなった。また、貸し手および機関投資家の多くを借り手に対する貸付の縮減または停止に向かわせた市場全般の安定性および特に取引相手の体力に関する懸念の高まりに起因する可能な与信枠の制約のみならず、信用スプレッドの拡大は、2008年第4四半期および2009年上半期に韓国の銀行の借入能力、特に外貨建資金調達に悪影響を与えた。

こうした事態を受けて、米国および韓国を含むその他の国々の立法当局および金融規制当局は、困窮している金融機関に対する直接および間接的な支援提供を含む、金融市場をより安定化するためのさまざまな政策措置を実施した。とりわけ、韓国政府は、2008年第4四半期および2009年に下記の措置を実施した。

- ・ 2008年10月、政府は、2008年10月20日から2009年6月30日（その後2009年12月31日まで延長された。）までの間に韓国の銀行およびその海外支店が負担する外貨建債務を保証する保証プログラムを実施した。この保証は、総額100十億米ドルを上限とし、期間は当該債務の発生日から3年間（その後5年間に延長された。）である。

- ・2008年10月、韓国銀行は米国の連邦準備制度理事会との間で、2009年4月30日（その後2009年10月30日まで延長された。）まで有効の上限を30十億米ドルとする暫定相互通貨スワップ取決めに締結した。韓国銀行は、スワップ枠による資金を利用して、競争オークション方式により、韓国において設立された金融機関に対して米ドルの流動性を提供した。
- ・2008年12月、企業および金融機関に対して流動性を提供することを目的として、金融債券および社債を購入する10兆ウォンの債券市場安定基金が設定された。
- ・2008年12月、韓国銀行は、中国人民銀行との間で、有効期間3年の38兆ウォンを上限とする相互通貨スワップ取決めに締結した。また有効期間を2009年4月30日までとする日本銀行との間で、両行の間の相互通貨スワップ協定の上限金額を30十億米ドルから20十億米ドルに増額することで合意した。
- ・2008年12月および2009年3月、政府は韓国資産管理公社を通じて、貯蓄銀行が保有する約1.7兆ウォンの不良債権を買い取った。
- ・2009年第1四半期、政府は韓国銀行および韓国産業銀行を通じて、約4兆ウォンのハイブリッド証券および劣後債を韓国の銀行から買い取った。
- ・2008年第4四半期および2009年第1四半期に、韓国銀行は、金融市場の不安定と国内経済の減速に対処するために、政策金利を合計で3.25%ポイント引下げて2.00%とした。
- ・2009年4月、国会は、韓国経済の刺激のために2009年の国家予算を28.4兆ウォン拡大させることを承認した。
- ・2009年12月、政府は、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国、中国および日本との間で、当該地域における国際収支および短期流動性の困難に対応し、これまでの国際的な金融上の取決めに補完するために、チェンマイ・イニシアチブ多国間協定を締結した。

世界の金融市場は、とりわけスタンダード・アンド・プアーズが米国ソブリン債の長期格付を2011年8月に「AAA」から「AA+」に引下げたことに加え、ギリシャ、スペイン、イタリアおよびポルトガルを含む世界のその他多くの政府に影響を与えた財政難の継続により、近年大きなボラティリティを経験した。2009年11月、ドバイ政府は、政府系投資会社であるドバイ・ワールドの未払債務についてモラトリアムを宣言した。また、2008年11月、債務問題の悪化に直面したアイスランド政府は、2年間にわたって2.1十億米ドルの額の融資を受けることでIMFと合意に達し、また、ギリシャ政府が2010年5月には3年間にわたって110十億ユーロの額の融資を受けることでIMFと、また2012年3月には4年間にわたって130十億ユーロの追加融資を受けることで欧州連合とそれぞれ合意に達した。2012年7月、スペイン政府はスペイン銀行部門の資本構成上の不足に充当するために100十億ユーロを上限とする支援を受けることについて欧州金融安定メカニズム（ESM）に基づき欧州連合との間で合意に達した。スペイン政府との合意に関し、ESMは2012年12月に37十億ユーロ、2013年2月に1.9十億ユーロをそれぞれ一定のスペインの銀行の資本再編のために配分した。これらのいずれかまたはその他の展開により新たな財政・経済危機が引き起こされる可能性があり、このことは韓国経済および金融市場に対して（韓国ウォン安、韓国企業の株価の下落やボラティリティ、信用スプレッドおよび資金調達コストの増大ならびに輸出の減少を含む。）重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、韓国総合株価指数は、世界の金融・経済情勢の悪化により不安定性が高まり、著しく変動している。「⑤-(a)金融制度 - 証券市場」を参照のこと。韓国企業の株価が将来再び下落しないという保証はない。株価指数が将来下落し、外国人投資家が多額の韓国の有価証券を売却し、その後かかる売却による手取金を本国に送金すれば、ウォンの価値、韓国の金融機関が保有する外貨準備高および韓国の企業や銀行の資金調達力に引き続き悪影響を及ぼす可能性がある。このような世界の信用市場における厳しい状況が続くか、または将来世界経済が悪化すれば、韓国経済は重大な悪影響を受け、韓国の銀行は高いコストでの営業資金の調達を強いられることになるか、貸付およびその他の業務を支えるだけの十分な資金の調達ができなくなる可能性がある。

さらに、世界中の多くの政府が、世界的金融危機に対応して採用した景気刺激策に関して、政府支出の削減、金利引上げその他の形で「出口戦略」を模索し、あるいは実行しているものの、かかる戦略は、その時期、規模その他の要因に関する理由から、世界の経済および金融の問題を長引かせ、または悪化させるという予期せぬ結末をもたらす可能性がある。

こうした展開のいずれかが韓国経済に重大な悪影響をもたらす可能性がある。また、韓国経済に重大な悪影響をもたらす一因となりうる国内の展開には、とりわけ、以下の展開が含まれている。

- ・主として抵当ローンの増加およびクレジット・カード利用の購買増加によって、住宅ローンおよび商品クレジットからなる家計債務が着実に増加しており、2010年12月31日現在の843.2兆ウォンから2014年12月31日現在の1,089.0兆ウォンへと増加したこと。
- ・消費支出の低迷および消費者心情の落込み。これは、一部には、2014年4月に起こった何百人もの乗客が死亡した旅客船セウォル号沈没事故の後、消費支出が低迷していることによる。

- ・ 税収の減少ならびに年金および社会福祉政策に対する政府支出の大幅増加。これは、一部には韓国の総人口に占める老年人口(65歳以上の人口)の割合が、2000年12月31日現在の7.2%から2014年12月31日現在の12.7%に上昇したことによるものであるが、この割合は2020年には15%超および2026年には20%超となる見込みであり、これが韓国政府の財政赤字につながる可能性がある。
- ・ 消費者および中小企業の借り手による支払遅延および債務不履行の増加。
- ・ 韓国の不動産市場価格の下落。
- ・ 畜産業に影響を与える伝染病を含む、健康に重大な影響を及ぼす伝染病の発生。

(c) 国内総生産

GDPとは、一定期間に一国において生産された最終財およびサービスすべての市場価値の尺度であり、時間の経過による国の生産高の増減を示すものである。GDPは、現行市場価格と「実質」または「インフレ調整」の用語の双方により表示される。2009年3月、韓国はGDP算出方法として、国連の1993年国民経済計算体系の勧告を受けて、従来の固定方式（または「実質」方式）に代えて、経済活動総計の実質成長を示すことができる「連鎖」方式を適用した。現行市場価格で表示されるGDPでは、各年の実際の価格を用いて国の生産高が評価される。「連鎖」方式によるGDPでは、連続した期間の量的成長とリンクする「連鎖指数」を用いて算出される。2014年3月、韓国は、韓国の国民経済計算統計を国民経済計算編纂の新しい国際基準の勧告に合わせ、かつ諸外国の国民経済計算との比較可能性を維持するため、2008年国民経済計算体系を実施し、基準年度を2005年から2010年に更新することにより、改訂GDP計算方法を公表した。これらの改訂の骨子には、(i)研究開発ならびに娯楽、文芸および芸術作品の創作活動にかかる支出を固定投資として認識すること、(ii)韓国経済の構成にかかる網羅的かつ詳細な情報を提供する、経済基礎調査、人口および住宅基礎調査ならびに2010年基準投入産出表といった多様な新しい原資料および改訂原資料を取り入れること、(iii)生産、支出および収入からのGDP測定のアプローチ相互の整合性を確保するための統計ツールを提供する供給・使用表を作成すること、ならびに(iv)国境を越えた財貨の移動よりも所有権の変更に基づいて商品貿易取引を記録すること、などが含まれる。

次の表は韓国の現行市場価格および2010年基準連鎖価格によるGDPの内訳ならびに韓国のGDPの平均年間成長率を示したものである。

国内総生産						
(単位：十億ウォン)						
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2014年 GDP構成比 (%) ⁽¹⁾
国内総生産(現行市場価格)						
民間部門	636,712.7	679,141.5	707,614.0	727,799.9	748,906.5	50.4
政府部門	183,108.5	194,381.2	204,324.2	214,467.3	224,045.2	15.1
総資本形成	405,188.0	439,236.1	427,028.5	416,000.3	433,068.9	29.2
財およびサービスの輸出	625,308.8	742,936.0	776,062.4	770,114.8	752,061.8	50.6
控除：財およびサービスの輸入	(585,010.0)	(723,013.8)	(737,572.4)	(698,936.9)	(672,822.1)	(45.3)
誤差脱漏	-	-	-	-	(182.4)	(0.0)
国内総生産に対する支出	1,265,308.0	1,332,681.0	1,377,456.7	1,429,445.4	1,485,078.0	100.0
海外からの純要素所得	1,271.9	7,848.8	14,138.8	10,199.0	11,515.4	0.8
国民総所得 ⁽²⁾	1,266,579.8	1,340,529.8	1,391,595.5	1,439,644.4	1,496,593.4	100.8
国内総生産 (2010年基準連鎖価格)						
民間部門	636,712.7	655,181.1	667,781.2	680,349.5	692,594.0	48.6
政府部門	183,108.5	187,158.2	193,473.5	199,783.4	205,417.7	14.4
総資本形成	405,188.0	419,282.7	409,639.9	409,153.8	429,714.9	30.1
財およびサービスの輸出	625,308.8	719,943.2	756,558.4	788,788.0	810,723.2	56.8
控除：財およびサービスの輸入	(585,010.0)	(668,931.5)	(685,009.4)	(696,724.6)	(711,437.3)	(49.9)
誤差脱漏	-	(740.9)	(142.1)	(172.8)	409.1	0.0
国内総生産に対する支出 ⁽³⁾	1,265,308.0	1,311,892.7	1,341,966.5	1,380,832.6	1,426,540.3	100.0
交易条件による海外からの純要素所得	1,271.9	7,573.1	13,577.8	10,037.5	11,255.7	0.8
交易条件の変化による交易利得・損失	-	(32,183.6)	(33,075.1)	(19,138.8)	(13,984.6)	(1.0)
国民総所得 ⁽⁴⁾	1,266,579.8	1,287,282.2	1,322,449.9	1,371,733.1	1,423,790.2	99.8
国内総生産の 前年比増加（減少）率						
現行価格	9.9	5.3	3.4	3.8	3.9	
2010年基準連鎖価格	6.5	3.7	2.3	2.9	3.3	

注(1) 暫定値

(2) GDPに海外からの純要素所得を加えた値が韓国の国民総生産に相当する。

(3) 「連鎖」方式に基づくGDPでは、GDPの各構成項目の計は、必ずしもGDPの合計値となるわけではない。

(4) 「連鎖」方式に基づく国民総所得では、国民総所得の各構成項目の計は、必ずしも国民総所得の合計値となるわけではない。

出所：韓国銀行

次の表は現行市場価格による韓国の産業別のGDPを示したものである。

産業部門：	産業別国内総生産 (現行価格)					(単位：十億ウォン)
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2014年 GDP構成比 (%) ⁽¹⁾
農林水産業	28,297.4	30,454.0	30,775.1	30,437.2	31,710.3	2.1
鉱業および製造業：	353,969.9	381,808.0	390,288.6	406,127.7	412,732.5	27.8
鉱業	2,199.3	2,287.0	2,278.5	2,471.0	2,518.3	0.2
製造業	351,770.6	379,521.0	388,010.1	403,656.7	410,214.2	27.6
電気・ガス・水道業	25,632.3	23,994.1	26,178.2	30,238.7	38,114.8	2.6
建設業	58,633.7	58,587.3	59,959.4	64,250.5	66,954.8	4.5
サービス：	678,590.8	715,112.9	744,253.9	772,184.1	804,774.1	54.2
卸売・小売業、飲食・宿泊業	130,351.2	140,705.3	146,807.7	150,251.9	152,118.1	10.2
運輸・倉庫業	44,539.1	42,458.7	43,570.7	46,772.0	50,190.1	3.4
金融・保険業	71,669.6	77,872.6	75,808.5	72,478.1	75,557.6	5.1
不動産・賃貸業	91,042.0	94,716.1	98,923.6	103,527.1	108,004.5	7.3
情報・通信業	45,364.1	46,827.0	48,774.2	50,589.2	52,079.0	3.5
事業活動	77,950.1	83,277.4	88,828.1	94,758.4	99,799.3	6.7
行政・国防	78,885.9	83,290.8	88,654.6	93,776.3	98,279.6	6.6
教育	63,749.4	66,559.6	68,546.3	71,599.3	74,294.1	5.0
医療・福祉	43,925.1	46,656.1	50,031.3	52,851.5	57,178.3	3.9
文化およびその他サービス	31,114.5	32,749.4	34,309.0	35,580.3	37,273.5	2.5
製品助成金控除後公租公課	120,183.9	122,724.8	126,001.4	126,207.2	130,791.5	8.8
国内総生産(現行市場価格)	1,265,308.0	1,332,681.0	1,377,456.7	1,429,445.4	1,485,078.0	100.0
海外からの純要素所得	1,271.9	7,848.8	14,138.8	10,199.0	11,515.4	0.8
国民総所得（現行市場価格）	1,266,579.8	1,340,529.8	1,391,595.5	1,439,644.4	1,496,593.4	100.8

注(1) 暫定値

出所：韓国銀行

次の表は韓国の１人当りの国内総生産（GDP）を示したものである。

	１人当り国内総生産 (現行市場価格)				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾
１人当りGDP（千ウォン）	25,608	26,772	27,547	28,464	29,452
１人当りGDP（米ドル）	22,147	24,160	24,445	25,993	27,964
平均為替レート（１米ドル当りウォン）	1,156.3	1,108.1	1,126.9	1,095.0	1,053.2

注(1) 暫定値

出所：韓国銀行

次の表は韓国の１人当りの国民総所得（GNI）を示したものである。

	１人当り国民総所得 (現行市場価格)				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾
１人当りGNI（千ウォン）	25,634	26,929	27,829	28,667	29,680
１人当りGNI（米ドル）	22,170	24,302	24,696	26,179	28,180
平均為替レート（１米ドル当りウォン）	1,156.3	1,108.1	1,126.9	1,095.0	1,053.2

注(1) 暫定値

出所：韓国銀行

次の表は2010年基準連鎖価格による韓国の産業別のGDPを示したものである。

産業別国内総生産 (2010年基準連鎖価格)						(単位：十億ウォン)
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2014年 GDP構成比 (%) ⁽¹⁾
産業部門：						
農林水産業	28,297.4	27,744.6	27,506.9	28,357.7	29,086.8	2.0
鉱業および製造業：	353,969.9	376,958.3	385,853.1	399,773.1	415,513.0	29.1
鉱業	2,199.3	2,176.3	2,170.5	2,347.1	2,343.1	0.2
製造業	351,770.6	374,782.0	383,682.6	397,426.0	413,169.9	29.0
電気・ガス・水道業	25,632.3	25,687.4	26,710.3	26,629.2	27,220.5	1.9
建設業	58,633.7	55,432.2	54,430.5	56,044.1	56,369.4	4.0
サービス：	678,590.8	699,580.8	718,906.2	739,463.1	762,553.9	53.5
卸売・小売業、飲食・宿泊業	130,351.2	137,058.1	141,698.2	145,620.3	149,258.4	10.5
運輸・倉庫業	44,539.1	46,157.9	46,877.6	47,556.1	48,713.4	3.4
金融・保険業	71,669.6	72,741.3	75,547.3	78,583.9	83,067.2	5.8
不動産・賃貸業	91,042.0	93,383.7	93,182.9	93,999.5	95,726.9	6.7
情報・通信業	45,364.1	47,931.6	50,199.3	52,773.2	54,432.7	3.8
事業活動	77,950.1	80,913.7	83,352.8	87,244.6	90,794.2	6.4
行政・国防	78,885.9	80,639.1	82,940.5	85,024.5	87,133.4	6.1
教育	63,749.4	63,806.6	64,386.6	64,773.0	65,211.2	4.6
医療・福祉	43,925.1	45,483.3	48,693.4	51,247.1	55,071.1	3.9
文化およびその他サービス	31,114.5	31,465.5	31,972.6	32,683.2	33,586.1	2.4
製品助成金控除後公租公課	120,183.9	126,489.5	128,708.4	130,627.4	136,207.0	9.5
国内総生産 (2010年基準連鎖価格) ⁽²⁾	1,265,308.0	1,311,892.7	1,341,966.5	1,380,832.6	1,426,540.3	100.0

注(1) 暫定値

(2) 連鎖方式に基づくGDPでは、GDPの各構成項目の計は、必ずしもGDPの合計値となるわけではない。

出所：韓国銀行

2010年における2010年基準連鎖価格によるGDP成長率は6.5%であった。これは、2009年と比較して民間および政府消費総支出が4.3%増加し、財およびサービスの輸出が12.7%増加し、国内総固定資本形成が5.5%増加したためである。

2011年における2010年基準連鎖価格によるGDP成長率は3.7%であった。これは、2010年と比較して民間および政府消費総支出が2.7%増加し、財およびサービスの輸出が15.1%増加し、国内総固定資本形成が0.8%増加したためである。

2012年における2010年基準連鎖価格によるGDP成長率は2.3%であった。これは、2011年と比較して民間および政府消費総支出が2.2%増加し、財およびサービスの輸出が5.1%増加し、これらが国内総固定資本形成の0.5%の減少を相殺したためである。

2013年における2010年基準連鎖価格によるGDP成長率は2.9%であった。これは、2012年と比較して民間および政府消費支出が2.2%増加し、財およびサービスの輸出が4.3%増加し、国内総固定資本形成が3.3%増加したためである。

暫定データによると、2014年における2010年基準連鎖価格によるGDP成長率は3.3%であった。これは、2013年と比較して民間および政府消費総支出が2.0%増加し、財およびサービスの輸出が2.8%増加し、国内総固定資本形成が3.1%増加したためである。

(d) 主要産業

次の表は、韓国の主要工業製品の工業生産指数および総工業生産に占める割合の推移を示したものである。

	工業生産 (2010年=100)					
	指数加重値 ⁽¹⁾	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年 ⁽²⁾
全産業	10,000.0	86.0	100.0	106.0	107.4	107.8
鉱業および製造業	9,611.6	85.7	100.0	106.0	107.5	107.8
鉱業	33.9	107.8	100.0	104.5	99.8	104.1
石油・原油・天然ガス	8.7	102.1	100.0	91.6	90.2	86.2
金属	0.9	55.2	100.0	124.9	108.5	98.4
非金属鉱物	24.3	112.6	100.0	108.4	102.9	110.7
製造業	9,577.7	85.7	100.0	106.0	107.5	107.8
食料品	434.4	94.3	100.0	101.9	103.4	103.4
飲料	82.4	95.1	100.0	103.5	108.2	108.3
タバコ	43.2	103.6	100.0	101.6	105.6	96.5
繊維製品	160.6	89.2	100.0	101.5	99.1	97.4
衣服・装身具・毛皮製品	145.2	95.2	100.0	100.6	97.9	93.2
皮革なめし・装飾製品・鞆・靴	42.1	105.3	100.0	101.1	98.2	108.4
木材および木・コルク製品(家具を除く)	31.7	101.1	100.0	97.5	87.9	93.5
パルプ・紙・紙製品	126.8	93.7	100.0	102.3	102.7	104.6
印刷・記録媒体複製	50.2	87.5	100.0	91.8	90.5	86.5
コークス・無煙炭・褐炭固形燃料・石油精製品	471.0	96.7	100.0	106.9	109.1	104.6
化学薬品・化学製品	847.5	92.5	100.0	102.7	106.6	110.5
医薬品・植物性薬品	144.1	95.9	100.0	100.3	101.2	104.2
ゴム・プラスチック製品	421.1	89.1	100.0	105.1	106.4	108.8
非金属鉱物製品	271.7	94.8	100.0	100.3	95.2	98.6
卑金属	827.6	83.3	100.0	106.2	106.8	105.9
金属加工製品	557.8	92.2	100.0	108.9	117.9	116.1
電子部品・コンピュータ・ラジオ・テレビ・通信機器・電気器具	1,794.3	79.9	100.0	107.1	109.7	113.5
医療用精密光学器械・時計	148.1	89.4	100.0	105.6	111.6	123.5
電気機器	479.5	90.9	100.0	100.8	98.8	96.4
その他機械設備	803.6	72.2	100.0	109.3	107.0	102.2
自動車・トレーラー・セミトレーラー	1,076.4	81.2	100.0	114.7	114.5	115.9
その他輸送機器	506.5	107.4	100.0	101.7	107.1	101.6
家具	69.5	94.7	100.0	105.4	98.2	96.9
その他の製品	42.4	86.7	100.0	102.2	103.8	102.9
電気・ガス	388.4	91.3	100.0	104.5	106.4	106.9
指数総計	10,000.0	86.0	100.0	106.0	107.4	107.8

注(1) 指数加重値は2010年工業国勢調査に基づいて設定され、その年の鉱業、製造業および電気・ガス産業の総価額に対する割合で表された表示分類それぞれの製品の年間の付加価値の平均値を反映している。

(2) 暫定値

出所：韓国銀行、韓国統計庁

2009年には、主として2008年下半年から始まった世界的な経済情勢の悪化から輸出が減少したことにより、工業生産は0.1%減少した。2010年には、主に輸出および国内消費の増加により、工業生産は16.3%増加した。工業生産は、主に輸出および国内消費の増加により、2011年には6.0%増加した。2012年には、主に国内消費の増加により、工業生産は1.3%増加した。暫定データによると、2013年には、主に輸出が増加したことにより、工業生産は0.4%増加した。

製造業

2009年には、主として世界的な不況により、製造業部門の生産量は0.2%減少した。2010年には、主として自動車、携帯電話および消費者向けエレクトロニクス製品に対する国内および世界的な需要が回復したことから、製造業部門の生産量は16.7%増加した。2011年には、主として国内消費および輸出の増加により、製造業部門の生産量は6.0%増加した。2012年には、主として消費者向けエレクトロニクス製品、エレクトロニクス装置および化学製品に対する需要の増加により製造業部門の生産量は1.4%増加した。暫定データによると、2013年には、主として消費者向けエレクトロニクス製品、エレクトロニクス装置、化学製品、医療機器および輸送設備に対する需要の増加により製造業部門の生産量は0.3%増加した。

自動車 2009年には、主として自動車に対する世界的な需要が引続き低下したため、自動車生産は2008年より8.2%減少したが、国内販売高は20.7%増を記録し、輸出販売高は19.9%減を記録した。2009年には、自動車の輸出販売高は、韓国の総輸出の約6.2%を占めた。多くの政府による自動車刺激策（米国および欧州におけるものを含む。）は、2009年当初9カ月間について関連諸国の自動車需要を喚起し、この影響は、かかる刺激策の実施期間中は韓国の自動車に対する世界的な需要低下を一部相殺した。2009年第4四半期には、主に自動車に対する世界的な需要回復を受けて、自動車の輸出販売高は同年の第3四半期までの各四半期より増加したが、2009年下半年にこれらの政府の大半が自動車刺激策を終了したことによるマイナスの影響を充分相殺している。2010年には、主として自動車に対する世界的な需要が回復したことから、2009年と比較して自動車生産高は21.6%増加し、国内販売高は5.1%の増加を記録し、輸出販売高は29.0%増加した。2011年には、主として米国、ブラジル、ロシアおよび中国における自動車需要が増加したことから、2010年と比較して自動車生産高は9.0%増加し、国内販売高は0.6%の増加、輸出販売高は13.7%の増加を記録した。2012年には、主として自動車に対する国内需要が低下したことから、2011年と比較して、自動車生産高は2.1%減少し、国内販売高は4.3%減少し、輸出販売高は0.6%増加した。暫定データによると、2013年には、主として2013年8月に発生した自動車メーカーの労働組合加盟労働者による時限ストライキの結果自動車供給が減少したことならびに米ドルおよび日本円に対してウォンが上昇したことから、自動車生産は2012年より0.9%減少し、国内販売高は1.9%の減少、輸出販売高は2.6%の減少となった。

エレクトロニクス 2009年には、エレクトロニクスの生産は、主として携帯電話に対する国内需要の増加により、2008年より6.8%増加して338,558十億ウォンとなり、輸出は主として消費者向けエレクトロニクス製品に対する世界的な需要の低下により、7.8%減少して120.9十億米ドルとなった。2009年には、半導体メモリー・チップの輸出販売は、韓国の総輸出の約8.5%を占めた。2010年には、エレクトロニクスの生産は、2009年より18.1%増加して400,092十億ウォンとなり、輸出は主として消費者向けエレクトロニクス製品に対する世界的な需要の回復により、27.3%増加して153.9十億米ドルとなった。2010年には、半導体メモリー・チップの輸出販売は、韓国の総輸出の約10.9%を占めた。2011年には、エレクトロニクスの生産は、2010年より2.4%増加して409,699十億ウォンとなり、輸出は主として携帯電話およびタブレット型コンピュータに対する世界的な需要の増加により、1.8%増加して156.6十億米ドルとなった。2011年、半導体メモリー・チップの輸出販売は、韓国の総輸出の約9.0%を占めた。2012年には、主として携帯電話およびメモリー以外の半導体の国内需要の増加によりエレクトロニクスの生産は前年より1.5%増加して415,984十億ウォンとなり、輸出は主としてヨーロッパ諸国の不況により、0.9%減少して155.2十億米ドルとなった。2012年、半導体メモリー・チップの輸出販売は、韓国の総輸出の約9.2%を占めた。暫定データによると、2013年には、エレクトロニクスの生産は前年より6.3%増加して442,396十億ウォンとなり、輸出は主として新興国市場における携帯電話に対する需要の増加およびメモリー以外の半導体に対する世界的な需要の増加により、9.1%増加して169.4十億米ドルとなった。2013年、半導体メモリー・チップの輸出販売は、韓国の総輸出の約10.2%を占めた。

鉄鋼 2009年には、粗鋼生産量は2008年より8.9%減少して48.6百万トンとなり、主として世界的な不況により、国内販売量は21.4%、輸出販売量は1.2%、それぞれ減少した。2010年には、粗鋼生産量は前年より20.2%増加して合計58.9百万トンとなり、主として粗鋼製品に対する世界的な需要が引続き増加したことから、国内販売量は21.6%、輸出販売量は21.1%、それぞれ増加した。2011年には、粗鋼生産量は2010年より16.3%増加して68.5百万トンとなり、主として粗鋼製品に対する世界的な需要が引続き増加したことから国内販売量は5.8%、輸出販売量は16.9%、それぞれ増加した。2012年には、粗鋼生産量は2011年より0.9%増加して69.1百万トンとなったが、主として国内の造船業および建設業が悪化したことにより、国内販売量は5.1%減少し、輸出販売量は4.8%増加した。暫定データによると、2013年には、粗鋼生産量は2012年より4.4%減少して66.1百万トンとなり、主として米ドルおよび日本円に対してウォンが上昇したことならびに中国からの供給過剰により、国内販売量は4.3%、輸出販売量は4.2%、それぞれ減少した。

造船 2009年には、韓国の造船受注は、世界的な不況による造船受注の減少により、2008年より85.7%減少して約2百万補正総トンであった。2010年には、韓国の造船受注は、主としてばら積み貨物船およびタンカーに対する世界的な需要の回復により、2009年より300.0%増加して約8百万補正総トンであった。2011年、韓国の造船受注は、主として大型コンテナ運搬船、液化天然ガス運搬船および浮体式海洋生産貯蔵積出用船に対する需要の増加により、2010年より50.0%増加して約12百万補正総トンであった。2012年、韓国の造船受注は2011年より41.7%減少して約7百万補正総トンであったが、これは主として海運業および造船業の不況によるものであった。暫定データによると、2013年、韓国の造船受注は、2012年

より142.8%増加して約17百万補整総トンであったが、これは主として液化天然ガス運搬船、ばら積み貨物船およびコンテナ運搬船に対する需要の増加によるものであった。

農林水産業

政府の農業政策は、伝統的に以下に重点を置くこととしている。

- ・穀物生産
- ・灌漑システムの整備
- ・土地の整理および造成
- ・種子の改良
- ・旱魃および洪水の被害対策の機械化
- ・農業所得の増加

しかし、最近政府は、国内の農業市場の開設を期して、収益力のある穀物の栽培と国際競争力の強化に力を入れてきている。

米の生産高は、2010年には、2009年より12.2%減少して4.3百万トンとなった。米の生産高は、2011年には、2010年より2.3%減少して4.2百万トンとなった。米の生産高は、2012年には2011年より4.7%減少して4.0百万トンとなった。米の生産高は、2013年には2012年より5.0%増加して4.2百万トンとなった。米の生産高は、2014年には4.2百万トンを維持した。地理的および物理的制約から穀物の収穫量には限りがあるため、韓国は特定の基本的食糧を輸入に依存している。

政府は、大型漁船の建造を奨励し、漁業設備、マーケティング技術および販路を近代化することにより、漁業の発展を進めている。

2010年には、農林水産業の生産高は2009年より4.4%減少した。これは主として、著しい悪天候の結果、米、果物およびトウモロコシの生産高ならびに漁獲高が減少したことによるものであるが、この減少は畜産業の増加により十分に相殺された。2011年には、農林水産業の生産高は2010年より2.1%減少したが、これは主として、夏場の豪雨をはじめとする悪天候および漁獲高の減少によるものである。2012年には、農林水産業の生産高は2011年より0.6%減少した。これは主として酷い台風をはじめとする悪天候によるものであったが、畜産業の増加により十分に相殺された。2013年には、農林水産業の生産高は2012年より3.1%増加したが、これは主として耕作地および畜産業の増加によるものである。暫定データによると、2014年には、農林水産業の生産高は2013年より2.6%増加した。

建設業

2010年には、建設業の生産高は2009年より2.7%減少した。これは主として住宅建設の減少によるものであるが、商業ビル建設の増加によって十分に相殺された。2011年には、建設業の生産高は2010年より4.3%減少したが、これは主として住宅建設および商業ビル建設が減少したことによるものである。2012年には、建設業の生産高は2011年より1.6%減少したが、これは主として住宅建設および港湾施設建設が減少したことによるものである。2013年には、建設業の生産高は2012年より3.0%増加したが、これは主として住宅建設および商業ビル建設が増加したことによるものである。暫定データによると、2014年には、建設業の生産高は2013年より0.6%増加した。建設業は、2009年下半年以降著しい景気悪化に直面した。これは、2009年下半年から2010年にかけて韓国経済が悪化した結果、特にソウル郊外地域における近年の宅地開発計画への過剰投資、不動産価格の低迷および住宅需要の減少によるものである。政府は、売れ残った住宅および宅地を建設会社から買い取る5兆ウォン規模の計画、初回の住宅購入者向けの取得税免除、住宅購入者向けの取得税現在減税ならびに複数の住居所有者向けの譲渡所得税の減税をはじめとする、韓国の建設業を支援する対策を講じた。しかし、これらの対策の効果ははっきりとしておらず、建設業は引続き不況に直面する可能性がある。

電力およびガス

次の表は、韓国のエネルギー消費量における輸入依存度を示している。

エネルギー消費量における輸入依存度

(比率を除き、石油換算百万トン)

	エネルギー総消費量	輸入	輸入依存度 (%)
2009年	243.3	234.7	96.5
2010年	263.8	254.6	96.5
2011年	276.6	266.8	96.4
2012年	278.7	267.6	96.0
2013年	280.3	268.1	95.7

出所：韓国エネルギー経済研究所、韓国統計庁

韓国は、国内で石油またはガスの産出をほとんど行っておらず、そのエネルギー需要を満たすために輸入石油および輸入ガスに依存している。従って、石油およびガスの国際価格が韓国経済に大きく影響する。石油およびガスの長期的な価格高騰は、韓国においてインフレ圧力を高め、韓国の貿易収支に悪影響を及ぼすであろう。

石油およびガスの輸入依存度を下げるために、政府は、省エネおよび原子力エネルギーに力を入れたエネルギー資源の分散化を奨励してきた。次の表は、韓国における消費エネルギーの主な一次資源を、石油換算量およびエネルギー総消費量に対する比率で示している。

エネルギー消費の資源別内訳

(比率を除き、石油換算百万トン)

	石炭		原油		原子力		その他 ⁽¹⁾		合計	
	量	%	量	%	量	%	量	%	量	%
2009年	68.6	28.2	102.3	42.0	31.8	13.1	40.6	16.7	243.3	100.0
2010年	77.1	29.2	104.3	39.5	31.9	12.1	50.5	19.1	263.8	100.0
2011年	83.5	30.2	105.1	38.0	33.2	12.0	54.8	19.8	276.6	100.0
2012年	81.1	29.1	106.2	38.1	31.8	11.4	59.6	21.4	278.7	100.0
2013年	81.9	29.2	105.8	37.7	29.3	10.5	63.3	22.6	280.3	100.0

注(1) 天然ガス、水力発電および再生可能エネルギーを含む。

出所：韓国エネルギー経済研究所、韓国銀行

韓国初の原子力発電所は1978年にフル稼働し、発電設備容量は587メガワットであった。2013年12月31日現在、韓国には原子力発電による総推定発電設備容量が20,716メガワットの23の原子力発電所があり、5つの原子力発電所が建設中である。2014年1月、通商産業資源部は、老朽化した原子力発電所に代えて2030年までに10カ所の原子力発電所を新たに建設するという、以前公表した計画に沿って、2カ所の原子力発電所の建設を承認しつつ、2030年までに41%としていた韓国のエネルギー・ミックスに占める原子力供給の目標構成比率を2035年までに29%とするよう修正した。政府は、世帯向けの天然ガス供給インフラを拡大し、エネルギーの安定供給を確保するために海外のエネルギー開発計画への長期戦略を推進し、グリーンテクノロジー関連の研究開発を支援する予定である。

サービス部門

2009年には、2008年に比べて、サービス産業は1.2%増加したが、これは金融仲介業部門の4.4%の増加が、運輸および倉庫部門の5.8%の減少ならびに不動産および賃貸部門の0.2%の減少を十分に相殺したためである。2010年には、2009年に比べて、サービス産業は4.4%増加したが、これは運輸および倉庫部門が9.6%増加し、金融仲介業部門が2.5%増加し、不動産および賃貸部門が0.3%増加したことによる。2011年には、2010年に比べて、サービス産業は3.0%増加したが、これは運輸および倉庫部門が3.8%増加し、金融仲介業部門が1.6%増加し、不動産および賃貸部門が2.2%増加したことによる。2012年には、2011年に比べて、サービス産業は2.7%増加したが、これは運輸および倉庫部門が1.3%増加し、金融仲介業部門が3.6%増加し、不動産および賃貸部門が0.1%増加したことによる。暫定データによると、2013年には、2012年に比べて、サービス産業は2.8%増加したが、これは運輸および倉庫部門が1.2%増加し、金融仲介業部門が3.6%増加し、不動産および賃貸部門が0.8%増加したことによる。

(e) 物価、賃金および雇用

次の表は表示された各期間における物価および賃金の代表的指数ならびに失業率を示したものである。

	生産者 物価指数 ⁽¹⁾	前期比 増加(減少)率	消費者 物価指数 ⁽¹⁾	前期比 増加(減少)率	賃金指数 (1)(2)	前期比 増加(減少)率	失業率 ⁽¹⁾⁽³⁾
	(2010年=100)	(%)	(2010年=100)	(%)	(2010年=100)	(%)	(%)
2010年	100.0	3.8	100.0	3.0	100.0	(2.3)	3.7
2011年	106.7	6.7	104.0	4.0	100.3	0.3	3.4
2012年	107.5	0.7	106.3	2.2	107.1	6.8	3.2
2013年	105.7	(1.6)	107.7	1.3	112.7	5.2	3.1
2014年	105.2	(0.5)	109.0	1.3	N/A ⁽⁴⁾	N/A ⁽⁴⁾	3.5

注(1) 年間平均

(2) 製造業における名目賃金指数

(3) 経済活動人口に対する割合

(4) 未入手

出所：韓国銀行、韓国統計庁

2010年のインフレ率は、2009年の2.8%より上昇して3.0%となったが、これは主として2010年下半期の異常気象により原油価格および農産品価格が上昇したことによる。2011年のインフレ率は4.0%に上昇したが、これは主として2011年第1四半期の原油価格の上昇ならびに春の異常低温および夏の豪雨による農産品の供給減による。2012年のインフレ率は2.2%に低下したが、これは主として総需要の低下および学校給食の無償化をはじめとする新たな政策の実施によるものである。2013年のインフレ率は1.3%に低下したが、これは主として農産品の供給増によるものである。2014年のインフレ率は1.3%に低下したが、これは主として電気・ガス・水道料金、食品価格および教育費の増加によるもので、これらは原油価格の低下により相殺された。

2010年の失業率は、2009年の3.6%より上昇して3.7%となったが、これは主として雇用者数の増加に比べて経済活動人口の増加がより多かったことによる。2011年の失業率は3.4%に低下したが、これは主としてサービス産業（医療、福祉および教育を含む。）の雇用者数が増加したことによる。2012年の失業率は3.2%に低下したが、これは主としてサービス産業の雇用者数が引続き増加したことによる。2013年の失業率は3.1%に低下したが、これは主としてサービス産業の雇用者数が引続き増加したことによる。2014年の失業率は3.5%に上昇したが、これは主として国内経済の低迷によるものである。

1992年から2009年までの期間、韓国の経済活動人口が約24.8%増加して24.3百万人となった一方、韓国の雇用者数は約23.7%増加して23.5百万人となった。15歳以上の全体の人口に対する15歳以上の経済活動人口の割合は、過去10年間に60%から63%の間で安定している。50歳以下の労働者のほぼ全員に識字能力がある。2014年12月31日現在、韓国の経済活動人口は26.5百万人であり、雇用者数は25.6百万人であった。

次の表は、産業別および性別による雇用情報を抜粋したものである。

	(別段の表示がある場合を除き、比率)				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
労働力 (千人)	23,829	24,244	24,681	25,066	25,599
産業別雇用：					

農林水産業	6.6	6.4	6.2	6.1	5.7
鉱業および製造業	17.0	16.9	16.7	16.8	17.0
社会資本およびサービス	76.5	76.7	77.1	77.2	77.4
電気、運輸、通信および金融	11.9	12.2	12.1	12.2	11.9
事業サービス、民間・公共サービスおよび その他のサービス	34.2	34.6	35.1	35.5	35.5
建設業	7.4	7.2	7.2	7.0	7.0
卸売・小売業、飲食・宿泊業	23.0	22.7	22.7	22.5	23.0
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
性別雇用:					
男性	58.4	58.4	58.3	58.1	58.0
女性	41.6	41.6	41.7	41.9	42.0
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：韓国銀行

2004年7月1日、韓国は、1,000名超の従業員を有する大手企業、公的部門保有の（国営）企業、銀行および保険会社について週5日就業制を採用し、週当たりの労働時間を44時間から40時間に短縮した。週5日就業制の採用は、2005年7月1日には300名超の従業員を有する企業および政府労働者に拡大され、さらに2006年7月1日には従業員数100名超の企業にも拡大された。従業員数50名超の企業は2007年7月1日に週5日就業制を採用しており、また従業員数20名以上の企業は2008年7月1日に週5日就業制を採用した。従業員数20名未満の企業も2011年7月1日に週5日就業制を採用した。

韓国の労働者の約10.3%は、2012年12月31日現在、労働組合に加盟していた。韓国において、組合員労働者による報酬と労働条件の改正およびより広範な雇用保障を求める要求に関する労働争議がその時々が発生している。近年の重要な出来事のいくつかには以下が含まれる。

- ・2010年12月、韓進重工業の組合員労働者が、同社がレイオフを行ったことに対しストライキに入った。2011年6月、同社は過半数の労働者と合意に達したが、1名の労働者は2011年11月まで造船所のクレーンを占拠して抗議を続けた。
- ・2011年7月、スタンダード・チャータード・コレア（旧SCファースト・バンク）において組合員労働者が、韓国の銀行部門では最長の2ヵ月間のストライキを行い、銀行による業績に基づく賃金改革の取止めを要求した。
- ・2012年6月、組合員であるタクシー運転手が、賃金引上げを要求し、燃料費値上げに抗議して、初めての全国規模のストライキを行った。
- ・2012年8月、現代自動車の組合員労働者が賞与引上げおよび深夜のシフト取止めを求めて時限ストライキを行った。
- ・2013年8月、現代自動車および起亜自動車の組合員労働者が賃金引上げを求めて時限ストライキを行った。
- ・2013年12月、国有企業である韓国鉄道公社（Korail）の組合員労働者は、新しい新幹線を運営する別会社を設立するKorailの計画が最終的にKorailの民営化および人員整理につながる恐れがあることから、かかる計画に反対してストライキを行った。
- ・2014年11月、現代重工業の組合員労働者が賃金引上げを求めて時限ストライキを行った。

労働組合員によるこうした行動は、労働改革の実施の妨げとなり、より柔軟性のある労働市場を構築しようとする政府の計画を妨害する可能性がある。平和的な方法で労働争議を解決するため多大な努力がなされているが、今後さらなる職場闘争が起きないとの保証はない。韓国の主要産業における継続的な職場闘争は、経済に悪影響を及ぼすことがある。

1997年、韓国民主労働組合総連盟は政治同盟を結成し、これが2000年1月の民主労働党結党につながった。民主労働党は、新国民参与党と統合し、2011年12月に名称を統合進歩党（UPP）に変更した。2012年10月、UPPは分裂し、UPP所属の国会議員7名およびその支持者は進歩正義党という新たな政党を作り、2013年7月に名称を正義党に変更した。その一部の議員が武力暴動を扇動しようとした罪および北朝鮮を支援した罪で有罪判決を受けた後、憲法裁判所はUPPの解散および韓国憲法違反で同党の5人の議員の除名を命じた。

④ 貿易および国際収支

(a) 貿易収支

貿易収支の数値は、その国の輸出と輸入との差額を測定したものである。輸出が輸入を上回る場合には、国は貿易収支の黒字を計上し、輸入が輸出を上回る場合には国は赤字を計上する。赤字とは、その国が外国に対して支払う金額よりも外国からの受領金額が少なく、ファイナンスされる必要がある状態を表し、当該国は債務国となる。黒字とは、当該国の対外支払額を外国からの受領額が上回る場合で、黒字額の範囲内で貿易相手国の正味赤字の補填のためファイナンスすることができる状態を表し、その国は債権国となる。

下表は、表示期間中における韓国の貿易収支を示したものである。

	貿易収支					
	(比率を除き、十億米ドル)					輸入に対する 輸出の割合 (%)
	輸出 ⁽¹⁾	GDP構成比 ⁽²⁾ (%)	輸入 ⁽³⁾	GDP構成比 ⁽²⁾ (%)	貿易収支	
2010年	466.4	42.6	425.2	38.9	41.2	109.6
2011年	555.2	46.9	524.4	44.3	30.8	105.8
2012年	547.9	46.0	519.6	43.6	28.3	105.4
2013年	559.6	44.4	515.6	40.9	44.0	108.5
2014年 ⁽⁴⁾	572.7	44.1	525.5	40.5	47.2	109.0

注(1) これらの項目は、CIF基準（すなわち、商品価格に保険料および運賃が含まれる。）に基づく通関統計による。

(2) 2010年基準連鎖価格による。

(3) これらの項目は、CIF基準（すなわち、商品価格に保険料および運賃が含まれる。）に基づく通関統計による。

(4) 暫定値

出所：韓国銀行、韓国関税庁

韓国は天然資源がないため、成長のためには広範な貿易活動に頼ることになる。国内に必要な石油、木材およびゴムのほとんど全部ならびに石炭と鉄の大部分は輸入されている。輸出は、一貫してGDP比で高い割合を占めており、従って国際経済環境が韓国経済にとって決定的に重要である。

下表は、韓国の輸出入の主要商品別分布を示したものである。

	主要商品別輸出（CIF基準） ⁽¹⁾								(比率を除き、十億米ドル)	
	2010年 総額に 占める 比率				2011年 総額に 占める 比率				2014年 総額に 占める 比率	
	2010年 (%)	2011年 (%)	2012年 (%)	2013年 (%)	2010年 (%)	2011年 (%)	2012年 (%)	2013年 (%)	2014年 (2)	(2)
食品および消費財	5.3	1.2	6.5	1.2	6.8	1.2	6.7	1.1	7.0	1.2
原材料および燃料	38.5	8.3	61.7	11.1	65.4	11.9	61.2	10.9	59.2	10.3
石油および石油製品	31.9	6.8	52.0	9.4	56.6	10.3	53.2	9.5	51.2	8.9
その他	6.6	1.4	9.7	1.7	8.8	1.6	8.0	1.4	8.0	1.4
軽工業品	32.7	7.0	38.9	7.0	40.5	7.4	39.0	6.9	38.6	6.7
重化学工業品	389.9	83.6	448.0	80.7	435.2	79.3	452.8	77.8	467.9	81.7
電子および電子製品	154.2	33.1	156.9	28.3	156.0	28.5	171.2	30.6	174.4	30.5
化学薬品および化学製品	47.5	10.2	59.1	10.6	59.6	10.9	64.4	11.5	65.6	11.5
金属製品	37.7	8.1	48.6	8.8	47.2	8.6	43.6	7.8	47.5	8.3
機械および精密機器	44.0	9.4	54.5	9.8	55.7	10.2	55.3	9.9	57.9	10.1

輸送機器	103.4	22.2	124.7	22.5	112.1	20.5	113.1	20.2	116.5	20.3
乗用車	31.8	6.8	40.9	7.4	42.4	7.7	44.3	7.9	44.8	7.8
船舶およびボート	47.1	10.1	54.6	9.8	38.2	7.0	36.2	6.5	38.7	6.8
その他	3.1	0.7	4.2	0.8	4.6	0.8	5.2	0.9	6.0	1.0
合計	466.4	100.0	555.2	100.0	547.9	100.0	559.6	100.0	572.7	100.0

注(1) これらの項目は、通関統計によるものである。CIFとは、商品価格に保険料および運賃が含まれることを意味している。

(2) 暫定値

出所：韓国銀行、韓国関税庁

主要商品別輸入（CIF基準）⁽¹⁾

（比率を除き、十億米ドル）

	2010年 総額に 占める 比率		2011年 総額に 占める 比率		2012年 総額に 占める 比率		2013年 総額に 占める 比率		2014年 総額に 占める 比率 (%)	2014年 総額に 占める 比率 (%)
	2010年	(%)	2011年	(%)	2012年	(%)	2013年	(%)	(2)	(2)
工業材料および燃料	247.2	58.1	324.8	61.9	325.1	62.6	313.8	60.9	311.2	59.2
原油	68.7	16.2	100.8	19.2	108.3	20.8	99.4	19.3	94.9	18.1
鉱物	21.4	5.0	31.1	5.9	28.3	5.4	24.7	4.8	24.6	4.7
化学薬品	37.7	8.9	44.2	8.4	43.8	8.4	43.2	8.4	43.9	8.4
鉄鋼製品	27.3	6.4	30.4	5.8	26.4	5.1	24.6	4.8	27.0	5.1
非鉄金属	12.6	3.0	15.1	2.9	12.6	2.4	12.5	2.4	12.8	2.4
その他	79.5	18.7	103.2	19.7	105.7	20.3	109.4	21.2	108.0	20.5
資本財	135.7	31.9	146.5	27.9	140.3	27.0	144.2	28.0	149.0	28.3
機械および精密機器	47.7	11.2	50.5	9.6	49.8	9.6	50.1	9.7	50.8	9.7
電気機械および電子 機械	73.3	17.2	80.1	15.3	76.3	14.7	80.9	15.7	84.5	16.1
輸送機器	12.9	3.0	13.9	2.7	12.1	2.3	11.3	2.2	11.6	2.2
その他	1.8	0.4	2.0	0.4	2.1	0.4	1.9	0.4	2.1	0.4
消費財	42.3	9.9	53.1	10.1	54.2	10.4	58.2	11.3	65.3	12.4
穀物	5.9	1.4	7.5	1.4	7.9	1.5	8.5	1.6	7.9	1.5
直接消費財	11.0	2.6	15.0	2.9	14.3	2.8	14.5	2.8	16.7	3.2
耐久消費財	16.2	3.8	18.6	3.5	19.4	3.7	21.0	4.1	24.7	4.7
非耐久消費財	9.2	2.2	12.1	2.3	12.6	2.4	14.3	2.8	16.0	3.0
合計	425.2	100.0	524.4	100.0	519.6	100.0	515.6	100.0	525.5	100.0

注(1) これらの項目は、通関統計によるものである。CIFとは、商品価格に保険料および運賃が含まれることを意味している。

(2) 暫定値

出所：韓国銀行、韓国関税庁

2010年の韓国の貿易黒字は41.2十億米ドルであった。輸出は、2009年の363.5十億米ドルから28.3%増加して466.4十億米ドルとなったが、これは主として中国および新興国市場からのエレクトロニクス製品および自動車に対する需要の増加によるものであった。輸入は、2009年の323.1十億米ドルから31.6%増加して425.2十億米ドルとなったが、これは主として国内消費の増加ならびに原油および原料価格の上昇によるものであった。

2011年の韓国の貿易黒字は30.8十億米ドルであった。輸出は、2010年の466.4十億米ドルから19.0%増加して555.2十億米ドルとなったが、これは主として中国および新興国市場からの携帯電話、消費者向けエレクトロニクス製品および自動車に対する需要の増加によるものであった。輸入は、2010年の425.2十億米ドルから23.3%増加して524.4十億米ドルとなったが、これは主として原油および原料価格の上昇によるものであった。

2012年の韓国の貿易黒字は28.3十億米ドルであった。輸出は、2011年の555.2十億米ドルから1.3%減少して547.9十億米ドルとなったが、これは主としてヨーロッパ諸国の不況によるものであった。輸入は2011年の524.4十億米ドルから0.9%減少して519.6十億米ドルとなったが、これは主として投資支出が減少したことによる。

2013年の韓国の貿易黒字は44.0十億米ドルであった。輸出は、2012年の547.9十億米ドルから2.1%増加して559.6十億米ドルとなったが、これは主として米国、中国および東南アジア諸国からの無線通信装置、半導体およびその他の情報技術関連製品に対する需要が増加したことによる。輸入は、2012年の519.6十億米ドルから0.8%減少して515.6十億米ドルとなったが、これは主として原油および鉄鋼の輸入が減少したことによる。

暫定データによると、2014年の韓国の貿易黒字は47.2十億米ドルであった。輸出は、2013年の559.6十億米ドルから2.3%増加して572.7十億米ドルとなったが、これは主として、米国、EUおよび東南アジア諸国からの半導体、無線通信装置、鉄鋼製品に対する需要が増加したことによるものであった。輸入は、2013年の515.6十億米ドルから1.9%増加して525.5十億米ドルとなったが、これは主として自動車、無線通信装置部品および牛肉の輸入が増加したことによるものであった。

下表は、韓国の貿易相手国を示している。

輸出

(単位：比率を除き、百万米ドル)

	2010年 総額に 占める 比率		2011年 総額に 占める 比率		2012年 総額に 占める 比率		2013年総 額に占め る比率		2014年 総額に 占める 比率	
	2010年	(%)	2011年	(%)	2012年	(%)	2013年	(%)	2014年 ⁽¹⁾	(1)
中国	116,837.8	25.1	134,185.0	24.2	134,322.6	24.5	145,869.5	26.1	145,287.7	25.4
米国	49,816.1	10.7	56,207.7	10.1	58,524.6	10.7	62,052.5	11.1	70,284.9	12.3
日本	28,176.3	6.0	39,679.7	7.1	38,796.1	7.1	34,662.3	6.2	32,183.8	5.6
香港	25,294.3	5.4	30,968.4	5.6	32,606.2	6.0	27,756.3	5.0	27,256.4	4.8
シンガポール	15,244.2	3.3	20,839.0	3.8	22,887.9	4.2	22,289.0	4.0	23,749.9	4.1
ベトナム	9,652.1	2.1	13,464.9	2.4	15,946.0	2.9	21,087.6	3.8	22,351.7	3.9
台湾	14,830.5	3.2	18,206.0	3.3	14,814.9	2.7	15,699.1	2.8	15,077.4	2.6
インド	11,434.6	2.5	12,654.1	2.3	11,922.0	2.2	11,375.8	2.0	12,782.5	2.2
インドネシア	8,897.3	1.9	13,564.5	2.4	13,955.0	2.5	11,568.2	2.1	11,360.7	2.0
メキシコ	8,845.5	1.9	9,729.1	1.8	9,042.4	1.7	9,727.4	1.7	10,846.0	1.9
オーストラリア	6,641.6	1.4	8,163.8	1.5	9,250.5	1.7	9,563.1	1.7	10,282.5	1.8
ロシア	7,759.8	1.7	10,304.9	1.9	11,097.1	2.0	11,149.1	2.0	10,129.2	1.8
ドイツ	10,702.2	2.3	9,500.9	1.7	7,509.7	1.4	7,907.9	1.4	7,570.9	1.3
その他 ⁽²⁾	152,251.5	32.6	177,745.7	32.0	167,194.8	30.5	168,924.6	30.2	173,501.0	30.3
合計	466,383.8	100.0	555,213.7	100.0	547,869.8	100.0	559,632.4	100.0	572,664.6	100.0

注(1) 暫定値

(2) 200を超える国と地域を含む。

出所：韓国銀行、韓国関税庁

輸入

(単位：比率を除き、百万米ドル)

	2010年総額に占める比率		2011年総額に占める比率		2012年総額に占める比率		2013年総額に占める比率		2014年総額に占める比率	
	2010年	(%)	2011年	(%)	2012年	(%)	2013年	(%)	2014年 ⁽¹⁾	(1)
中国	71,573.6	16.8	86,432.2	16.5	80,784.6	15.5	83,052.9	16.1	90,082.2	17.1
日本	64,296.1	15.1	68,320.2	13.0	64,363.1	12.4	60,029.4	11.6	53,768.3	10.2
米国	40,402.7	9.5	44,569.0	8.5	43,341.0	8.3	41,511.9	8.1	45,283.3	8.6
サウジアラビア	26,820.0	6.3	36,972.6	7.1	39,707.1	7.6	37,665.2	7.3	36,694.5	7.0
カタール	11,915.5	2.8	20,749.4	4.0	25,504.7	4.9	25,873.8	5.0	25,723.1	4.9
オーストラリア	20,456.2	4.8	26,316.3	5.0	22,987.9	4.4	20,784.6	4.0	20,413.0	3.9
ドイツ	14,304.9	3.4	16,962.6	3.2	17,645.4	3.4	19,336.0	3.8	21,298.8	4.0
クウェート	10,850.1	2.6	16,959.6	3.2	18,297.1	3.5	18,725.1	3.6	16,892.0	3.2
台湾	13,647.1	3.2	14,693.6	2.8	14,012.0	2.7	14,632.6	2.8	15,689.8	3.0
アラブ首長国連邦	12,170.1	2.9	14,759.4	2.8	15,115.3	2.9	18,122.9	3.5	16,194.3	3.1
インドネシア	13,985.8	3.3	17,216.4	3.3	15,676.3	3.0	13,190.0	2.6	12,266.3	2.3
マレーシア	9,531.0	2.2	10,467.8	2.0	9,796.4	1.9	11,095.8	2.2	11,097.9	2.1
その他 ⁽²⁾	115,259.1	27.1	149,994.0	28.6	152,353.6	29.3	151,565.3	29.4	160,111.0	30.5
合計	425,212.2	100.0	524,413.1	100.0	519,584.5	100.0	515,585.5	100.0	525,514.5	100.0

注(1) 暫定値

(2) 200を超える国と地域を含む。

出所：韓国銀行、韓国関税庁

2003年に、アジア（中国を含む。）および世界の他の地域において重症急性呼吸器症候群（SARS）および鳥インフルエンザが発生し、国際貿易および影響を受けた諸国の経済成長の見通しならびに世界経済の全般的な見通しについて不安が高まった。鳥インフルエンザは、野生の鳥がアジアの複数の国、ロシア、ルーマニアおよびトルコに渡ることによって広がった。この鳥インフルエンザの発生に対応して、政府は、2005年10月14日に予防に関する助言を行い、養鶏場の特別監視を実施した。また、政府は、SARS、鳥インフルエンザおよびその他の疾患を阻止および予防するための追加的措置を進展させ、実施するための地域的および国際的な努力に引き続き協力した。将来別のSARS、鳥インフルエンザおよび類似の疾患が発生した場合には、韓国および世界の経済ならびに国際貿易に悪影響をもたらす可能性がある。

近年、米ドルおよび日本円に対してウォンの価値は大きく変動している。米ドルおよび日本円に対するウォン高により、韓国の輸出売上高のウォン価は上昇し、それぞれ米ドル建および日本円建での海外市場における輸出品の価格競争力は低下している。しかし、ウォン高によりウォン建での輸入原料の原価も低下し、米ドル建および日本円建の韓国の債務のウォン建での返済費用も減少している。一般に、ウォン高の場合には、自動車、エレクトロニクスおよび造船をはじめとする韓国経済の輸出依存部門は、ウォン高の結果としての輸出品の価格競争力への圧力に悩まされる。そしてこのことが利益率の低下と市場占有率の低下につながる可能性はあるが、輸入原料の原価の低下により十分に相殺されるであろう。ウォン高が続けば、韓国経済の輸出依存部門は利益率の低下または純損失を被る可能性があり、韓国経済に重大な悪影響をもたらすかもしれない。

2003年に政府が自由貿易協定（FTA）を目指す予定であることを公表して以来、韓国は主な貿易相手国とFTAを締結している。韓国は、2004年よりチリ、2006年よりシンガポール、2011年よりペルー、2012年より米国と、2013年よりトルコ、2014年よりオーストラリア、また2015年1月よりカナダとの間で、それぞれ二国間FTAを実施している。さらに、まだ発効していないが、コロンビア、中国、ニュージーランドおよびベトナムとの間で二国間FTAを締結しており、現在インドネシアをはじめとする他の多くの貿易相手国と締結交渉を行っている。また、2006年より欧州自由貿易連合と、2009年より東南アジア諸国連合と、および2011年より欧州連合との間で地域FTAを実施している。

(b) 非商品貿易収支

非商品貿易赤字は、2010年には19.1十億米ドルおよび2011年には10.4十億米ドルであった。韓国は、2012年には1.4十億ウォンの非商品貿易黒字を計上し、2013年には1.6十億ウォンの非商品貿易赤字を計上した。暫定データによると、韓国は2014年には3.5十億米ドルの非商品貿易赤字を計上した。

(c) 国際収支

国際収支は、経常収支および資本収支により表される国内外への財、サービスおよび資本の相対的な流れの尺度となる。経常収支は、国の財およびサービスの貿易ならびに支払移転を追跡するものであり、国が貿易および投資による所得の範囲内に支出を抑えられているかどうかの尺度となる。資本収支は、国内外への資本移転を含むすべての取引（借入および投資を含む。）をカバーする。総合収支は、経常収支および資本収支の合計額を表す。総合収支黒字は外貨の純流入を示し、その結果現地通貨に対する需要は増大し、その価値は上昇する。総合収支赤字は外貨の純流出を意味し、現地通貨に対する需要は減少し、その価値は低下する。金融勘定は総合収支を反映する。総合収支がプラスであれば、その国の貯蓄を表す黒字がその国の貿易相手国の総合赤字を埋めることとなる。従って、金融勘定は総合収支黒字に等しい現金の流出を示すこととなる。しかしながら、総合収支がマイナスの場合には、その国はファイナンスされるべき国際収支赤字を有していることになる。従って、金融勘定は総合収支赤字に等しい現金流入を示すこととなる。

次の表は韓国の国際収支に関する一定の情報を示したものである。

国際収支 ⁽¹⁾					
(単位：百万米ドル)					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽⁴⁾
経常収支	28,850.4	18,655.8	50,835.0	81,148.2	89,220.1
商品貿易収支	47,915.4	29,089.9	49,406.0	82,781.0	92,687.6
輸出 ⁽²⁾	463,769.6	587,099.7	603,509.2	618,156.9	621,298.9
輸入 ⁽²⁾	415,854.2	558,009.8	554,103.2	535,375.9	528,611.3
サービス収支	(14,238.4)	(12,279.1)	(5,213.6)	(6,499.2)	(8,163.4)
所得収支	489.9	6,560.6	12,116.7	9,055.7	10,197.7
経常移転収支	(5,316.5)	(4,715.6)	(5,474.1)	(4,189.3)	(5,501.8)
資本および金融収支	(23,253.2)	(24,427.8)	(51,624.1)	(80,131.6)	(90,392.3)
資本収支	(63.2)	(112.0)	(41.7)	(27.0)	(9.0)
金融収支 ⁽³⁾	(23,190.0)	(24,315.8)	(51,582.4)	(80,104.6)	(90,383.3)
正味誤差脱漏	(5,597.2)	5,772.0	789.1	(1,016.6)	1,172.2

注(1) これらの数値は、2010年12月に国際通貨基金が発行し、2013年12月に政府によって実施された国際収支マニュアル第6版（BPM6）に基づいて作成されている。

(2) これらの項目は貿易統計によるもので、FOB基準（すなわち保険料および運賃を除いたもの）により評価されている。

(3) IMF借款、シンジケート・ローンおよび短期借入を含む。

(4) 暫定値

出所：韓国銀行

韓国は、2013年に約81.1十億米ドルの経常収支黒字を計上した。2013年の経常収支黒字は、2012年の50.8十億米ドルの経常収支黒字から拡大しているが、これは主として、商品収支からの黒字が増加したことによる。

暫定データによると、韓国は2014年に約89.4十億米ドルの経常収支黒字を計上した。2014年の経常収支黒字は、2013年の81.1十億米ドルの経常収支黒字から拡大しているが、これは主として商品収支からの黒字が増加したことによる。

(d) 外国人直接投資

1960年以降、政府は、外国人の投資活動の実施および規制についての枠組みを定めた広範な関連法および行政諸規則を採択してきた。1998年9月、政府は、外国人へのインセンティブの提供および外国人による韓国内への投資活動の円滑化によって外国人による対内投資を促進することを目的として、従前の外国人直接投資の関連法令に代わる外国人投資促進法（以下「FIPA」という。）を公布した。FIPAは、とりわけ、対内外国投資の手続要件、外国人投資に対する減税などのインセンティブならびに外国人投資の対象地域の指定および開発に関連する要件を規定している。政府は、外国人直接投資に対して安定的かつ柔軟な環境を提供することで、外国の資本、技術および経営手法の流入が加速されるものと考えている。

下表は、表示期間中における年間の韓国への外国人直接投資に関する情報を示している。

外国人直接投資					
(単位：十億米ドル)					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
契約・報告済投資					
新規事業への投資 ⁽¹⁾	11.1	11.7	12.5	9.6	11.0
M&A	2.0	2.0	3.8	5.0	8.0
合計	13.1	13.7	16.3	14.5	19.0
実際の投資	5.4	6.6	10.7	9.8	11.8

注(1) 新たな工場および操業施設の建設を含む。

出所：通商産業資源部

2014年に、韓国において契約・報告済みである外国人直接投資額は、2013年の14.5十億米ドルから19.0億米ドルに増加した。これは主として、製造業部門に対する外国人投資が2013年の4.6十億米ドルから2014年には7.6十億米ドルに増加したことによる。

下表は、表示期間中における外国人直接投資元に関する情報を地域別および国別に示している。

外国人直接投資の地域別および国別内訳

	(単位：十億米ドル)				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北米					
米国	2.0	2.4	3.7	3.5	3.6
その他	0.7	1.3	0.7	1.1	1.4
	2.7	3.7	4.4	4.6	5.0
アジア					
日本	2.1	2.3	4.5	2.7	2.5
香港	0.1	0.6	1.7	1.0	1.1
シンガポール	0.8	0.6	1.4	0.4	1.7
中国	0.4	0.7	0.7	0.5	1.2
その他	3.5	0.2	0.5	0.4	0.3
	6.9	4.4	8.8	5.0	6.8
欧州連合					
英国	0.6	0.9	0.4	0.1	0.4
オランダ	1.2	1.0	0.6	0.6	2.4
ドイツ	0.3	1.5	0.4	0.4	0.2
フランス	0.2	0.2	0.2	0.5	0.2
ルクセンブルグ	0.1	0.1	0.2	0.7	1.9
その他	0.9	1.7	1.2	2.6	1.6
	3.3	5.4	3.0	4.9	6.7
その他の地域および諸国	0.2	0.2	0.1	0.0	0.5
合計	13.1	13.7	16.3	14.5	19.0

出所：通商産業資源部

(e) 外貨準備高

外貨準備高とは、国際収支の資金調達の一助を目的とする目的およびその他関連目的のために金融当局によって容易に入手可能かつ管理されている対外資産である。次の表は、韓国の公的外貨準備高合計を示したものである。

公的準備高

	(単位：百万米ドル)				
	12月31日現在				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
金 ⁽¹⁾	79.6	2,166.6	3,761.4	4,794.5	4,794.7
外貨 ⁽²⁾	286,926.4	298,232.9	316,897.7	335,647.5	353,600.5
金および外貨合計	287,006.0	300,399.5	320,659.1	340,442.0	358,395.2
IMF準備ポジション	1,024.7	2,556.2	2,783.6	2,527.7	1,917.1
特別引出権	3,539.9	3,446.7	3,525.6	3,489.9	3,280.5
公的準備高合計	291,570.7	306,402.5	326,968.4	346,459.6	363,592.7

注(1) 国内保有の金は1トロイオンス(31.1035グラム)当たり42.22米ドルで計算した。また、海外預託の金は買入価格で計算した。

(2) 韓国の外貨準備高の95%超は、換金可能な外貨で占められている。

出所：韓国銀行、国際通貨基金

主として貿易黒字および資本の流入が続いたため、政府の外貨準備高は、1997年12月31日現在の8.9十億米ドルから、2007年12月31日現在には262.2十億米ドルに増加した。2008年、政府の外貨準備高は、2008年12月31日現在の201.2十億米ドルに減少したが、これは主として韓国の金融機関に対して外貨の流動性を提供するために政府がその外貨準備高を利用したためである。政府の外貨準備高は、2009年12月31日現在には270.0十億米ドル、2010年12月31日現在には291.6十億米ドル、2011年12月31日現在には306.4十億米ドル、2012年12月31日現在には327.0十億米ドル、2013年12月31日現在には346.5十億米ドル、2014年12月31日現在には363.6十億米ドルへと増加したが、これは主として貿易黒字および資本の流入が続いたことによる。2015年3月31日現在の政府の外貨準備高は362.8十億米ドルであった。

⑤ 金融制度および通貨政策

(a) 金融制度

金融部門の構造

韓国の金融部門には、以下に分類される金融機関が含まれる。

- ・韓国銀行
- ・商業銀行
- ・ノンバンク金融機関
- ・その他の金融機関（以下を含む。）

-金融投資会社

-信用保証機関

-ベンチャー・キャピタル企業

-その他

金融取引における透明性を強化するためおよび金融市場の統一性と効率性を高めるために、韓国の法律は金融機関に対し取引業務を行う際に顧客に実名を使用することを義務付けている。流動性危機を緩和するために、政府は、1998年、実名金融取引制度を変更し、国内金融機関を通じての外貨販売または預金を許可し、国債を含む一部の社債の買入を実名の告知をせずに行うことを許可した。政府はまた、民間金融取引の秘密保護を強化させた。

韓国国会は、2007年7月に金融投資サービスおよび資本市場法（FSCMA）を採択した。FSCMAに基づき、現行の様々な業界ごとの縦割りの資本市場規制制度は、単一の規制制度に統合された。2009年2月に施行されたFSCMAにより、投資家保護および開示要件の強化のみならず、金融商品の定義の拡大、および金融投資会社によるさらに広範な金融サービスの提供を可能にする機能に基づく規則によって、認可された投資関連金融商品および活動の範囲が拡大する。FSCMA施行令は、金融投資会社を（i）金融投資サービス、（ii）金融投資商品および（iii）投資家のタイプに応じて、合計78種類に分類している。

FSCMAの施行日より前には、金融機関の種類（たとえば、証券会社、先物業者、信託業者および資産運用会社）に応じて個々の法律が当該金融機関を規制し、金融機関別に個別の免許および規制要件（たとえば、証券取引法、先物取引法および間接投資資産運用業法に基づくもの）に服していた。同一の経済的機能を有する金融業に対して一つの統一規則を適用することによって、FSCMAは、資本市場関連事業に関する同一の経済的機能が複数の規制に服していた従来の規制制度から生じる問題点を改善し対処することを目指している。この目的のために、FSCMAは資本市場関連業務を以下の6つの異なる機能に分類している。

- ・投資取引(金融投資商品の売買および引受)
- ・投資仲介（金融投資商品の仲介）
- ・集団投資（集団投資スキームの設定およびその管理）
- ・投資助言
- ・投資一任

・信託（上記5つの業務と併せて「金融投資業務」という。）

したがって、金融投資商品に関連するすべての金融業務が上記の一つまたは複数の金融投資業務に再分類され、金融機関の種類にかかわらず、その関係金融投資業務に適用される規則に従うこととなる。たとえば、FSCMAに基づいて、証券会社および先物業者が行うデリバティブ業務は、少なくとも原則的には、FSCMAに基づいて同一規則に従うことになる。

銀行業と保険業には、FSCMAは適用されず、引続き個別の法律の規定が適用される。ただし、銀行業と保険業が、FSCMAに基づく免許を必要とする金融投資業務を行う場合には、FSCMAの適用を受けることになる。

銀行業界

韓国銀行業界は商業銀行と特殊銀行よりなる。商業銀行は一般大衆と企業セクターを対象とし、全国規模の銀行、地方銀行、および外国銀行の支店が含まれる。地方銀行は全国規模の銀行と類似のサービスを行うが、地理的に限定された地域で営業する。外国銀行の支店は1967年より韓国において営業しているが、韓国の銀行サービス全体に対して相対的に低い比率のサービスしか行っていない。2013年12月31日現在、商業銀行は韓国全土にわたって支店網を持つ7行の全国規模の銀行、6行の地方銀行および韓国国内で営業を行う39行の外国銀行の55支店よりなっている。2013年12月31日現在、全国規模の銀行および地方銀行は、総計で5,616の国内支店・営業所、49の海外支店、21の海外駐在事務所および31の海外子会社を有していた。

特殊銀行は政府の政策に従い、特定の経済部門のニーズを満たしている。それらは、特別法によって組織され、または認可されている。特殊銀行には以下が含まれる：

- ・韓国産業銀行
- ・韓国輸出入銀行
- ・中小企業銀行
- ・韓国漁業協同組合
- ・NH銀行（2012年3月に韓国農業協同組合から信用部門と銀行部門をスピノフすることによって設立された）

1997年および1998年の経済危機は、韓国の銀行の不良債権資産の増加をもたらし、韓国の銀行の自己資本比率は低下した。1998年から2002年にかけて、金融委員会は、数回にわたって銀行業規則を改正し、不良債権資産についていっそう厳しい基準を採用して、より国際基準に即したものとした。不良債権資産は、韓国の銀行規則に基づいて、回収疑問または推定損失として分類される。

次の表は、韓国の銀行の貸付総額（ウォン建貸付および外貨建貸付を含む。）および不良債権資産を示している。

	貸付総額	不良債権資産	比率
	(兆ウォン)		(%)
2010年12月31日	1,308.9	24.8	1.9
2011年12月31日	1,387.6	18.8	1.4
2012年12月31日	1,390.9	18.5	1.3
2013年12月31日	1,441.6	25.8	1.8
2014年12月31日	1,558.0	23.8	1.5

出所：金融監督院

2013年12月31日現在、これらの銀行が保有するウォン建貸付金は、2012年12月31日現在の1,106.4兆ウォンより5.1%増の1,162.8兆ウォンであった。これは主として、(i)中小企業向け貸付金が2012年12月31日現在の461.3兆ウォンから2013年12月31日現在の489.0兆ウォンへと6.0%増加したこと、および(ii)家計向け貸付金が2012年12月31日現在の464.5兆ウォンから2013年12月31日現在の479.0兆ウォンへと3.1%増加したことによるものである。暫定データによれば、2014年12月31日現在、これらの銀行が保有するウォン建貸付金は、2013年12月31日現在の1,162.8兆ウォンより8.0%増の1,255.8兆ウォンであった。これは主として、(i)家計向け貸付金が2013年12月31日現在の479.0兆ウォンから2014年12月31日現在の518.2兆ウォンへと8.2%増加したこと、(ii)中小企業向け貸付金が2013年12月31日現在の489.0兆ウォンから2014年12月31日現在の522.4兆ウォンへと6.8%増加したこと、および(iii)大企業向け貸付金が2013年12月31日現在の166.1兆ウォンから2014年12月31日現在の183.5兆ウォンへと10.5%増加したことによるものである。

2010年には、これらの銀行は、2009年の6.9兆ウォンの純利益合計額に対して、9.3兆ウォンの純利益合計額を計上した。これは主に正味受取利息が増加したことによる。2011年には、これらの銀行は2010年の9.3兆ウォンの純利益合計額に対して、11.8兆ウォンの純利益合計額を計上した。これは主に不良債権が減少したことによる。2012年には、これらの銀行は2011年の11.8兆ウォンの純利益合計額に対して、8.7兆ウォンの純利益合計額を計上した。これは主に持分有価証券の売却益が減少したこと、および売却可能有価証券にかかる減損損失が増加したことによる。2013年には、これらの銀行は2012年の8.7兆ウォンの純利益合計額に対して、3.9兆ウォンの純利益合計額を計上した。これは主に正味受取利息が減少したこと、および貸倒引当金繰入額が増加したことによる。暫定データによれば、2014年には、これらの銀行は2013年の3.9兆ウォンの純利益合計額に対して、6.2兆ウォンの純利益合計額を計上した。これは主に貸倒引当金繰入額が減少したことによる。

ノンバンク金融機関

ノンバンクの金融機関は、以下のものからなる。

- ・銀行の信託勘定、相互銀行、信用組合、相互信用ファシリティ、地域信用協同組合および郵便貯金を含む貯蓄機関
- ・生命保険会社
- ・クレジット・カード会社

韓国には、2013年12月31日現在、相互銀行89行があり、同日現在その資産は合計39.0兆ウォンであった。

2013年12月31日現在、国内生命保険会社14社、合弁生命保険会社2社および外資系生命保険会社の完全所有子会社9社が韓国において営業を行っており、その資産は合計で約597.3兆ウォンであった。

2013年12月31日現在、クレジット・カード会社8社が国内で営業を行っており、その貸付金総額は約86.5兆ウォンであった。

金融市場

韓国の金融市場は、コール市場ならびに短期国債、通貨安定社債、譲渡性預金証書、現先取引およびコマーシャル・ペーパーを含むその他の広範な短期金融商品の市場からなっている。

証券市場

2005年1月27日、現在は廃止された韓国証券先物取引所法に基づき、韓国証券取引所、韓国先物取引所、KOSDAQ株式市場（KOSDAQ）および以前KOSDAQを運営していた韓国証券業協会KOSDAQ委員会が統合され、韓国取引所が設立された。韓国取引所は、3つの異なる市場（KRX KOSPI市場、KRX KOSDAQ市場およびKRXデリバティブ市場）を運営、管理している。韓国取引所は、ソウルに2つの立会所（一つはKRX KOSPI市場向け、もう一つはKRX KOSDAQ市場向け）を、釜山にはKRXデリバティブ市場向けに1つの立会所を有している。韓国取引所は有限責任株式会社であり、その株式は(i)以前韓国先物取引所または韓国証券取引所の会員であった金融投資会社および(ii)KOSDAQの株主が保有している。現在、韓国取引所は韓国唯一の証券取引所で、その会員によって運営されており、韓国の金融投資会社および外国の金融投資会社の韓国支店数社が会員となっている。

韓国取引所では、10秒毎に韓国取引所に上場されているすべての持分有価証券の指数である韓国総合株価指数を公表している。韓国総合株価指数は、合計価額法により計算されている。この方法は、すべての上場企業の時価総額を一定の調整をしたうえで合計し、この総額を、1980年1月4日を基準日とするすべての上場企業の時価総額に対する百分率で示すものである。

次の表は、表示日現在の韓国総合株価指数の価値を示している。

2010年12月31日	2,051.0
2011年12月31日	1,825.7
2012年12月31日	1,997.1
2013年12月31日	2,011.3
2014年1月29日	1,941.2
2014年2月28日	1,980.0
2014年3月31日	1,985.6
2014年4月30日	1,961.8
2014年5月30日	1,995.0
2014年6月30日	2,002.2
2014年7月31日	2,076.1
2014年8月29日	2,068.5
2014年9月30日	2,020.1
2014年10月31日	1,964.4
2014年11月28日	1,980.8
2014年12月30日	1,915.6
2015年1月30日	1,949.3
2015年2月27日	1,985.8
2015年3月31日	2,041.0

1997年の最終取引日である1997年12月27日の指数は、1997年9月30日の647.1から急落し、376.3を示した。この下落は、韓国の金融部門および法人部門の減衰傾向、韓国の外貨準備高の減少、米ドルに対するウォンの価値の急落、ならびに1997年10月24日の香港での株価急落および東南アジア諸国の金融混乱などのその他外部要因に対する懸念の高まりによるものであった。韓国総合株価指数は回復して2007年後半には2,064.9に達したが、その後指数は下落した。2008年9月以降、流動性および信用に対する不安ならびに世界の金融市場のボラティリティが著しく高まるにつれて、2008年第4四半期および2009年上半期には、韓国企業の株価は全体に大きく低下し、それ以降不安定な状態が続いている。2015年4月15日現在の指数は、2,120.0であった。

監督制度

銀行監督院、証券監督院、保険監督院およびその他すべての金融業規制当局は、1999年1月に統合され、金融委員会が設置された。金融委員会は、金融監督サービスの執行機関の役割を果たす。金融委員会は総理室の監督下にあるが、総理室からは独立して業務を行っている。

企画財政部は、金融政策および外貨規制を担当している。韓国銀行は物価安定を目標にして通貨政策を管理している。

預金保険制度

韓国の預金保険制度は銀行、ノンバンク金融機関、証券会社および生命保険会社への預金額を保証している。

2001年1月以降、各金融機関について、預金額に関係なく保証額の上限が1人当たり50百万ウォンとなった。

政府はレポ取引等の一部の預金を保険制度から排除した。また、保険制度が適用される経営不振の金融機関の定義を拡大して、被保険金融機関が支払う保険料を段階的に増額した。

(b)通貨政策

韓国銀行

韓国銀行は、中央銀行および韓国で唯一の通貨発行銀行として1950年に設立された。韓国銀行の通貨信用政策は、韓国銀行総裁と他の構成員6名の合計7名からなる金融通貨委員会によって決定され、管理されている。

インフレ目標の設定が、韓国の通貨政策の運営の基本である。消費者物価指数が韓国銀行の目標指数として用いられている。設定されたインフレ目標を達成するために、韓国銀行の金融通貨委員会は、韓国銀行と相手方金融機関との買戻契約などの取引に適用する参照レートである「韓国銀行基準金利」を決定し公表する。韓国銀行は、コール・レートを金融通貨委員会の目標レートに沿って維持するための主要な手段として公開市場操作を行っている。さらに、韓国銀行は、韓国の銀行に対する貸付および支払準備要件に関する政策を確立することができる。

金利

2007年7月12日、韓国銀行は、政策金利を4.5%から4.75%に引上げ、2007年8月9日にはさらに5.0%に引上げた。この変更の根拠には、市場の潤沢な流動性は、景気上昇回復が継続したので、中長期にわたってインフレの上方圧力となる可能性があるという懸念があった。2008年8月7日、韓国銀行は政策金利を5.0%から5.25%に引上げた。これは、国内の経済活動が減速しているときに、高い石油価格の直接・間接的影響により消費者物価の上昇も次第にペースを上げてきたとの判断によるものであった。2008年10月9日、韓国銀行は、金融市場の不安定に対処し、国内経済の減速との戦いを支援するために、政策金利を5.25%から5.0%に引下げ、続いて、2008年10月27日に4.25%に、2008年11月7日に4.0%に、2008年12月11日に3.0%に、2009年1月9日に2.5%に、2009年2月12日には2.0%に引下げた。2010年7月9日、韓国銀行は、インフレ圧力の兆候および国内経済の持続的な成長を受けて政策金利を2.0%から2.25%に引上げ、2010年11月16日にはさらに2.5%に引上げた。2011年1月13日、韓国銀行は、主として石油製品および農産物の価格上昇によって牽引されたインフレ圧力を受けて、政策金利を2.75%に引上げた。この金利は2011年3月10日に3.0%に、同年6月10日には3.25%にさらに引上げられた。韓国銀行は、世界および国内経済の停滞に対処するために、政策金利を2012年7月12日に3.25%から3.0%に引下げ、さらに2012年10月11日に2.75%に、2013年5月9日に2.5%に、2014年8月14日に2.25%に、2014年10月15日に2.0%に、2015年3月12日に1.75%に引下げた。

2004年2月2日、銀行の要求払預金の金利の規制撤廃によって、韓国銀行は、1991年に公表された「4段階金利自由化政策」に基づいて、金利の規制撤廃による自由化を実施した。しかし、通常の当座預金についての利払禁止は維持されている。

マネーサプライ

下表は、韓国のマネーサプライを表している。

(単位：十億ウォン)

	12月31日現在の残高				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
マネーサプライ(M1) ⁽¹⁾	427,791.6	442,077.5	470,010.6	515,643.4	585,822.6

準貨幣 ⁽²⁾	1,232,738.4	1,309,380.9	1,365,631.0	1,405,151.6	1,491,414.4
マネーサプライ(M2) ⁽³⁾	1,660,530.0	1,751,458.4	1,835,641.6	1,920,795.0	2,077,234.0
前年比増加率	6.0%	5.5%	4.8%	4.6%	8.1%

注(1) 流通通貨ならびに金融機関における要求払預金および普通預金からなる。

(2) 定期預金および積立預金、市場性商品、実績配当型商品ならびに金融債を含む。ただし、2年超の年限を有する金融商品を除く。

(3) マネーサプライ(M2)はマネーサプライ(M1)と準貨幣の合計である。

出所：韓国銀行

外国為替管理

企画財政部に登録された認可外国為替銀行は、外国為替取引を行う。企画財政部は、その他の種類の金融機関を指定し、これに限られた範囲での外国為替取引の取扱いを認めている。

韓国の法令により、一般的に、国際債券およびその他証券の発行、対外投資ならびに外国為替支払を伴う一定のその他取引を行う際には、企画財政部、韓国銀行あるいは認可外国為替銀行のいずれかの該当機関に対する報告が必要とされる。

1994年および1995年、政府は外為ポジションの上限規制および外為取引管理に要求される書類の規制を緩和し、非居住者が韓国の外国為替銀行で開設することができる自由ウォン口座を創設した。自由ウォン口座に預入れられたウォン貨の資金は、政府の承認を要することなく外貨に転換され、韓国国外に送金されることができる。1996年12月の韓国のOECDへの加盟後、投資資金、配当金および利益の本国送金のほか、貸付返済金や利息支払金の本国送金を自由に行うことが可能になった。政府は、かかる外国為替の改革が韓国の競争力を強化し、国内外の主体間の戦略的提携を推進するものと期待して、WTOのもとでの新たな貿易体制を含む世界経済の変化に対応して為替管理の縮小を継続して実施している。

1998年9月、国会は外国為替取引法を制定した。同法は1999年4月より施行され、その後何度も改正された。原則として大半の通貨および資本取引は自由化された。かかる取引に含まれるのは、

- ・韓国企業および金融機関による海外に所在する不動産への投資、
- ・韓国企業および金融機関による海外支店および子会社の設立、
- ・非居住者による年限が1年超の預金および信託商品への投資、ならびに
- ・韓国市場における非居住者による社債の発行である。

韓国資本市場のさらなる開放による弊害を最小限に抑えるため、企画財政部は短期の投機的資金の流入を制限する可変的な預金義務システムを導入した。

また、政府は、2001年1月から第2段階の自由化構想を実施した。かかる構想のもとで、海外渡航費、外国相続財産送金および海外移住費用を含む居住者の対外決済限度が廃止された。居住者による海外預金、信託、外国有価証券の取得およびその他の外国資本取引ならびに非居住者による韓国通貨建の預金もまた自由化された。かかる自由化に即して、非合法的な外国為替取引を抑止し、外国為替市場を安定化するための処置が講じられる予定である。

2006年1月1日付で、政府は、「資本取引」に適用ある規則を自由化した。かかる規則の規定によれば、資本取引について何ら規制上の承認は必要ではない。資本取引は以前、承認要件に服していたが、現在は報告要件に服するのみとなった。

2010年1月、金融監督院は、法人投資家による外国為替リスクのオーバー・ヘッジを防ぐために、FXデリバティブ取引リスク管理ガイドラインを発表した。2010年7月に改訂済みのこのガイドラインによると、金融機関または公的企業以外の法人投資家が、銀行との間で為替先渡、為替オプションまたは為替スワップ契約を締結しようとする場合、銀行は当該法人投資家の資産、負債または契約が、為替先渡、為替オプションまたは為替スワップ契約によって軽減できる可能性のある為替リスクを抱えているかどうかについて確認しなければならない。また、銀行は、法人投資家のリスクヘッジ比率（リスク総額に対する想定元本総額の割合）が100%を超えていないことを確保しなければならない。

為替相場制度

下表は、表示日現在におけるソウル・マネー・ブローカレッジ・サービス・リミテッドが発表したウォン・米ドル（1米ドルに対するウォン）間の為替レートを表している。

為替レート

1米ドル当りウォン

2010年12月31日	1,138.9
2011年12月31日	1,153.3
2012年12月31日	1,071.1
2013年12月31日	1,055.3
2014年1月29日	1,079.2
2014年2月28日	1,067.7
2014年3月31日	1,068.8
2014年4月30日	1,031.7
2014年5月30日	1,021.6
2014年6月30日	1,014.4
2014年7月31日	1,024.3
2014年8月29日	1,013.6
2014年9月30日	1,059.6
2014年10月31日	1,054.0
2014年11月28日	1,101.1
2014年12月31日	1,099.2
2015年1月30日	1,090.8
2015年2月27日	1,099.2
2015年3月31日	1,105.0

1997年11月まで、政府は、1日の為替レートが上下2.25%の範囲内で自由に変動することを認める為替相場制度を運用していた。1997年後半の韓国の経済危機によって引き起こされたウォンに対する大きな引下げ圧力に対応して、1997年11月、政府は1日の為替レートの変動幅を上下10%に拡大した。この為替変動幅制度は1997年12月に廃止され、現在、ウォンの為替レートは市場の実勢に従い変動している。米ドルに対するウォンの価値は、1997年6月30日現在の1米ドル＝888.1ウォンから1997年12月24日現在では1米ドル＝1,964.8ウォンに下落した。経済状況の改善および貿易黒字の増加により、米ドルに対するウォンの価値は徐々に高まってきたものの、この傾向は2008年3月に逆転した。2008年1月2日から2009年4月16日までの間に、米ドルに対するウォンの価値は約29.9%下落した。これは主に、流動性および信用に対する不安ならびに世界の信用・金融市場のボラティリティによる経済情勢の悪化、ならびに外国投資家が韓国株式市場からその投資を引揚げ国外送金したことによるものである。2015年4月15日現在の1米ドルに対するウォンの平均為替レートは、1米ドル＝1,096.8ウォンであった。

第２【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第３【指数等の情報】

該当事項なし

(訳文)

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの株主に対する独立監査人の監査報告書

私どもは、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書および関連する注記からなる、大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの2013年12月31日終了年度にかかる財務書類の監査を行った。財務書類の作成に適用された財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および欧州連合により採択された国際財務報告基準（IFRSs）である。

取締役および監査人それぞれの責任

取締役は、5頁（訳注：原文の頁）に記載された取締役の責任表明により詳細に説明されているように、真実かつ公正な概観を提示する財務書類の作成に責任を負う。私どもの責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って当該財務書類を監査し、意見を表明することである。かかる基準は、私どもが、監査実務委員会の倫理基準を遵守することを要求している。

本意見を含む本報告書は、1990年会社法第193条に従って、会社の株主全体のためのみに作成されているものであり、それ以外の目的のために作成されていない。本意見を述べるにあたり、私どもは、私どもの書面による事前の明確な同意なくして、その他の目的のためまたは本報告書が提示されるかもしくは本報告書を入手するその他の者のためには責任を引受けずまたは責任を負わない。

財務書類の監査の範囲

監査は、財務書類に詐欺その他の不正または誤謬により生じた重大な虚偽記載がないとの合理的な確証を得、また、監査の実施中に私どもが入手した知識に基づき明らかに重大な誤謬のある、もしくはかかる知識と重大な齟齬のある情報を特定するために十分な、財務書類における金額および開示に関する証拠を入手することを含んでいる。これには、会計方針が会社の置かれた状況に適切でありかつ継続的に適用されており、適切に開示されているかどうか、取締役により行われた重要な会計上の見積りの合理性、および財務書類の全体的な表示についての評価が含まれている。私どもは、明白な重大な虚偽記載または齟齬を了知した場合には、監査報告書への影響を検討する。

財務書類に関する意見

私どもの意見では、財務書類は、

- ・欧州連合により採択された国際財務報告基準（IFRSs）に従って当社の2013年12月31日現在の財政状態および同日に終了した期間の損益およびキャッシュ・フローの真実かつ公正な概観を提示しており、
- ・1963年－2013年会社法の要件に従って適切に作成されている。

1963年－2013年会社法により報告を要求される事項

- ・私どもは、私どもの監査のために必要であると考えたすべての情報および説明を入手した。
- ・私どもの意見では、当社により適切な帳簿が保管されている。
- ・財務書類は帳簿と一致している。
- ・私どもの意見では、取締役の報告書に示された情報は財務書類と首尾一貫している。
- ・財政状態計算書に示されている通り、当社の純資産は払込請求済資本の金額の2分の1以上であり、従って、私どもの意見によれば、2013年12月31日現在において、1983年会社（改正）法第40条第1項に基づいて、臨時株主総会の招集を必要とする財政状態は存在していなかった。

例外により報告を要求される事項

私どもは、取締役の報酬および法律により指定された取引の開示がなされていないと私どもが考えた場合には株主への報告を要求している1963年－2013年会社法の規定に関して、報告すべきものはない。

ジョン・プライ

プライスウォーターハウスクーパースを代理して

勅許会計士および監査事務所

ダブリン

2014年6月24日

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To member of Daejeon Riverside Expressway Funding PLC

We have audited the financial statements of Daejeon Riverside Expressway Funding Plc for the year ended 31 December 2013 which comprise the Statement of Financial Position, the Statement of Comprehensive Income, the Statement of Cash Flows, the Statement of Changes in Equity and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union.

Respective responsibilities of directors and auditors

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement set out on page 5, the directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Scope of the audit of the financial statements

As audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union, of the state of the company's affairs as at 31 December 2013 and of its loss and cash flows for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts 1963 to 2013.

Matters on which we are required to report by the Companies Acts 1963 to 2013

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the company.
- The financial statements are in agreement with the books of account.
- In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.
- The net assets of the company, as stated in the Statement of Financial Position, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2013 a financial situation which under Section 40(1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Acts 1963 to 2013 which require us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

John Bligh

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Dublin

24th June 2014

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

(訳文)

監査人の同意書

ダブリン1

インターナショナル・フィナンシャル・サービス・センター

ハーバーマスター・ブレース5

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシー

取締役会 御中

2015年6月23日

拝啓

私どもは、大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの2013年12月31日終了年度にかかる財務書類に関する2014年6月24日付の私どもの報告書および2014年12月31日終了年度にかかる財務書類に関する2015年6月23日付の私どもの報告書が、日本国財務省関東財務局長に提出される大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの有価証券報告書において使用されることにつき、ここに同意いたします。

敬具

プライスウォーターハウスクーパース

CONSENT OF THE AUDITORS

The Board of Directors
Daejeon Riverside Expressway Funding Public Limited Company
5 Harbourmaster Place
International Financial Services Centre
Dublin 1

23 June 2015

Dear Sirs,

We hereby consent to the inclusion of our reports dated 24 June 2014 and 23 June 2015 on the financial statements of Daejeon Riverside Expressway Funding Public Limited Company for the year ended 31 December 2013 and for the year ended 31 December 2014, respectively, in or made a part of the Securities Report of Daejeon Riverside Expressway Funding Public Limited Company to be filed with the Director-General of Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan.

Yours faithfully,

PricewaterhouseCoopers

(*) 上記は、監査人の同意書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

(訳文)

大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの株主に対する独立監査人の監査報告書

財務書類に関する報告

監査人の意見

私どもの意見では、大田リバーサイド・エクスプレスウェイ・ファンディング・ピーエルシーの財務書類（以下「財務書類」という。）は、

- ・当社の2014年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに同日終了年度の損失およびキャッシュ・フローの真実かつ公正な概観を提示しており、
- ・欧州連合により採択された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って適切に作成されており、
- ・2014年会社法の要件に従って適切に作成されている。

監査の対象

財務書類は、以下からなる。

- ・2014年12月31日現在の財政状態計算書
- ・同日終了年度にかかる包括利益計算書
- ・同日終了年度にかかる資本変動計算書
- ・同日終了年度にかかるキャッシュ・フロー計算書
- ・財務書類に対する注記（重要な会計方針の概要およびその他の説明情報を含む。）

財務書類の作成に適用された財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および欧州連合により採択されたIFRSである。財務報告の枠組みの適用に当たって、取締役は、いくつかの主観的な判断（重要な会計上の見積り等）を行った。かかる見積りを行う際に、取締役は仮定を行い、将来の事由を検討した。

2014年会社法により報告を要求される事項

- ・私どもは、私どもの監査のために必要であると考えたすべての情報および説明を入手した。
- ・私どもの意見では、当社の会計記録は、容易かつ適切に財務書類の監査を行うために十分であった。
- ・財務書類は会計記録と一致している。
- ・私どもの意見では、取締役の報告書に示された情報は財務書類と首尾一貫している。

例外により報告を要求される事項

取締役の報酬および取引

2014年会社法に基づき、私どもは、取締役の報酬および同法第305条ないし第312条により指定された取引の開示がなされていないと私どもが考えた場合には株主への報告を求められている。かかる責任から生じる例外に関して、私どもが報告すべきものはない。

その他の事項

2010年の「欧州共同体（指令2006/46/EC）（改正）2010年規則」第183条は、2014年会社法により廃止され、かかる規則の第5規則は2014年会社法の対応する条文により置換されなかった。そのため、私どもは、2014年会社法第1373条(7)の要件に基づく報告を行うことができない。

2010年第183条第5規則が2014年会社法第1373条(7)を置換していたと仮定した場合も、報告すべき追加事項はない。2014年会社法第1373条に基づきコーポレート・ガバナンス報告書に記載しなければならない情報は取締役の報告書において言及されており、私どもは、取締役の報告書に記載された情報と、上記の財務書類とが一貫していることを報告している。

財務書類および監査に対する責任

監査人の責任および取締役の責任

取締役は、5頁（訳注：原文の頁）に記載された取締役の責任表明により詳細に説明されているように、財務書類の作成および財務書類が真実かつ公正な概観を提示していることの確保に責任を負う。

私どもの責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って当該財務書類を監査し、意見を表明することである。かかる基準は、私どもが、監査実務委員会の倫理基準を遵守することを要求している。

本意見を含む本報告書は、2014年会社法第391条に従って、会社の株主全体のためのみに作成されているものであり、それ以外の目的のために作成されていない。本意見を述べるにあたり、私どもは、私どもの書面による事前の明確な同意なくして、その他の目的のためまたは本報告書が提示されるかもしくは本報告書を入手するその他の者のためには責任を引受けずまたは責任を負わない。

財務書類の監査の内容

私どもは、国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を行った。監査は、財務書類に詐欺その他の不正または誤謬により生じた重大な虚偽記載がないとの合理的な確証を得るために十分な、財務書類における金額および開示に関する証拠を入手することを含んでいる。これには、

- ・会計方針が会社の置かれた状況に適切でありかつ継続的に適用されており、適切に開示されているかどうか、
 - ・取締役により行われた重要な会計上の見積りの合理性、および
 - ・財務書類の全体的な表示
- についての評価が含まれている。

私どもは、入手可能な証拠に照らして取締役の判断を評価し、私ども自身の判断を行い、財務書類における開示を評価することで、主にかかる分野における作業に注力している。

私どもは、結論を下すための合理的な基礎とするために必要であるとみなす範囲において、サンプリングおよびその他の監査手法を用いて情報を検査し、検討する。私どもは、統制の有効性の検査、実証的手続きまたはそれらの組み合わせによって監査の証拠を入手する。

さらに、監査の実施中に私どもが入手した知識に基づき明らかに重大な誤謬のある、もしくはかかる知識と重大な齟齬のある情報を特定するために、私どもは、取締役の報告書および財務書類に記載されたすべての財務上のおよびそれ以外の情報を読む。私どもは、明白な重大な虚偽記載または齟齬を了知した場合には、監査報告書への影響を検討する。

ジョン・プライ

プライスウォーターハウスクーパースを代理して

勅許会計士および監査事務所

ダブリン

2015年6月23日

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF DAEJEON RIVERSIDE EXPRESSWAY FUNDING PLC

Report on the financial statements

Our opinion

In our opinion, Daejeon Riverside Expressway Funding plc's financial statements (the "financial statements"):

- give a true and fair view of the company's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2014 and of its loss and cash flows for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs") as adopted by the European Union; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

What we have audited

The financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2014;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and IFRSs as adopted by the European Union. In applying the financial reporting framework, the directors have made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, they have made assumptions and considered future events.

Matters on which we are required to report by the Companies Act 2014

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
- The financial statements are in agreement with the accounting records.
- In our opinion the information given in the directors' report is consistent with the financial statements.

Matters on which we are required to report by exception

Directors' remuneration and transactions

Under the Companies Act 2014 we are required to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by sections 305 to 312 of that Act have not been made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Other matter

S183 of 2010 "European Communities (Directive 2006/46/EC) (Amendment) Regulations 2010" has been revoked by the Companies Act 2014 without replacing regulation 5 of those regulations with an equivalent section in the Act. Consequently, we are unable to report under the requirements of section 1373(7) of the Companies Act 2014.

Had regulation 5 of S183 of 2010 replaced section 1373(7) of the Companies Act 2014, there would be no additional matters to report. The information required to be included in the corporate governance statement by section 1373 of the Companies Act 2014 is referenced in the Directors' Report and we have reported on the consistency of the information included in the Directors' Report with the financial statements above.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Our responsibilities and those of the directors

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities out on page 5, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with section 391 of the Companies Act 2014 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the directors' judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the directors' report and financial statements to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

John Bligh

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Dublin

23 June 2015

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。